

第百九十八回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議 録  
第十三号

平成三十一年四月十七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 牧原 秀樹君

理事 平 将明君 理事 谷川 弥一君

理事 長坂 康正君 理事 牧島かれん君

理事 松本 剛明君 理事 山内 康一君

理事 大島 敦君 理事 岡本 三成君

理事 安藤 裕君 池田 佳隆君

石崎 徹君 泉田 裕彦君

上杉謙太郎君 大西 宏幸君

岡下 昌平君 加藤 鮎子君

木村 次郎君 小寺 裕雄君

杉田 水脈君 高木 啓君

中山 展宏君 長尾 敬君

西田 昭二君 松野 博一君

松本 洋平君 三谷 英弘君

宮路 拓馬君 村井 英樹君

今井 雅人君 大河原雅子君

岡本あき子君 近藤 昭一君

篠原 豪君 初鹿 明博君

山尾志桜里君 森田 俊和君

山岡 達丸君 太田 昌孝君

佐藤 茂樹君 塩川 鉄也君

浦野 靖人君

国務大臣  
(内閣官房長官) 菅 義偉君

国務大臣  
(国家公安委員会委員長) 山本 順三君

国務大臣  
(海洋政策担当) 宮腰 光寛君

国務大臣  
(情報通信技術(ＩＴ)政策担当)  
(クールジャパン戦略担当) 平井 卓也君

国務大臣  
(規制改革担当)  
(男女共同参画担当) 片山さつき君

内閣府副大臣 左藤 章君

内閣府副大臣 牧野たかお君

内閣府大臣政務官 原田 憲治君

内閣府大臣政務官 長尾 敬君

国土交通大臣政務官 安藤 裕君

政府参考人 工藤 彰三君

(内閣官房情報通信技術  
(ＩＴ)総合戦略室内閣審議  
官) 時澤 忠君

政府参考人 二宮 清治君

(内閣官房情報通信技術  
(ＩＴ)総合戦略室内閣審議  
官) 諸戸 修二君

政府参考人 米澤 健君

(内閣官房内閣審議官) 池永 肇恵君

(内閣府大臣官房審議官) 村上 敬亮君

(内閣府男女共同参画局長) 川嶋 貴樹君

政府参考人 中村 格君

(内閣府知的財産戦略推進  
事務局次長) 北村 博文君

政府参考人 小山 智君

(警察庁長官官房長) 多田健一郎君

政府参考人 稲岡 伸哉君

(警察庁長官官房長) 赤澤 公省君

政府参考人 筒井 健夫君

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

(総務省大臣官房審議官) 政府参考人

政府参考人 大鷹 正人君

(外務省大臣官房審議官) 塚田 玉樹君

政府参考人 安藤 俊英君

(外務省大臣官房参事官) 船越 健裕君

政府参考人 杉浦 久弘君

(外務省大臣官房参事官) 宮崎 雅則君

政府参考人 小川 良介君

(文化庁審議官) 森 健君

政府参考人 米村 猛君

(厚生労働省大臣官房生活  
衛生・食品安全審議官) 海谷 厚志君

政府参考人 寺田 吉道君

(農林水産省大臣官房審議  
官) 小川 良介君

政府参考人 森 健君

(水産庁漁政部長) 米村 猛君

政府参考人 海谷 厚志君

(特許庁総務部長) 寺田 吉道君

政府参考人 小川 良介君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 森 健君

政府参考人 米村 猛君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 海谷 厚志君

政府参考人 寺田 吉道君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 小川 良介君

政府参考人 森 健君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 米村 猛君

政府参考人 海谷 厚志君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 寺田 吉道君

政府参考人 小川 良介君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 森 健君

政府参考人 米村 猛君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 海谷 厚志君

政府参考人 寺田 吉道君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 小川 良介君

政府参考人 森 健君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 米村 猛君

政府参考人 海谷 厚志君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 寺田 吉道君

政府参考人 小川 良介君

(国土交通省大臣官房審議  
官) 森 健君

金子 俊平君 宮路 拓馬君

高木 啓君 木村 次郎君

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

同日 補欠選任

金子 俊平君

高木 啓君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

警察に関する件

○牧原委員長 これより会議を開きます。

この際、牧野内閣府副大臣から発言を求められておりますので、これを許します。牧野内閣府副大臣。

○牧野副大臣 このたび内閣府副大臣に就任いたしました牧野たかおでございます。

特定複合観光施設区域の整備に関する事務を担当いたします。

石井大臣を支えて全力で取り組んでまいりますので、牧原委員長を始め理事、委員各位の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○牧原委員長 牧野副大臣はどうぞ御退室をください。

○牧原委員長 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房情報通信技術(ＩＴ)総合戦略室内閣審議官時澤忠君、内閣官房情報通信技術(ＩＴ)総合戦略室内閣審議官二宮清治君、内閣官房内閣審議官諸戸修二君、内閣府大臣官房審議官米澤健君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、内閣府知的財産戦略推進事務局次長川嶋貴樹君、警察庁長官官房長中村格君、警察庁交通局長北村博文君、復興庁統括官小山智君、総務省大臣官房審議官多田健一郎君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、総務省大臣官房審議官赤澤公省君、法務省大臣官房審議官簡井健夫君、外務省大臣官房審議官大鷹正人君、外務省大臣官房審議官塚田玉樹君、外務省大臣官

房参事官安藤俊英君、外務省大臣官房参事官船越健裕君、文化庁審議官杉浦久弘君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宮崎雅則君、農林水産省大臣官房審議官小川良介君、水産庁漁政部長森健君、特許庁総務部長米村猛君、国土交通省大臣官房審議官海谷厚志君、国土交通省大臣官房審議官寺田吉道君、国土交通省大臣官房審議官田尻直人君、観光庁審議官横川直也君、防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官小波功君、防衛省地方協力局長長田中聡君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○牧原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○牧原委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。西田昭二君。

○西田委員 おはようございます。自由民主党、石川三区の西田昭二でございます。

本日は、平井、そしてまた宮腰大臣にお越しいただき、内閣委員会において質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。

先ほど、たくさんの方々の御列席のもとであります、私自身も幅広い形で質問をさせていただきたいと思っております。全国では春らんまんの中で統一地方選挙が行われているところでございます。私も、地方議員出身者として、地域の思いを少しでもつなげられるように質問させていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今月、四月一日に、菅官房長官より、新元号が令和と発表がございました。今日までに、さまざまなお祝いの行事や、天皇皇后両陛下への感謝の思いを込めた行事が国内で行われているところがございます。

そして、四月三十日には今上陛下の御退位、そしてまた五月一日には皇太子殿下の御即位が行われるわけでございます。このたびの御退位と御即位

位というのは、我が国にとっても約二百六十年ぶりのことでありますとともに、日本人にとっても大変おめでたい、国を挙げたお祝いの日となります。

また、菅官房長官から発表がありました新元号の令和は、既に国民に受け入れられ、翌日四月二日の報道では、七三・四％の国民が新元号に対して好感が持っていると答え、一週間後の四月八日には、八七％の国民が新元号について支持しているとの報道がございました。まさにこの報道を見ても、このような短い期間で既に大変多くの国民に新元号、令和は浸透し、愛されております。

そのような我が国、我が国民の思い、そしてまた我が国の歴史に水を差すような話が報道をされており、

報道により、日本の新しい元号が令和となるのが一日に発表された、発表後、多くの企業が新しい元号にちなんだ商品やサービスを打ち出したが、元号にちなんだ商品名やサービス名は広く使用できるよう商標登録は基本的に不可能となっている、一方、中国国内では新元号の発表前から既に令和という商標が登録されていたことが判明をしている、これについて、中国メディア捜狐は七日、中国で令和を商標登録していた権利保持者が値段次第では売却する意向を示していることを伝えた、中国ではこれまで日本企業の商標が勝手に登録されトラブルになるケースが多発していたが、今回の場合は、記事も指摘しているとおり、元号の発表前に取得されたものであるため、悪意のあるものではないと言えるところありますが、このことについてしっかりと事実確認、現状把握はできているのか、また今後の対応等についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

○米村政府参考人 お答えを申し上げます。第三者が日本の地名、地域ブランド名、著名商標等を出願、登録する、いわゆる冒認商標出願と言われる問題は、現地で日本の企業とのビジネスに支障を来す大きな問題だと認識をしております。御指摘の中国の令和の商標登録につきまして

は、一昨年に出願がされて、昨年十月に登録されております。新元号の公表以前に手続が行われたことを踏まえ、冒認商標出願ではないかと考えられるところではあります。いざいいたしませんが、特許庁は、先ほど申し上げた冒認商標出願への対策として企業支援の施策などを実施しております。

例えば、まず、ジェトロ北京事務所知財の専門家を配置いたしました。現地で情報収集、日本企業支援を行っております。特に冒認商標出願にしましては、特別の相談窓口を設置いたしました。現地法の専門家が個別相談に応じております。さらに、法的な対応策を紹介するマニュアルなどを提供するなど、企業への情報発信に努めております。

また、冒認出願への対策としては、ユーザーが現地で商標の権利をきちんと取得することがますます重要であります。中々企業にしまして、海外での出願に要する費用の補助、さらには海外での権利侵害への対策に要する費用の補助も行っているところでございます。

引き続き、これらの支援を実施いたしまして、冒認商標対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○西田委員 今御説明いただいたわけであり、

まさに、元号は、我が国の根幹とも言える、国民にとっても大切なものであります。日本の企業の不利益にならないように、政府として今後とも引き続きしっかりと対応をお願いしたいと思います。それでは次に、地方創生の関連で質問させていただきます。

昨今の報道でもよく取り上げられておりますが、ふるさと納税の返礼品のあり方について伺いたいと思っております。

ふるさと納税の定義については詳しく述べませんが、ふるさと納税は、納税者と自治体が互いの成長を高める新しい関係を築いていくこと、自治

体は納税者の志に応えられる施策の向上を、一方で納税者は地方行政への関心と参加意識を高める、いわば自治体と納税者の両者がともに高め合う関係でございます。一人一人の貢献が地方を変え、そして、よりよい未来をつくる。全国のさまざまな地域に活力が生まれることを期待しております。

ただ、一方で、ふるさと納税に係る返礼品について、通知に従わず、返礼品割合を三割を超えている地方団体、地場産品以外の返礼品を送付している地方団体をめぐり問題がございます。とある自治体の返礼品の件においても、昨日も報道等で大きく取り上げられております。

予算委員会の分科会でも質問をさせていただきましたが、改めて地方創生の観点からお伺いをさせていただきます。

返礼品の割合を三割とした理由についてと、また、その時々で相場が変動する地場産品、特産品を返礼品として自治体が定めた場合に、時期により三割を超えてしまうことがあると思いますが、その対応はどのようなものか。あわせて、温かい対応をお願いしたいと思っております。

○福岡府参考人 お答え申し上げます。

返礼品割合につきましては、平成二十九年四月の総務大臣通知を発出する際に検討し、ふるさと納税の募集に際して、過度な返礼品を送付せず平均的な取組を行っていると考えられる地方団体における返礼品割合がおおむね三割であったこと等を踏まえ、少なくとも三割以下という基準を設定したところでございます。

その後、累次にわたり、返礼品割合を三割以下とするよう、地方団体に対して良識のある対応を要請してきた結果、現在、ほとんどの団体の返礼品割合が三割以下となっております。

また、それに加えまして、地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち少なくとも半分以上が寄附先の地域の活性化のために活用されるべきと考えており、返礼品の調達以外の送料等の費用が平均で二割弱であるこ

とを踏まえ、返礼品割合三割以下としたものであります。

今回のふるさと納税の見直しは、各地方団体が行う募集の方法について、法律上、一定の客観的なルールを設けることで、制度趣旨に沿った運用を実現しようとするものであり、これにより、ふるさと納税制度が健全に発展をする、こういったことを期待しております。

それから、相場が変動する特産品を返礼品とした場合に、時期により返礼品割合が三割を超えてしまう場合ということでございますが、この返礼品割合三割のいわゆる分子に当たる返礼品の調達費用については、個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額としております。この調達の要する費用の額とは、基本的に、個別の返礼品に対して地方団体が支出した額となるものでございまして、御理解をいただきたいと思います。

したがって、一件一件の寄附に対する返礼品の返礼品割合を三割以下にしたいと必要があるものでございますが、地方団体における具体的な返礼品の調達の一例として、一定の数量をまとめて調達することで調達に要する経費を安定させることや、価格変動により数量や内容に変更があり得る旨をあらかじめ寄附者に周知すること、こういったことに取り組んでいる地方団体もあると聞いています。

○西田委員 一定の割合で数をそろえられる返礼品であったり、そしてまた、地方自治体も、大きなところであれば幅広い返礼品を用意できると思えますし、また、財政が脆弱な小さい自治体であれば特産品も大変極めて少ないわけでありまして、本当に真面目に取り組んでいる、そしてまた真摯に取り組んでいる、そういったところをしっかりと見きわめていただいて、数少ない中の返礼品を用意している自治体には少なからずの配慮や温情をいただければ、決して悪意なものでない限り、そういったものの判断を少しでもしていただ

きたいと思えますし、温かい対応をぜひともこれからもお願いしたいと思っております。

次に、地場産品の定義についてであります。地場産品については、豊富な特産品を持つ自治体、そうでない自治体の格差が生じる懸念があるという意見も先ほど申し上げさせていただきました。私の地元、石川県では、多くの地場産品や特産品がございます。そのおかげで、ふるさと納税は比較的に好調だと聞いています。

返礼品の中で、特に加工品について、全国的に小さな自治体では心配している事実があると聞いております。

その一つの例として、原材料は自治体で生産をしているが、加工する工場が自治体ではなく、隣接する自治体や少し離れたところで加工し、商品となるといったような品物は地場産品として認められないのか、そういう心配もございまして、また、それが認められない場合において何らかの対応策があるのか、伺いたいと思っております。

○福岡府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる地場産品につきましては、今国会における改正後の地方税法におきまして、当該地方団体の「区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するもの」と規定しており、この総務大臣が定める基準として、四月一日に総務省告示を定めたところでございます。

この告示の中で、「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」についても規定をしております。委員御指摘の、原材料の主要な部分が地元産のものであれば、隣接する他の地方団体にある工場で加工したものであつても、地場産品に該当することになるものでございます。

○西田委員 そういう御意見も聞いて少し安心したところでもありますし、また、それを進めていくことによってさまざまな課題や要件が出てくる

と思っておりますので、引き続き、温かい制度になるよう、御指導をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、東京オリンピック・パラリンピック大会で来日している選手や関係者に対して振る舞う食事で、もちろん競技前などは、体調管理も含め、管理された食事になるのかもしれませんが、競技が終わった選手などに、日本各地の特産物を食べ

てもらふことや伝統工芸品などに触れてもらうことにより、我が国の農産物を始めとした特産品を、選手や関係者を通して自国を始めさまざまな国に広めてもらう大きなチャンスとして、各地方の特産品を選手村等で提供できるようなことも考えていただきたいと思います。その点についてお伺いをさせていただきます。

○諸戸府参考人 お答え申し上げます。

東京大会では世界各国から多くの選手や関係者が来航することが見込まれており、委員御指摘もございましたが、日本の食文化はもちろんのこと、我が国の高品質な食材をアピールする絶好の機会だと考えております。

組織委員会が作成いたしました飲食提供に係る基本戦略、これでは、地域性豊かな食文化を体感していただくため、メニューとのマッチングを考慮しながら地域特産物を活用する旨が明記をされております。

昨年十二月の、東京大会における食材提供に関する意向調査結果では、組織委員会の調達基準を満たした地域の食材がかなりたくさん生産されていることを確認いたしました。

選手村のダイニングなどで大会初となります産地名等の表示が可能となるという点を組織委員会に対し確認いたしております。大会関係施設に食材を提供したいという意欲をお持ちの産地の取組の励みとなるような環境整備を進めてまいります。

現在、組織委員会で選手村のメニュー検討に入っております。全国津々浦々の地域特産物が大会の関係施設で少しでも多く活用されるよう、引

き続き、関係省庁と連携しつつ、組織委員会に協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西田委員 ただいま御説明いただいて、本当にありがとうございます。

私も、地方の各自治体は、やはりスローガンとして、オリンピックに少しでも協力したい、そしてまた、オリンピックに少しでもそういう地域の特産物を提供したい、そういうことが目標でもあり、お題目でもありますので、こういう大会を通じて、選手はもちろんのことでありますけれども、大会に会場していただいた方々に少しでも自国のPR、そしてまた世界に我が国の魅力が発信できるように、何よりも効果的なPRや対策につながることを心からお願いさせていただきたいと思っております。

次に、IR整備推進とインバウンドについて質問させていただきたいと思っております。

IR整備について、特定複合観光施設には、カジノ施設以外に、我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設や、我が国における各地域の観光に関する情報を適切に提供し、あわせて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊等のサービスの提供を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設が配置とされております。

国内における観光旅行の促進に資する施設、いわゆる送客機能施設については、外国人観光客の観光先が大都市だけに偏ることのないよう、IR施設から地方都市への観光客を送り出すような機能を持たせる必要があります。

全国各地の魅力的な観光地や観光ルートを紹介し、IRを拠点にして旅行者が全国に旅立つことができ、全国津々浦々にインバウンドの消費効果が波及することが期待をされておりますが、政府として送客機能の意義と具体的なイメージについてどのように考えているのか、伺いたいと思っております。

○秋川政府参考人 お答え申し上げます。

IR整備に当たりましては、その効果を全国各地に波及させることが重要であるというふうに考えてございます。

このため、IR整備法におきましては、各地域の観光の魅力等に関する情報をバーチャルリアリティ等の最先端技術を活用して効果的に提供し、あわせて、チケット手配などのサービスを一元的に提供する送客施設の設置、運営が義務づけられているところでございます。

今後、国土交通省におきまして区域整備計画の認定を行うに当たりまして、この送客施設の活用によってIRへの来訪客が全国各地の観光地を訪れることを促す内容になっているかをしっかりと確認してまいりたいと思っております。

○西田委員 法案審議の際にもありましたけれども、ぜひとも、設置自治体のみならず、全国にその恩恵が広がるように対策をお願いしたいと思っております。

それに関連して、日本国内に既に入国している旅行者だけではなく、日本に興味を持っている外国の方々や、まだ日本を知らないという方々に対し、日本の魅力、すばらしい文化などを発信し、日本に興味を持ってもらい、未来の日本への観光客になってもらうというような努力が必要と考えますが、政府として、現在どのような方法で海外において広報やPR活動をされているのか、お伺いをさせていただきます。

○秋川政府参考人 二〇二〇年、訪日外国人旅行者四千万人の目標を達成するためには、今委員から御指摘いただきましたように、我が国の多様な魅力を効果的に海外に発信していくことが重要だと考えてございます。

このため、海外現地にネットワークを持っており、また日本政府観光局を中心に、四季折々の国内の魅力につきましてもウェブサイトやSNSを使って情報発信をすること、それから、現地の旅行会社による訪日ツアーをつくってもらうように促すための、その旅行会社を日本に招いたり、あと商談会を実施したりすること、それから、日本の観

光についての情報発信を働きかけるために海外のメディアを日本に招聘すること、それから、比較的人数が少ない欧米豪の旅行者が好むようなアクティビティや自然に着目したコンテンツなど、日本の旅行先としてのさまざまな魅力を発信するグローバルキャンペーンを展開すること等の取組をやっているところでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

また、例えば、総務省、5G実証実験でも使用した、持ち運びができる、簡単に分解や設置ができ、電気さえあればどこにでも、特殊な器具を使わなくても、モニターを見るだけで大勢の人々がリアルな映像を見て体感できる、スフィア五・二やドームワークスなどのような日本のすぐれた技術を活用した海外での広報やPRは非常に有効だと考えます。

クールジャパン戦略を推進していく一つの手段として有効ではないかと思いますが、また、このほかにも我が国が誇る科学技術を活用したすばらしい製品があると思っておりますが、あわせてお伺いをさせていただきます。

○平井国務大臣 先ほど観光庁さんがお話になったことも、総務省が進めているいろいろなことも、全て含めてこのクールジャパン戦略とつながってくるというふうに思っています。

先生が先ほどお話しになったような新しい日本の製品自体も実はもうクールジャパンのコンテンツであり、そういうものを使って海外の方々にPRするということも、そのやり方次第によつてはまさに効果があるというふうに思っています。

今、我々、クールジャパン戦略をこのグローバル化とデジタル化の時代にちよつと見直そうというところで、戦略強化のために、外国人の有識者の皆さんを招いてずっと議論を積み重ねてきてまいりました。

そういう中で、外国人から見た地域の魅力とか祭りとか、そういうものは実はあるんですね。彼らが発見してくれて、彼らがいいと言うものの中

には、みこしの担ぎ手が少なくなっているのを心配していただくような海外の方々もいらっしゃる。

そういうものをどうやって知るかということに関して言うと、我々が伝えようというより、そういうものに興味を持った方々が自国に伝える、そういうふうな、いわばいろいろな形のインフルエンサーの皆さんのお力というのが大きいと思っております。

その上で、これはもう全て、全般に言えることだと思っておりますが、さりとて、やはり海外の検索でひつかかるためには、英語の要するにメタデータを全部つけておくというのは最低な必要条件だなどつくづく思いました。

そういう意味で、先生の考えておられる新しい技術やデジタル化に対応したいろいろなやはりアイデアというものを、本来の日本が持っている悠久の歴史やすばらしい自然や地域の伝統文化や、そういうものにつなげられていくというようにすることが今後の戦略に重要な点だと考えています。

○西田委員 平井大臣、ありがとうございます。

本日に、このすばらしい映像を直接海外の方々へ伝えるということも、日本を知ってもらう大きな手だてになると思っておりますし、私どもは地域をぜひとも知っていただきたい。先ほど大臣が言われました祭り文化、それは現地に行かなければなかなか体験できないものでもありますが、海外などで、そういう装置で海外の方々に直接臨場感を持って体験していただくということが、日本や日本の地方を思っていたく、大変、一番身近な手だてだと思っておりますので、引き続き、このことがクールジャパンの戦略として、地域の文化遺産やまた祭りを通じて地方の活性化につながるものと思っておりますので、これからも御支援のほどよろしくお願いしたいと思います。

最後に、海洋政策についてお伺いをさせていただきます。

これは本日に、私も地元、私にとってもライ

昨年、水産庁、海上保安庁の精力的な取締りにより、一昨年に比べて、北朝鮮船舶とも思われる漁船の違法操業に対して非常に大きな成果があったと、地元漁業関係者から感謝の声を聞いているところでございます。

政府として、海洋政策の観点から、引き続き力強い御支援と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○宮腰國務大臣　日本海の大和堆周辺水域は、我

まず、違法操業に対しましては、漁業者を始めとする国民の安全、安心の確保の観点から、政府としてこれを重要な課題と認識をし、水産庁と海上保安庁が連携して取締りを行っているところであります、引き続き、連携の強化を図り、的確

警告が延べ五千三百十五隻、うち放水を行ったものが二千五十八隻、海上保安庁による退去警告が延べ千六百二十四隻、うち放水を行ったものが五百十三隻。退去警告、合計するとざっと七千隻近い、それから放水を行ったケースが二千六百隻近いというような状況にありまして、一定の効果は出ているものというふうに考えておりますが、これは引き続き実施していきたいと考えております。

具体的には、通常の海岸漂着物等に係る補助率よりも、この確認漂着木造船等につきましては補助率をかさ上げしております。それに加えて、

この補助金を用いて処理をされた件数が、平成二十九年度は三十件、しかし、平成三十年度は急増いたしております、これはまだ暫定値であります、百二十二件というように、極めて急激に増加をしている状況にあります。これらの措置につきましても、引き続き実行してまいりたいと思っております。

こうした問題の対応につきましては、昨年五月に閣議決定された第三期海洋基本計画におきましても明確に位置づけておりまして、国民の安全、安心の確保及び総合的な海洋の安全保障の観点から、引き続き、関係省庁と連携を密にして万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○森田委員 国民民主党の森田でございます。

して、国交の政務官、工藤政務官にも同席をさせていただいております。二十七分間の時間をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、米軍基地と、あるいは米軍との関係についてお伺いをしていきたいなというふうに思っています。

戦争が終わつてから七十年が経過をしておりま  
すけれども、いろいろなところで占領状態が続  
いているかのような、あるいは、その後に朝鮮戦  
争がありましたが、その朝鮮戦争のときの特  
別な協力体制みたいなものが継続しているとい  
うような事例というもの、どうもいろいろなこ  
ろに見受けられるのかなというふうに思つてお  
ります。

まず、横田空域の關係についてお尋ねをしたいと思います。と思っています。

まず、横田空域ですけれども 一都八県、この  
東京もそうですし、それから、埼玉、栃木、群  
馬、神奈川、静岡、新潟、長野、山梨ということ

で、ざっと言うと、東京の西側の太平洋から日本海側まで、階段状に二千四百メートルから七千メートルぐらいまでの大きな空域が、今、横田基地の管制の範囲内にあるということでございます。当然、この中には横田基地があるとか、あるいは米海軍の横須賀の施設があったりだとか、キャンプ座間があったりとかいうことで、米軍の重要な施設も複数あるわけでございます。

せんだつての一月二十九日の、合意ということ  
 で聞いておりますけれども、この横田空域を通る  
 羽田空港に行く新ルートが開設することなどで  
 合意をされたということで、これについては日本  
 側が管制をするということであつております。

第二次大戦の敗戦国であるドイツとかイタリアでも、こういう空域は既に今存在していないという事でございまして、政府としても、これまで八回にわたってその空域を削減するという事で交渉をされて、実現をされてきたということでございます。

敗戦で制空権をもちろん失つて、それから航空機等を飛ばすのを禁じられたという期間がまずありまして、その後にサンフランシスコ講和条約で主権を回復したということで、その後、昭和二十七年の日米合同委員会の決定、合意ということとで、全ての航空管制をまず一旦米軍がやるということで合意をした後で、ずっとこの経過をたどつて、昭和五十年に航空管制に係る日米合同委員会の合意という中でこの航空管制の問題が決定をされてきたというふうにとつております。

そもそも、この合同委員会の形そのものが、こちらの代表、日本側の代表は外務省の北米局長がお務めだ、アメリカ側の代表は在日米軍司令部の副司令官がお務めだということになっています。こういう大きな問題がそういう場で決められてしま

うということが、果たしてこれが日本にとつていかどうかというと、大いに疑問があるところでございます。そこにいらつしやる方というのは、アメリカ側の構成員というと、主に軍の關係者でいらつしやいます。

そういったところの中でこういった合意がなされてきているわけなんですけれども、そこでお伺いしたいのは、国土士の、トップ同士のお話の中で、こういう空域の問題が扱われたり、あるいは返還をこちらから求めたりということがあったのかどうかという点について、お聞かせをいただければと思っております。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。

日米間のやりとりの詳細の一つ一つについては、お答えすることは差し控えていただきたいと存じますが、可能な範囲で御説明を申し上げます。また、日米合同委員会では、日米合同委員会でございまして、これは日米地位協定の実施に関する国と国との正式な協議機関でございます。もちろんそういった位置づけのものでございます。

また、日米合同委員会につきましては、米軍の副司令官が議長というところは委員御指摘のとおりでございますが、例えばアメリカ大使館の政治部長等も構成員になっていてございまして、その上で申し上げますと、政治レベルにおきましては、今御指摘いただきましたように、例えば二〇〇六年五月の再編実施のための日米ロードマップにおきまして、横田の空域の一部について、二〇〇八年九月までに管制業務を一部日本に返還する、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討するというところで一致することなど、閣僚レベルを含め、ハイレベルでもやりとりを行ってきいてございまして、その中で日本の考え方を伝えてきていてございまして、

○森田委員 確認ですが、トップ同士のお話としてはされたことはあるのでしょうか。  
○船越政府参考人 お答え申し上げます。  
横田の空域に関しては、主に、まさに正式な協議機関であるところの合同委員会、さらには2プラス2の枠組みで閣僚で議論しておるところでございますけれども、これまでも、具体的なやりとりについては控えていたでございますが、首脳レベルにおきましても米軍再編の着実な実施については確認をしておるところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。  
横田空域が今でも米軍の管制下に置かれているということなんですけれども、これまでも国会の中でもいろいろ答弁がありまして、そういうものをお伺いしておりますと、昭和二十七年の日米行政協定の中で、軍用、非軍用を含めて、航空の管

制のことに関しては緊密な協調をもって発展を図るといふ、そういったところが根拠になっていまして、横田空域が返還されない理由というのは一体何なんですか。  
○船越政府参考人 お答え申し上げます。  
横田空域の地位協定上の根拠につきましては、まさに委員御指摘のとおりでございます。我が国における航空管制業務は、戦後しばらくの間、全て米軍により行われておりましたが、その後、日米間の協議を通じ、順次、各地の管制が日本側に移管され、横田空域につきましても、これまでの御指摘のとおり、八回にわたり、漸次、空域の削減を行ってきたところでございます。

直近では、先ほど申し上げましたように、平成十八年十月に、日米再編ロードマップに基づき、横田進入管制空域の範囲の削減につき合意し、平成二十年九月から、削減空域の管制業務を日本側に移管したところでございます。  
その上で申し上げますと、米側との関係におきまして、横田空域に存在する横田飛行場は、在日米軍司令部や第五空軍司令部等が置かれておりまして、また、有事においては、極東地域全体の兵たんの基地となる在日米軍の中核基地でございます。このため、米側としては、今後とも、そうした機能の維持というのは必要との考えであると承知しております。

いずれにせよ、横田の進入管制空域の返還につきましては、我が国の安全保障や日米同盟の抑止力の維持という観点も踏まえつつ、我が国の空域を一元的に管理、管制する観点から、関係省庁と協力しながら取り組んでまいりたいと存じます。  
○森田委員 ありがとうございます。  
軍事行動におけるいろいろな重要性、抑止力も含めてというお話がございましたけれども、同じような話は恐らくドイツの例なんかに当てはまるんじゃないかなと、ロシアとの関係等々含めてですね、思うんですが、日本にはそういう特殊な例がまだ残っているということでございます。

ぜひ、そういったものを含めて中長期的に取り組んでいくべきことかなというふうに思っております。  
○森田委員 ありがとうございます。  
横田空域が返還されない理由というのは一体何なんですか。  
○船越政府参考人 お答え申し上げます。  
横田空域の地位協定上の根拠につきましては、まさに委員御指摘のとおりでございます。我が国における航空管制業務は、戦後しばらくの間、全て米軍により行われておりましたが、その後、日米間の協議を通じ、順次、各地の管制が日本側に移管され、横田空域につきましても、これまでの御指摘のとおり、八回にわたり、漸次、空域の削減を行ってきたところでございます。

直近では、先ほど申し上げましたように、平成十八年十月に、日米再編ロードマップに基づき、横田進入管制空域の範囲の削減につき合意し、平成二十年九月から、削減空域の管制業務を日本側に移管したところでございます。  
その上で申し上げますと、米側との関係におきまして、横田空域に存在する横田飛行場は、在日米軍司令部や第五空軍司令部等が置かれておりまして、また、有事においては、極東地域全体の兵たんの基地となる在日米軍の中核基地でございます。このため、米側としては、今後とも、そうした機能の維持というのは必要との考えであると承知しております。

いずれにせよ、横田の進入管制空域の返還につきましては、我が国の安全保障や日米同盟の抑止力の維持という観点も踏まえつつ、我が国の空域を一元的に管理、管制する観点から、関係省庁と協力しながら取り組んでまいりたいと存じます。  
○森田委員 ありがとうございます。  
軍事行動におけるいろいろな重要性、抑止力も含めてというお話がございましたけれども、同じような話は恐らくドイツの例なんかに当てはまるんじゃないかなと、ロシアとの関係等々含めてですね、思うんですが、日本にはそういう特殊な例がまだ残っているということでございます。

また、例えば基地の管理権についてはどうなのかというふうな思っているところ、ドイツにおいては、国とか州とか自治体の立入り権を認めているというところがございます。緊急の場合には事前通告なしで立入りもあり得るということですね、ドイツの場合は、イタリアの場合はどうかといったら、イタリアの場合は、米軍もイタリア軍の司令部の下に置かれている、指揮下にあるということでございます。司令官による立入り権を明記しているというところがございます。

いろいろとこれまでも問題になっている警察権なんかにしても、日本の場合には、これは、施設・区域内の全ての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本側による搜索、差

押え、検証を行う権利を行使しない、こういう合意がなされているということなんです。ドイツでは、施設・区域内での任務遂行権限というものをドイツの警察に委ねている、イタリアについては、イタリア司令官による全ての区域・施設への立入り権を明記している、こういう事例がございます。

別に、ドイツとかイタリアがあるから全部こうだということとは、もちろん当てはまらないとは思いますが、当時の大戦を終えて敗戦国となった立場からしてみると、ドイツとかイタリアにはこういった立場が与えられているのに、日本には何でないんだろ、こういうふうな考え方も、当然のことではないんだろなと思っております。

先ほど高裁の判決内容を申し上げましたけれども、本来であれば、例えば、憲法のもとでこういう権利が保障されているからということで、行政にそういう対応を求めるとかいうことがあつてしかるべきかとも思うんですが、司法がそういう判断をする以上は、政治がやるしかないんじゃないかなと私は思っております。

ということで、こういったドイツとかイタリアの例にあるように、せめてそのレベルぐらいまで、同じようなレベルぐらいまでちゃんと国内で管理をしていく権利を私たちはちゃんと主張して、実現をしていくべきではないかと思うんですが、このあたりについていかがお考えか、お聞かせください。  
○船越政府参考人 お答え申し上げます。  
我が国として、アメリカと第三国との間の制度につきましても、有権的に述べる立場にはございません。

その上で、あえて御説明申し上げますれば、日米地位協定と米国の他国と締結している地位協定の比較につきましては、地位協定そのものの規定ぶりのみならず、細部の取決め、実際の運用や背景等も含めた全体像の中で検討する必要がありますと考えておりまして、一律な比較は難しい面がある



ものと存じます。

例えば、今委員御指摘いただきましたイタリアにつきましては、基本的に、米軍基地というのはイタリア軍の基地の中にあるという構造になつておるところでございます。

いずれにせよ、日米地位協定は合意議事録等を含んだ大きな枠組みであり、政府としては、日米地位協定について、これまで、手当てすべき事項の性格に応じ、効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの、具体的に問題に対応してきているところでございます。

○森田委員 ありがとうございます。

それで、官房長官にお尋ねをしたいと思いますが、沖縄の基地負担軽減ということ御担当されていらつしゃいますが、沖縄には全国の七割の米軍専用施設があるということございまして、沖縄本島というところで見ると一五％程度を占めているということも伺っております。

これは素人考えなんですけれども、米軍といっても、陸、海、空、海兵隊というふうにありますけれども、それぞれが、基地だつたり、駐屯地だつたり、あるいは飛行場だつたり、港だつたり、演習場だつたり、いろいろとその関連施設を持っているんだらうなと思ひますけれども、とにかく、私なんか旅行で行つたりして見ても、相当広大な敷地が広がっているという感覚を持っております。もちろん、あちらの御要望どおりといえば、それ以上どうのこうのというのはないと思うんですけれども、そこを集約していつたり、いろいろ工夫をしながらやっていくということを更に求めていくということも必要なことではないのかなと思ひます。

そのあたりについて、官房長官の御所見をお伺いできればと思ひます。

○菅内閣総理大臣 今、森田議員から、米軍基地の削減についての御提案をいただきました。そのことは重要なことだというふうに、当然、受けとめさせていただきます。

その上で申し上げれば、実は、現在の返還計画、これがございまして、地元の皆さんの御要望を受ける形で、日米合意で返還計画というのは今決定をいたしております。

例えば、安倍総理とオバマ大統領との最初の会談の際に、米軍の人口の約八割を占める嘉手納以南の人口密集地に所在する米軍基地、約千五百ヘクタールあるんです、このうち、初めて返還時期というものを示す形で、その七割を返還計画として発表されております。

また、SACO合意、この報告の中で、その計画に従つて、既に沖縄の米軍基地の約二割が返還されておりますが、日米で合意した計画が全て実現をすれば、沖縄の米軍基地は本土復帰直前の状態と比べて半分にもなるんです。

ですから、政権としては、この米軍基地の半減目標を現実のものにまずしていくことが責務であるというふうに考えておられて、一つ一つ、着実に結果を出していきたい、このように考えております。

○森田委員 ありがとうございます。返還前の半分のレベルにするということで、大変強い決意をお示しいただいたものと受けとめさせていただきます。

私が言うまでもなく、沖縄は、大戦で唯一の国内での地上戦というものがあつまして、その沖縄戦が終局に近づいていた六月の六日に、当時の沖縄根拠地隊の司令官である大田実海軍中将から海軍次官宛てに送った電文の中で、沖縄の方たちが大変厳しい状況の中で苦闘された。その最後に、「沖縄県民スウ戦ヘリ 県民二対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」ということで、そういう最後の電文を送りながら、沖縄戦の終息に向かつていったという状況もございまして。

今、本当に強い決意をお示しいただいたものというふうに思っておりますけれども、これは別に政府だけの問題ではなくて、私たちがこの声にどうやってお応えをしていくのかということが、今を生きて私たちが全ての人間の責任だというふうに思っております、もちろん、その「御高配ヲ賜

ラン」という中には、米軍の軍政下にあつたものが返還をされ、いろいろな配慮の中で、予算をつけて沖縄の発展のために尽くしてきたということがあつたりとか、あるいは、先ほどお話しになつたように、基地も段階的に今までも減らしてこられた、こういうことは、その責任の果たし方の一端であるというふうに私も認識をしております。

ただ、一方で、今に至るまでのこの間に、もちろん、敗戦によつて占領状態があつて、その後すぐに今度は朝鮮戦争があり、その中で冷戦状態が生じて、ベトナム戦争もあり、いわば戦時下における協力体制というものがずっと続いてきてしまつたという状態がこの戦後何十年かの状態であつた、それがいわば固定化された状態になつてしまつていくというのが、戦後七十年たつた今の状況ではないかなというふうに思っております。

幸いなことに、今、私たちの近隣で大きな戦争が起つていないというところはあります。そのような状態で、先ほど参考人の方からの御答弁もありましたけれども、もちろん、国内にある米軍基地というものが非常に大きな戦略的な役割を担っているというのは承知をした上で、ただ、やはり私たちの主権的な判断の中で米軍基地を置く、あるいはどういう条件で、米軍にいていただくんだとすれば、それを私たちの意思としてちゃんと示していくということが大事なことではないかなというふうに改めてこの段階で思っております。

すぐにどうこうというのは私ではできないというふうに思っておりますけれども、例えば、少し期間を長くして、あと五十年ぐらいたつた将来の姿を思い浮かべてみたときに、この沖縄の米軍基地というのがどのような姿になつていくかなということを、官房長官の政治家としてのお考えも含めて御所見を伺えればと思ひます。

○菅内閣総理大臣 お答えする前に、先ほどの私の答弁の中で、沖縄の人口の約八割を占めるということ、米軍の人口と言つたようでありまして、そこは訂正させていただきます。

五十年先を見据えるというのとはなかなか難しい

お話かなというふうに思っています。

ただ、現在、国際社会のパワーバランスというのは大きく変化しております、我が国を取り巻く安全保障の環境というのは、格段に速いスピードで、厳しさと不確実性、これが増しているというふうに私は認識をいたしております。そういう中で、安全保障、日米同盟の抑止力、そしてその中核的要素たる沖縄における海兵隊を始めとする米軍の存在の重要性というのは、極めて大事だという認識を持っております。

一方、米軍基地の約七割が沖縄県に存在していることは事実でありますので、安倍政権として、沖縄の基地負担軽減、できることは全て行う、目に見える形で実現するという方針のもとに、私も基地負担軽減担当大臣として全力で取り組んでおります。特に、一昨年、北部訓練場約四千ヘクタール、これは戦後最大の返還をなし遂げることができたというふうに思っています。一つ一つ、目に見える形でこうしたことを実現させていただきたい、こういうふうに思ひます。

それと、辺野古の今埋立が行われております。普天間飛行場の危険除去、そして返還実現ということ考えたときに、辺野古移設というのが唯一の解決策だというふうに私どもは考えています。これもSACO合意であります。

そういう中で、現在、沖縄に存在すると言われる米軍、二万八千人おります。そのうち九千人が海外に出ていくということ、方向性は既に示されています。そのための一つ一つ、やはり辺野古移設ということを実現したい、このように思っているところでもあります。

○森田委員 ありがとうございます。ぜひ、引き続きの取組をお願いできればと思ひます。官房長官に対する質問は以上でございます。

○牧原委員長 では、官房長官は御退室くださいます。

○森田委員 引き続き、地方創生の関連で、鉄道関連のことを質問させていただきます。

す。

以前、ICカードのことで中小私鉄に対する導入の支援をということをお願いしたことがありましたけれども、なかなか、ICカードは入るにもお金がかかるし、運営にもお金がかかるということなんですけれども、例えばQRコードですとか、あるいはアプリを活用したそういった事例なんかについて、ぜひ推進をしていただけないかなと思うのですが、このあたりについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○工藤大臣政務官 お答え申し上げます。

キャッシュレス決済の導入促進は、地方の中小私鉄を含めた鉄道分野においても重要な課題であると認識しております。このため、国土交通省においては、これまでも、中小私鉄におけるICカードシステムの導入を促進するため、その導入費用について補助を行ってきたところであります。委員御指摘のとおり、中小私鉄にとってはICカードシステムの導入費用がまだまだ負担になるという課題がございます。

他方、現在では、技術の進展により、QRコードなど、導入費用を抑制し得る新たな決済手段について、鉄道分野でも活用できる可能性が広がってきていると考えております。

国土交通省といたしまして、中小私鉄に対し、ICカード以外のQRコードなどの決済手段の活用についても検討を促し、その導入に当たっては、補助事業も活用するなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○森田委員 ありがとうございます。

もう一つ、鉄道分野で、貨客混載というものが始まっておりますけれども、これは別に新しいことではなくて、昔は一般的に貨車と客車が両方ついている列車なんというのが運行していたわけなんです。

これもやはり、主にローカル線、地方路線の話だと思っておりますが、例えば、その法的な整理はしていただいていると思うんですが、トラックをホームの脇にちゃんとつけられて、そのまま荷台

の高さで荷物が出せて、列車のホームにそのまま滑り込ませることができるといふことができれば、なおいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、そういったことをぜひ強力に推進をしていただけないかなと思っております。御所見を伺えればと思います。

○工藤大臣政務官 お答え申し上げます。

旅客鉄道において輸送力の余剰を活用した貨客混載による貨物輸送を行うことは、鉄道事業者の収入増やトラックドライバー不足の解消に寄与するものと考えております。

国土交通省としては、物流総合効率化法に基づき、鉄道による貨客混載も含めた物流の効率化を図る取組に対して認定を行うとともに、その事業計画の策定に係る経費や運行経費についても支援措置を実施しております。

また、同法の認定計画に基づき取得した、トラックからの荷おろし場所等から駅ホームまでの段差を解消するための貨物搬送装置について、固定資産税の軽減措置を設けるなど、ハード面の環境整備に係る支援も用意しております。

今後とも、事業者のニーズを踏まえつつ、こうした支援策を通じて、ソフト、ハードの両面から貨客混載の取組を推進することにより、物流の生産性向上に努めてまいります。

以上です。

○森田委員 ありがとうございます。今あるインフラを生かすという視点で、ぜひそういった取組を推進していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○牧原委員長 次に、大河原雅子君。

○大河原委員 おはようございます。立憲民主党・無所属フォーラムの大河原雅子でございます。

まず、片山大臣に伺いたいと思います。アダルトビデオ出演強要被害というのを聞きなっていると思いますが、若い女性をだまして、違約金など、おどすとして、アダルトビデオ

への出演を強要する被害が大分前から相次いでまいりました。こうした被害に対応するために政府として現在どのような取組を進めておられるのか、伺いたいと思います。

特に、三月から四月にかけては、若い女性たちが新生活を都会で送るようになるということで、悪質スカウトなどによる被害もふえることが懸念されております。四月は集中的な取組月間というのですが、若い女性たちに届くようにするためにどのような取組をされているのか、簡潔に御答弁ください。

○片山国務大臣 御指摘のAV出演強要問題を始めとする若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害と認識しております。

そこで、政府におきましては、男女共同参画担当大臣、私を議長とする関係府省対策会議を設置して、これが二十九年三月からございますが、その都度、対策を取りまとめ、今、このフォーローアップをずっと実施をしているところでございます。

さらに、政府として、進学、就職などに伴い被害に遭うリスクが高まる四月、委員の御指摘のとおり、この季節でございますが、AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間と位置づけまして、関係府省が連携いたしまして、政府一丸となつて必要な取組を集中的に実施をしております。

内閣府としては、ターゲットである若年層に広く届くように、よき相談相手、先輩的な存在というイメージということで、御指摘がありましたHKT48の指原莉乃さんを起用して、新聞広告やラジオに加えまして、SNS、ウェブ広告も活用して、政府広報を、大々的な広報を行っているというところでございます。

また、あわせて、性的な暴力の被害者が安心して相談できる相談機関といたしまして、被害直後から医療的支援、心理的支援、法的支援などを可能な限り一カ所で提供できる、性犯罪・性暴

力被害者のためのワンストップ支援センターを全都道府県に整備したところでございまして、引き続き、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○大河原委員 大臣、ありがとうございます。

大菱丁寧に、いろいろ網羅してお答えいただきました。本当に、性の商品化、特に女性や若い子供たちの問題は、深刻な傷を負わせるものなので、きちんとこういう監視の目を行き届けさせ、被害者にはきちんと支援ということをやっていただいたいと思います。

さて、この問題ですけれども、昨年、二〇一八年三月九日の衆議院内閣委員会におきまして、自由民主党、杉田水脈衆議院議員が、AV出演強要被害の問題に関連した質疑を行っております。しかし、質疑の中で、AV出演強要被害に取り組む民間団体に対して事実上反する指摘がなされ、本委員会に対しては、当該NGOから、議事録の確認を削除が求められました。その後、一年以上が経過しております。

杉田衆議院議員は、「JKビジネスとかAVの出演強要とかはあつてはならない」としつつも、「先ほども言ったように、『日本をおとしめるプロパガンダに使う』とする人たちが明らかにいて、その人たちの言うことを聞いて、これは書いていますよね。」と言っておられます。「これ」というのは、内閣府が作成した報告書のことなんです。ここで、NPO法人ヒューマンライツ・ナウという団体が名指しされております。

これは男女共同参画局長に伺いたいと思っておりますが、この認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウという団体は、AV出演強要被害に関連して、どのような活動また提言をしているのか、お答えください。

○池永政府参考人 お答えいたします。

ヒューマンライツ・ナウは、認定NPO法人として、人権に関する状況の調査、公表、関係諸機関への働きかけ、国際人権基準の普及発展のための調査研究活動等を通じて、人権の促進、保護に



資することを目的として活動されているというふうに承知しております。

A V出演強要問題に関しては、平成二十八年三月に、A V強要被害に係る調査報告書を公表され、同問題に係る事例や課題、関係方面への提言等を示しているというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○大河原委員 非常に丁寧に活動されてきている団体だと私も認識しております、この二〇一六年三月のヒューマンライツ・ナウの調査報告書というのは、政府が閣議決定をされてこの取組を進めるといっても大変貴重な資料だったんじゃないかというふうに思っています。

杉田議員が、ヒューマンライツ・ナウについて、「日本をおとしめるプロパガンダに使うとする人たち」と述べられたわけで、さらに、「日本軍が、慰安婦というのが性奴隷であったとかというのを、国連などを通じて世界に」捏造、ばらまくということをすごく熱心にやっている団体、このヒューマンライツ・ナウなんですね」と発言しているんです。

捏造というのは実際になかったことを故意に事実のように仕立て上げることですけれども、この団体は、捏造に該当する行動を行ったことはいないと抗議をしているんです。

抗議文によりますと、当団体はいわゆる従軍慰安婦問題に関し見解の表明を行っていることは事実ですが、その前提となっている事実関係は、河野談話、日本の政府関与のもと設立されたアジア女性基金が残したデジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金に記載された事実、国連人権機関からの各種勧告、レポートです。当団体は二〇〇六年に設立された国際人権NGOであり、設立時には既に、上記の談話や、アジア女性基金等の研究結果、国連人権機関からの勧告、レポートの多くは公表されておりました。当団体は、国際人権NGOとして、これら、日本政府や関係機関が調査した事実を依拠し、国際法に基づいた解決を求

める各種提言を行ってきたものです。当団体独自に新たな事実を公表したり、まして仕立て上げたということはありませんと、強い抗議をしているんです。

そこで、官房長官に伺いたいと思います。

河野談話や、アジア女性基金が残したデジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金に記載された事実の中に、捏造として問題視されるべき事実は書かれているんでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○菅内閣府大臣 平成五年の八月四日の内閣官房長官談話については、平成三年十二月から政府が慰安婦問題について調査を進めた結果を発表し、その際に表明したものであります。安倍総理が従来答弁しておりますとおり、安倍内閣として、かかる内閣官房長官談話を見直す考えはないということとを申し上げております。

また、デジタル記念館慰安婦問題とアジア女性基金に記載されている事項については、財団法人女性のためのアジア平和国民基金が管理していたものと承知しており、政府としてコメントする立場にないと思ひます。

○大河原委員 歴代内閣が継承してきたそのスタンスは変わらないということでしょうかいいんですね。

そして、国連の各機関からいろいろの勧告が出されているということは御承知と思ひます。その上での今回の、今の御答弁であるということも私も承知をいたしますけれども、捏造というようない事実ということは、私は当たらないんじゃないかというふうに思っております。

官房長官、御答弁ありがとうございます。

○牧原委員長 菅内閣官房長官は御退室くださいます。

○大河原委員 杉田議員は、この団体に對して、捏造をばらまく団体というふうにレッテル張りをされたわけですか。

国会という場において、何の証拠にも基づか

ず、一民間団体を名指ししてレッテル張りをする、この攻撃が果たして許されるものでしょうか。これは誹謗中傷にほかならないと私は感じます。このような誹謗中傷を行って、それが議事録に残れば、民間団体の信用に多大な影響を及ぼすことになり、その不利益は重大です。事実、杉田議員の質問を聞いたとして、このNGOに對して、天罰が下りますなどと予告する脅迫的メールが団体に届いていると聞いております。

国会議員の発言は無責任で、名誉毀損が認められないとされております。憲法第四章の五十一條ですね、議員の発言、表決の無責任。でも、これにあぐらをかくようにといますか悪用して、この立場を利用してこのような発言をするというのは、到底許されることではありません。

杉田議員は、ヒューマンライツ・ナウの調査報告に基づいて政府がA V出演被害に對する対策を行うのは問題である、こういうふうにも言っているわけで、日本をおとしめるプロパガンダ活動のためにA V出演強要問題を利用しているなどと主張しているわけですから、アダルトビデオ出演強要被害というのは、現在、日本の若年女性の間に被害が広がっております、深刻な人権侵害、これは先ほど大臣もおっしゃいました、政府も取組を進めているわけですから、こうした被害をなくすために活動する民間団体の活動というのは、従軍慰安婦問題とは何ら関係がございません。

内閣府は、民間団体の活動は日本をおとしめるプロパガンダだと認識されているんでしょうか、お答えいただきたいと思ひます。

○池永政府参考人 お答えいたします。

内閣府としては、ヒューマンライツ・ナウを始めとしたしまして、民間団体の活動を網羅的に把握しているわけではございませんので、お尋ねの件については、ちょっと何とも申し上げかねるということでございます。

○大河原委員 日本政府のNGOとの関係というのはこれからもっと開発されていかなきゃいけないと思ひますが、ヒューマンライツ・ナウさん

は、昨日、厚労委員会の参考人としても呼ばれているような、本当にこれまでもきちんとした活動をされてきているところなんですね。

大変残念なことに、杉田議員は、ヒューマンライツ・ナウ以外にも複数の団体やイベント名を具体的に指摘されて、慰安婦問題に對する取組についての質問の中で紹介をして、全てがあなたも捏造とか反日であると決めつけるような質問を行っています。

質問では、アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館、略称wamですが、これについても、十八年前からwamというところとソウルとは手を組んでやってきましたと述べていますが、wamの設立は二〇〇五年であるために、明らかに事実誤認です。この件も訂正されていない。そのまゝ一年がもうたっているんですよ。

そもそも、第二次世界大戦中の人権問題について、女性の人権問題に関心を寄せる民間団体が何か見解を述べたりイベントを開催するということは、何ら責められるべきものではないはずなんです。そのようなイベントを過去に開催したことを理由に、捏造をばらまく団体だということなレッテルを張られるのは、明らかに誹謗中傷です。国会議員が民間団体に對して反日などとレッテルを張って攻撃することこそ問題です。

従軍慰安婦が存在したことは否定できない歴史の事実であり、河野談話でも確認され、その基本的立場は歴代内閣においても継承されています。慰安婦制度そのものが捏造でないことは明らかなんです。

にもかかわらず、女性の人権、女性の権利に心を寄せる民間団体が、慰安婦問題についてイベントを開催したり、イベントに参加すること自体を敵視したり、慰安婦問題に関する民間の諸活動そのものを、捏造、プロパガンダ、反日であるかのように指摘、攻撃をする杉田議員の質問は、重大な誤解を与え、国民の正当な言論活動を萎縮、沈黙させる危険性をばらむものなんです。今後、二度と繰り返してはならないと考えております。

そこで、外務省に伺いたいと思います。

民間団体がNGOとして国連の人権機関に対して情報提供を行うということは広く推奨される活動であり、そのことを理由に民間の団体、個人が報復を受けるというのは、国連で、リプライザル、報復措置として問題視され、許されないこととされていると思いますが、どうですか。

○大鷹政府参考人 お答え申し上げます。

国連人権理事會におきましては、国連とその代表者及びメカニズムとの人権分野における協力に関する決議が、第十二回、第二十四回、第三十六回会期でそれぞれ採択されております。

このうち、第二十四回及び第三十六回会期におきまして採択された決議では、個人及び団体が、人権分野において、国連を始めとする国際機関に妨げなく接触し連絡する権利を再確認しております。

また、これらの決議は、加盟国に対しまして、人権分野での国連を始めとする国際機関との協力を理由としたおとし及び報復措置を予防し、かつ行わないこと等を求めているというふうに承知しております。

○大河原委員 先ほど男女共同参画局長のお答えがあったんですが、協力をしていくNGOをやはりきちんと見守り、守る、そして協働していくというの世界的な流れで、こここのところ大変実はおくれているんですね。

済みませんけれども、局長、もう一度御答弁いただけますか。NGOの関係はどんなふうになっているんですか。

○池永政府参考人 お答えいたします。

男女共同参画社会の推進のために、従来、男女共同参画局では、民間団体の方、NGOの方と対話を重ねてきております。例えば、内閣府男女共同参画局主催で、NGOの方との意見交換の場、また情報提供の場というのを定期的に設けているところでございます。

いずれにいたしましても、男女共同参画社会の実現という共通の目標のもと、政府、また民間、

また国民、さまざまな主体が連携をしていくことが重要だと考えているところでございます。

以上です。

○大河原委員 今、男女共同参画局長にお答えいただきましたけれども、政府、行政だけでできないことがたくさんあるんですね。そして、きめ細やかにそうした活動をしていくとしたら、どうしても、NPOの皆さん、NGOの皆さんのお力をかりなきゃいけない、協働しなきゃいけない。そして、決してそういった方々を下請けにしないというところが大事なわけですね。こういうことをやはり日本政府も心して、各省庁ともに、NPOはさまざまな分野で活動しているの、そのことは全庁に對しても私はお願いをしたいところですね。再び外務省にお聞きしたいんですけれども、今までのところの流れでいえば、日本政府は、人権を守るためにどういう活動をしているのか。人権擁護のためにNGOが果たす役割について、今、男女共同参画局長にお答えいただきましたけれども、外務省は更に広い視野をお持ちだと思んですが、外務省はどのような役割、位置づけをされているのか、伺いたいと思います。

○大鷹政府参考人 お答え申し上げます。

外務省といたしましては、人権を重視すべき基本的価値と位置づけておりまして、全ての人の人権の保護、促進のため、国内外でさまざまな取組を行っております。そういった取組におきまして、市民社会によるさまざまな活動の重要性も認識しております。人権の保護、促進のために幅広い意見を反映させるということは重要だということに考えているところでございます。

○大河原委員 模範的というか型どおりのお答えだったと思うんですが、私、外務省は条約局としてさまざまな国際条約を担当する窓口になっておられます。その中でも、やはり、それがどういうふうな私たちの国に有効な条約になるのか、それが私たちの国で、世界の水準、世界の流れ、こうした世界が共有している価値観というものを引き渡らせる、それから日本からも発信をする、そう

いう役割があると思っておりますね。

それで、やはり、特に人権擁護のためにNGOが果たす役割というのは大変大きくて、東日本大震災で、私たちの国は本当にたくさん外国からも支援をもらいました。そして、そこで、海外には支援をしていたNGO、日本はそれぞれ拠出金なんかも、ODAも多いのであれですけど、我が国の人権擁護についてどういう状況であるのかという把握が、私は現実と向き合っていないんじゃないかというふうに思っています。

これは非常に、例えば子どもの権利条約も、ことし、批准二十五周年になります。どれだけ日本の子供たちの人権が守られているのか。型どおりではあるけれども、私たちの国で本当に貧困が広がり、子供の本当に残念な、子供たちの状況が物すごく悲惨な状況になっている、諸外国からは想像もつかない、そのように言われています。こういったことも、ぜひ担当する役所の皆さんには心していただきたいというふうに思います。

ところで、国連人権理事會二十四会期の決議があります。人権分野で国連に協力した団体、個人に対するいかなる報復措置、リプライザル、いかなる脅迫も許さないとして、国連加盟国に対してこうした事態の発生を防止する適切な措置を講ずるよう求める決議を採択しているわけなんですけれども、日本はこの決議に対してどのような投票行動をとったんでしょうか。

○大鷹政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました第二十四回会期の決議でございますけれども、日本としては賛成票を投じました。

○大河原委員 そうなんです。人権理事會として討議に加わって、この二十四会期の決議については賛成をして、可決をしているわけです。だから、当然、ここに書いてある、人権分野で国連に協力した団体、個人に対するいかなる報復措置や脅迫も許さないとしてこの決議を上げたわけですから、事態の発生を防ぐ適切な措置を講ずる、こういうことをやらなきゃいけないわけなんです

よ。

日本はこの決議の趣旨に反する国会での言動を放置すべきではないというふうに考えますけれども、この決議を国内で尊重、促進していくためにどのような活動をされているんでしょうか。

○大鷹政府参考人 お答え申し上げます。

多少繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、基本的人権、人権というものを非常に重視しているという立場から、やはり市民、社会のさまざまな方々の意見をお伺いする必要もあるだろう、いろいろなところにアンテナを立てながら、どういう声があるのかということに常に私どもとしても頭を入れて取り組んでいるようにしているところではございます。

そして、この国連決議に基づきまして、国連の事務局側も各国の状況についていろいろフォローしているところがございますけれども、各種照会がある際には、私どもとしてもそれに真摯に対応して、いろいろ照会事項に対して答えていくというのを、いろいろな条約体委員会の審議と同様に、問合せに対して真摯に対応しているというふうに考えております。

○大河原委員 真摯に対応しているというお話なんです。ちよつと残念です。

お手元の資料をごらんください。配付させていただきます。

きょう、杉田議員の問題を取り上げていますけれども、この資料、政権与党の一員である杉田議員がこのような発言をされたこと、そして、国会でこのような発言を公然と行い、制止されなかった、このことは、実は、国連事務総長のリプライザルに関する報告書、これに記載されてしまっています。

お手元の配付資料は、二〇一八年八月に、国連事務総長が国連人権理事會に送付した報告書です。ここに何が書かれているのか、外務省、説明してください。

○大鷹政府参考人 お答え申し上げます。

御配付の資料につきましては、国連の人権高等

弁務官事務所のホームページに掲載されました、国連とその代表者及びメカニズムとの人権分野における協力と題する、二〇一八年に公表された国連事務総長の報告書の一部及び該当部分でして、それについて外務省が事務的に作成した和訳であるというふうに承知しております。

外務省といたしましては、この報告書に書かれております書面への回答状況について、二〇一八年八月にOHCHR、国連事務局側から照会を受けておりまして、自由民主党及び衆議院事務局に確認の上で、得られた回答を国連事務局側に伝達したという経緯がございます。この報告書におきましては、この国連側に回答した内容も記載しているというふうに承知しております。

国連事務局から政府に対しては、本件につきまして、おとし又は報復措置であると認定したといった事実はなく、何らかの具体的な対応を求められている状況ではないというふうに考えております。

#### ○大河原委員 この報告書、

二〇一八年五月、伊藤氏及びヒューマンライツ・ナウは、国連との協力を理由に標的にされ続けていると報告された。二〇一八年三月九日、録画されている衆議院内閣委員会の審議において、自民党の国会議員が、政府側に対する発言の中で、H R Nを「国連等国際フォーラム」を利用し、日本軍「慰安婦」は日本の性奴隷であったとのねつ造された情報を熱心に世界に広めている組織であり、それがH R Nというものである」と表現した。H R Nは、女性の地位委員会において「慰安婦」に関するサイドイベントを開催していた。同議員は、国会に対し、国連との協力活動において「NGOの国際的な発言のあり方をコントロール」するように要請したとされており、「日本を貶めるためにプロパガンダを利用しようとしている人々がいることは明らか」と述べ、右発言はソーシャルメディアで繰り返しされている。二〇一八年三月二十七日、H R Nは、これらの主張に関する二通の書

簡を、衆議院内閣委員会委員長及び自民党に送付した。日本政府は二〇一八年八月十五日に、「日本政府として、自民党及び衆議院事務局に確認したところ、自民党からは「本件書簡が自民党本部内のどの部局宛てに送付されたのか明らかでなく、本件書簡の受領を確認できない」、衆議院事務局からは、「当該法人からの書簡に対して、委員長から回答はしていない」との回答を得た」と回答した。

つまり、外務省は、このことだけ、この回答、こうでした、事実だけを伝えているんですね。そして、その後、何か、それまでのアクションは起こしていないんですね。確認です。

#### ○大蔵政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、こちらの資料にありますとおり、国連の事務局側からの照会があったことに対して、我が方としてもそれに応じている照会をかけたところ、それに対する、こちらにございますような回答がございましたので、それについて国連事務局側に伝達したということでございます。

○大河原委員 申しわけないけれども、単純な伝達で、私たちのこの国の国益というのは大変不名誉な、国益を損なうような回答だと思っております。何をしているんですかと言いたくなる。窓口ではあるけれども、それ以上のことはできない。窓口だけだったら、何でもスルーするんだったら、どこでもできるんですよ。

日本が、政府が胸を張って先進国の一員だとして外交を進める上では、小さなことでもきちんと対応していかなければ信頼は得られません。そして、これから先、この日本がもっと世界に信頼される国になり、一番立ちおくられているジェンダー問題でも追いついていく、更にその上を行くという国にするためには、私は、今の外務省の表向きの御答弁と、今、この報告を人権理事会に上げていった、報告が出されているわけですから、対応というのは、私にとっては大変不満でございます。

きょうのこの報告書、該当部分については、議事録にきちんと載せていただきたいと思います。日本の立ちおくれは非常に大きいというのを感じてまいりました。

先週、四月の六日から十日までカタルのドーハで開かれた百四十回IPU会議、世界の列国会議、これは、国連と同じように、各国の国会議員、加盟国の国会議員、四万六千人いらっしゃるんですが、私は初めてこのIPUというのを体感させていただきました。四万六千人の国会議員、ドーハに集まったのは二千人ぐらいだと思いますけれども、非常に、議会人としてあるべき姿というのをいろいろなところで見えたわけです。

IPUの会議の中でも女性議員フォーラムというのがあります。その中では、女性に対する暴力の問題や、あるいは、女性たち、SDGsを引くまでもなく、ジェンダー平等の実現、これがテーマ、そして、その視点で全ての施策を見ていく。各国それぞれです。紛争を抱えた国もありまして、国の事情は本当にそれぞれだ。貧富の差も大きいですし、格差もあります。でも、やはりそこそ長年、ジェンダー平等主流化というのを各国が真摯に、できるところから闘いながら、社会的な、伝統的な慣行と闘いながらやってきたその姿をかいま見て、ちょっと感動して帰ってきました。

そして、さらには、この国、今、ハラスメント防止ということで対策をさまざま打とうとしておりますけれども、ジェンダーに基づく暴力というのは犯罪だというのが世界的な共通の認識です。法律で禁止をし、そして、それに対応して、被害に遭った人々たちをしっかりと救済する、支援する、こういうことが世界の流れであるということとをぜひ心にためていかなければならないというふうに思います。

国会議員の不答弁、国会議員の特権の一つですよ。こういうものに依拠して、これを濫用して、国会の中で、表現自由だ、さまざまなんだと

いうことで、このような国益を損なうような御発言は厳に慎まれるべきだというふうに思います。少し時間を余らせましたけれども、今井議員にお譲りいたしますので、ここで私は質疑を終わらせていただきます。

#### 委員長、ありがとうございます。

#### ○牧原委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 立憲民主党・無所属フォーラムの今井雅人でございます。

三十分時間をいただきましたので、質疑をしていきたいと思っております。片山大臣にお伺いする前に、きょう農水省に来ていただいていますので、豚コレラの被害について少しお伺いしたいというふうに思います。

私の出身の岐阜県で発生しまして、いまだに終息をしていないんですけれども、直近では多分十九カ所ではないかと思っておりますが、現在の豚コレラの被害の現状、それから今農水省さんも含めて取り組んでいらっしゃる対策について、御説明をいただきたいと思っております。

#### ○小川政府参考人 お答え申し上げます。

昨年九月以降、関連農場を含め五府県で十九例の豚コレラが確認されております。本年二月十三日以降も発生が確認されております岐阜県及び愛知県の養豚農家の皆様には、豚コレラを侵入させないために、大変な緊張感の中で御対応いただいているところでございます。

対策につきましては、まず、農場の対策についてでございますが、飼養衛生管理基準の遵守が最も重要であることから、岐阜県内の全ての養豚場に対しまして、国が主導して現地調査を行い、改善指導を行ったところでございます。

しかしながら、その後の現地調査で、指導事項の一部について改善されていない農場が確認されましたことから、再度、全農場を対象に、国主導による現地調査を進めているところでございます。

また、岐阜県内では、豚コレラに感染した野生イノシシが多数確認されているところでございま

す。

野生イノシシを介した養豚場への豚コレラウイルスの拡散防止対策として、防護柵を設置するとともに、本年三月から、柵の外側から内側に向けて、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を行っているところでございます。この結果、飼養豚への感染リスクも減少することを期待しております。

ただ、野生イノシシへの経口ワクチンの使用は我が国初の試みでございますので、専門家の意見を聞きつつ、散布範囲を工夫しながら、一年間、経口ワクチンの効果を検証してまいりたいと考えております。

農水省といたしましても、養豚農家の皆様ができるだけ早く、安心して経営に集中していただけるよう、積極的に関係自治体と連携し、蔓延防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○今井委員 今お話がありましたとおり、ちよつと今回の豚コレラは非常に対策が難しいんですね。

最初に岐阜市で発生しましたが、拡散した理由は二つあると言われていて、一つは人的なもので、人が入って、そこから運んできてしまったんじゃないか。車のタイヤあるいは足の靴の裏、こういうところにいるいろいろなというふうに言われていますが、そちらの方の対策は、今までの例えば鳥インフルエンザ等々の対策と非常に酷似していますので、しっかりやればある程度対応できると思うんですが、もう一つ、問題は野生のイノシシなんですね。

ちょうど発生した冬の時期というのは、イノシシというのは、餌を求めてもありませんけれども、一日四十キロ移動するというふうに言われています。一番イノシシが移動する時期でありまして、これは、岐阜県の行政の方には申しわけありませんが、発生した時点で、もっと防護の柵を早くつくっていただければもう少し効果があったんじゃないかと思うんですが、数週間たってからということでありましたので、これは非常に悔やまれるん

ですけれども。

今何が起きているかといいますと、鳥獣害被害が激減しています。イノシシの被害がちょうどこの豚コレラが出ている地域では非常に激減しています。これは、これはイノシシの被害が全然出ないという農家の方が多いんですね。これは喜ばしいことではなくて、それだけたくさん感染しているという事なんですよ、イノシシが。それが今動きまわっているということですから、これは、本当にこのところを本格的にやっていたら、この問題は解決しないということ、私はとても危機感を持っております。

先ほど、三月から野生のイノシシに向けてのワクチンというのはまいておつしやいましたけれども、伺っていると、クッキーみたいなものをつくって、土に埋めて、イノシシが掘りやすいように、ほかの動物がとらないようにということに散布しているようでありまして、これがどれぐらい効果が出てくるかというのにもよく見えないですね。一年と今おつしやっていましたけれども、一年も私は待つていられないんじゃないかと思うんですが、そんな経過を一年も見てから判断されるんですか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

経口ワクチン、イノシシへ散布をした実績のある地域が、ヨーロッパのフランスあるいはドイツでございます。そこでは、散布期間は、短いもので二年、三年、あるいは長いもので六年、七年といった期間をかけているという過去の実績がございます。

そういったことも踏まえまして、私どもの方は、まず一年間実施をしてみようということで、これは一年間を三期に分けて実施することとしております。これは、第一期が今のまさに春、三月から五月でございます。それから第二期が夏の七月から九月。そして第三期が冬の一月から二月。また、その各期ごとには二回まわすということでございます。現在、第一期の三月から五月の一回目の散布それから回収が終わりました。また、四

月から五月にかけて、二回目の散布、そして、どれだけ接種したかということで回収を行う。

そういう意味では、この一期目の散布、回収が終わった時点で、まず最初の効果測定、どのぐらい効果があつたのかということの確認ができるかと考えております。

○今井委員 ちよつと時間がないので、私は一年というのは長過ぎると思いますから、これからのちよつとこの問題を捕捉していききたいと思ひます。

もう一個、今散布されているエリアをきのう伺ったんです、事務方に。今、その豚コレラが発生しているところの周辺、ここまいておつしやっています。これは、イノシシがもう既にそれより外に行っている可能性だつて十分考えられるわけです。ですから、きのう私が説明いただいたあの範囲では不十分だと思うんですね。もっと広範囲にワクチンを散布するべきだと思いますけれども、いかがですか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

この野生イノシシの餌ワクチン、接種いたしました抗体を持つことになりました。そうしますと、豚コレラに感染して持ったのか、ワクチンを接種することによって抗体を持ったのかの区別がつかないということがございましたので、まず、岐阜県内に柵を設置しまして、その内外について経口ワクチンを散布しております。

初めての経験でございますので、専門家の意見も聞きながら、更に範囲の部分については広げようというのを今後対応していきたいというふうに考えております。

○今井委員 引き続き議論していきたいと思ひます。

それで、今度は養豚業者への支援策ですけれども、殺処分を余儀なくされた養豚業者の方には評価額の全てを手当金として補填しておられるというところで、それでも十分という問題はありますけれども、まあ、ある程度の支援はできていると

思うんですが、問題は風評被害なんですよ。岐阜県の豚は大丈夫かということで、健全な養豚農家のところにも少なからず影響が出ております。こういうところへの風評被害に対する支援というのをどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、豚コレラでございますけれども、風評被害を防ぐために、正確な情報を、農林水産省はもとより、消費者庁、食品安全委員会を通じて発信をさせていただいているところでございます。

なかなか、この風評被害、定量的に把握することが難しいところでございますけれども、例えば豚肉の枝肉の卸売価格について見させていただけますと、ことしの四月と昨年の四月で比較させていただきますと、本年四月の方がやや高目ということで出ておりますので、風評被害という観点、価格という観点からは大きな影響は出ていないものと認識しております。

○今井委員 今価格の話をおつしやいましたが、個別の養豚業者のところではそういう被害が出ているということも聞いておりますので、よく現状を把握していただきたいと思います。

それから、最後、この問題、もう一個ですけれども、今、岐阜県の養豚協会の方から、これは最終的には養豚の豚そのものにワクチンを打って、根本的な対策をしてほしいという要望が上がっていると思ひますけれども、イノシシの対策をされているということですが、ある程度、これは、なかなか輸出がしにくくなるとか、副作用もあるの難しい判断なんですけれども、場合によってはそういうところまで踏み込むということまで視野に入れて、本格的に取り組んでいただきたいと思います。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

豚コレラの防疫につきましては、国が指針を定めております。豚へのワクチンにつきましては、発生農場における屠殺及び周辺農場の移動制限のみによつては感染拡大の防止が困難と考えられる

場合に、緊急ワクチンの接種を決定するというところとなつてございます。

現状につきましては、先ほど申し上げました、飼養衛生管理基準の遵守、あるいは早期発見、迅速な屠殺により発生予防あるいは蔓延防止を図っていくことが重要と考えておまして、今のところ、ワクチン接種を直ちに行う状況にあるとは考えていないところでございます。

○今井委員 これは実は養豚協会も地域によって温度差がありまして、これを要望しているところとそうじゃないところがありますので、また引き続き、協会の皆さんあるいは現場の皆さんともお話しして取り組んでいきたいと思ひますけれども、とにかく、先ほど申し上げたとおり、これは広がってしまったからではもう遅いですから、きかないので、早目に早目という対応をしていただくといいことをぜひやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、次に、片山大臣と女性活躍についてちよつと議論していきたいと思ひます。

随分時間が過ぎましたので、もう話してもいいかなと思ひますけれども、実は三十年前に、私、アメリカで勤務をしていたときに、自分の会社が幾つかの訴訟を抱えていましたけれども、そのうちの二つがセクハラに関する訴訟でした。

一つは、女性の管理職の方が、ほかの男性の管理職よりも待遇で差別を受けているということで訴訟を起こしておりました。この方は、御自分もローヤーで、弁護士の方だったので、訴訟しておられた。もう一つは、バックオフィスの女性が、ちよつと派手な服を着ている子でしたけれども、日本人の私の同僚を訴えたんですが、これはなぜ訴えたかという、嫌らしい目で見られた、目で視察された、こういうことで訴えました。

対応にとても苦慮したんですけれども、私、三十年前ですから、しかも、ちよつとびつくりしたのは、訴えた側も訴えられた側も、そのまま普通

に仕事をしているんですね。そういう中で訴訟が行われているということで、アメリカというのはある意味寛容というか、すごい国だなと思ひたんですけれども、当時はまた、びたつとこなかったんですが、それから日本に帰ってきて日本の現状を見ると、アメリカというのはやはり人権問題にとっても厳しい国だなという、そういうところで生活をしてきたということが、後々の私の物の考え方にとっても大きな影響を与えました。

それで、今、日本で、先週もセクハラに関する法案が出てきて、三十年おくれれているんですね。アメリカで三十年前に私が経験してきたことが、今、日本でやつと始まっている。いかにこの人権問題でこの国はおくれているかというこの本当に私は証左だなと思つて、先週の国会、質疑を聞かせていただいていたんですね。

ちよつと、いろいろこれから発言をお伺ひしていきたいんですが、いろいろな研修をやっているとおっしゃっていますが、この研修も、どういう発言をしたらセクハラになるかと、どういう言動をしたらセクハラに当たるか、こういう研修ばかりなんですよ。そうじゃないんですね。そもそもセクハラとは何か。物の根底にある考え方、人生観とか、そういうものを変えない限り、この問題は根本的に直らないんですね。表づらだけ、こういうことを言うとかセクハラに当たりますから言わないようにしておきましょうなんて、こんな研修をやったつてしょうがないですよ。

本当に、そもそも日本人が抱えてきたいろいろな差別意識、そういうものを変えていく、このことをやらないと、この問題は解決しません。これは、私も男性ですから、まあ、私も含めてですけども、社会がそういうことを変えていかなきゃいけないというふうに強く思っているわけなんですけれども。

その観点で、私は、先週の国会のこのやりとりが、本当に、どうなんだこれはと思つたんですが、我が会派の池田真紀さんが菅官房長官に質疑

をしております。

菅さんが平成二十七年に、芸能人の名前を出して、○○さんの結婚を機に一緒に子供を産みたいという形で国家に貢献してくれればいいなと思ふ。これはさすがにもうひどいので、撤回されなきゃいけませんよねということを質問したら、菅官房長官、すごい答弁ですよ。「全ての女性が輝くような社会の構築に向けて、今般の女性活躍推進法の見直しを始め、我が国の女性活躍が更に前進するよう全力で取り組んでまいりたいと考えております」と。何にも答えていないんですね。

ひどい答えだ、ばかにするにもほどがあると思つていたので、本当は菅官房長官にお伺ひしたかったんですが、ちよつと時間が、ちよつと会見の時間なので、片山大臣にお伺ひしたいんですけども、子供を産むということ、国家に貢献するために産むんですか。どう思われますか。

○片山国務大臣 セクハラの問題について、重大な人権侵害であつて、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する、あつてはならないものというところは、もう政府として当然の認識で、私もそのように随時答えておりますし、菅官房長官もその基本認識にとつていろいろな発言はされていると考えております。

もちろん、結婚にいたしましても出産にいたしましても、個人の非常に尊厳ある決定でございまして、もうそれに尽きるといふことだと認識をしております。

○今井委員 ということは、子供を産みたいという形で国家に貢献するといふ考え方は適切じゃないですね。

○片山国務大臣 お答えをいたします。

まさに全ての女性が輝くといふこと、そして、一億総活躍にしても、人生百年時代にしても、それから、全世代型社会保障にしても、希望をお持ちになつたらその希望が実現できるようにしたいといふ意味で、その御希望がお子さんを欲しいといふことであれば、それを後押しするのが国家で、それ以上のことではないといふふうに思つて

おります。

○今井委員 いいですか。そういう整備をするから子供さんを産んでもらえるようになっていくといふふうにおつちやつていらっしゃるんじゃないんですよ。○○さんの結婚を機に一緒に子供を産みたい、そういうムードができて、形で国家に貢献してくれればいい。国がそういうのを整備するからといふことを言っているわけじゃないんです。端的に答えてください。子供を産むということ、国家に貢献するために産むことじゃないですね。

○片山国務大臣 子供を産むということは、あくまでも個人の選択であると思つております。

○今井委員 であるとすれば、この発言は適切ではないといふことでよろしいですね。

○片山国務大臣 官房長官の御発言につきまして、そのときもですが、官房長官が御説明をされていらつしゃるものではないかと思つております。

○今井委員 随分無責任ですね。女性活躍担当大臣じゃないですか。そういう方がこういう発言に對して意見を述べられないのは無責任ですよ。もう一度答えてください。

○片山国務大臣 当時のこともありますが、そのときにもそのお立場としてきちつと御説明をされているのではないかと思ひますが、いづれにしても、内閣としてのスタンスとして、そういう個人の問題に介入するとか、そういう発想は一切持つておりませんので、やはり、皆様がそういう御希望を持ったら、その幸せをかなえられるようなお仕事を我々はしたいといふことに尽きるわけでございます。

○今井委員 国家に貢献するわけではないといふことでいいですね。

○片山国務大臣 何度も繰り返しておりますように、個人の選択、個人の幸せの追求といふことで、これは憲法にもしっかりとある、そういうことであつて、それが国家かどうかといふことは書いていないわけですから、それはあくまでも個人の

選択、個人の幸せの追求ということだと思えます。

○今井委員 先ほども申しましたが、たとえ仲間であろうと、不適切な発言をしたときはそれを指摘するのが女性活躍担当大臣の責務だと私は思います。身内を守らないでください。

では、もう少し伺いますけれども、麻生さんが福田事務次官の件、はあつて、何でため息つかれるんですか。何でため息つくんですか。(発言する者あり)深呼吸でしたか、それは失礼いたしました。

それで、はめられたとか、いろいろなことを発言した上で、セクハラ罪という罪は存在しないというふうにおっしゃって、逢坂議員が質問主意書で、セクハラ罪という罪があるのかということ、答弁書にも、そういう存在はないということで答弁書が出てきていますけれども、しかし、事務次官がああいう問題を起しているときに、セクハラ罪という罪はないとか、まるで何も罪がないような、ああいう表現をされるということに対しては、私はとても、先ほど言った物の考え方、根底にある考え方が間違っているからああいう発言が出てしまったと思うんです。

その発言についてはどう思われますか。

○片山国務大臣 今委員御指摘の御発言につきまして、既に麻生大臣御自身が御説明をされて、かねてから、セクシユアルハラスメントは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であり決して許容されるものではないというふうに御発言をされていると承知をしております。

私もといたしまして、内閣といたしましても、セクシユアルハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する、あつてはならないものと考えております。

○今井委員 もう何度も申し上げたくないんですけれども、女性活躍担当大臣ですよ。唯一の今女性関係ですよ。あれだけ安倍総理が女性活躍ということをおっしゃっておられるわけじゃないですか。もう少しやはり踏み込んで、これはたし

か、野田聖子さんはもう少し踏み込んで批判しておられましたよ、適切じゃないと。あなたはそういうことが言えないんです。わかりました。その程度の認識だということがよくわかりました。過去の発言をもう少しお話ししたいと思えます。

子供を産むか産まないかは本人の自由だとおっしゃっていましたけれども、これに対しても、自民党の議員の人たちは何人も、いろいろなところで失言されています。披露宴では必ず新郎新婦に三人以上の子供を産んでいただきたいとお願いする、幾ら努力しても子供に恵まれない方がおる、無理を言うのは酷なので、そういう方々のためには三人以上が必要だと。あるいは、委員会でも質問をしている人に、そんなことより早く結婚して子供を産めというふうに不規則発言をした人もいらつしました。

どうしてこういう発言をしようかということなんですけれども、これは本当に皆さんに考えていただきたいんですが、私自身も考えなきゃいけないんですけれども、先ほども言いましたとおり、通り一遍の考え方、女性に例えれば年齢を聞いたらセクハラだとか、体重を聞いたらいけないとか、そういう技術的なことじゃないんだと思うんです。

本間に、だから、いろいろな自由がそれぞれの個人にあつて、そういう中で子供を産みたいという方は産んでいただく。産みたいんだけれども、なかなかいろいろな条件があつて産めないという方々に国が支援をしていく。あくまでもそうであるべきであつて、こちらから何人産んでくださいとか何人産むべきだとか、こういうのは、根底にそういう考え方があるからこういう発言が出てしまふんですよ。だから、そういうところを片山さんにぜひ変えてもらいたいんです。そういうところに対してのお考えはいかがですか。

○片山国務大臣 まさに、個人の思想とか自由とか行動とか、そういったものを尊重するという基本的な問題とこの問題は近いと思えます。

先ほど、委員はアメリカにおける御生活の経験を披露されましたが、私は九二年フランスに住んでおりまして、必ずしも、人権についての意識は高い国ですが、実態においてはやはりいろいろな問題があり、今解決されつつあるというような話をW20でも議論をいたしましたところでございます。

日本においては、やはり尊厳です、被害女性の尊厳や人権が侵害されているという意識、その意識をしつかりとみんなが持つということ、その中心となるものはやはり人間の内面になることなので、これは非常に難しいですよ。教育というのがベースにあるのではないかと思っており、そういう広範な範囲から、ぜひこの問題が、こういうことがもう起きてこないような土壌をつくってまいればというふうに考えている次第でございます。

○今井委員 もうこういう発言を二度としないでいただきたい、そういう取組をぜひやっていただきたいんです。

それで、その上で、これは委員会がちょっと違えますけれども、女性活躍、職業生活における女性の活躍ということ、先週、法案が質疑に入ったわけでありまして、我が党も対案という形でセクハラ禁止法案というのを提出していますけれども、政府案の中にはセクハラ禁止という条項が結局今回は盛り込まれませんでした。まあ、定義が難しいとか、いろいろなことが問題にあつたんだと思いますけれども、これは中期的な検討だということに伺っていますけれども、これは、今後、禁止規定を入れていく必要があるかどうか、大臣としてはどう考えていらつしますか。

○片山国務大臣 御指摘の今般の均等法改正法案は、セクハラ対策のそのことについての禁止規定はないわけでございますが、実効性のさらなる向上という意味で、セクハラは行つてはならないという前提において、ほかの労働者に対する言動に注意を払うように努めるということ、国、事業主及び労働者の責務として明確化するほか、労働者が事業主にセクハラを相談を行ったことを理

由とした不利益取扱いの禁止、自社の労働者が他社の労働者に対してセクハラを行った場合の他社の講じる措置への協力の努力義務の新設等は少なくとも盛り込んでおりまして、これによりセクハラ対策は従前よりは前進する、そういうものだと思います。

ただ、委員の御指摘は、それでは十分でないというところで対案を出しておられるということですが、労政審等の議論も踏まえてこのような形にまとめたわけでございますが、内閣府の方では、男女共同参画会議の暴力に関する専門調査会による報告書、セクハラ対策の現状と課題というのを取りまとめておりまして、この報告書も踏まえて、引き続きセクハラを予防し、御指摘がありましたように、そういうような行動が出てこないような環境、社会づくりをしなきゃいけないという意味も含めて、救済や再発防止についての徹底と今後の検討というのをしっかりと行わせていただきたいと思っております。

○今井委員 私たちはそれでは不十分だということに思っておりますので、これは厚労委員会の方ですけれども、そちらの方でまた審議することになりますけれども、女性活躍担当大臣は関係がありまして、所管でもありますので、どうやら本間にセクハラがなくせるかということで、私たちの提案をしつかり真摯に受けとめていただいて、修正は十分できるわけですから、我々の考えを取り入れていただきたいということをお願いを申し上げます。

最後に一点だけ。選択制夫婦別姓制度ですけれども、これも、私も、もともととはちょっと慎重にいろいろ考えていましたが、いろいろな方とお話ししたり社会のいろいろな状況を見ると、やはりこれは、女性が社会進出するに当たっては、本当に大きな障害の一つになっているということを非常に実感しています。もうこういうものは認める時期に来ていると思うんです。

ですから、女性活躍という観点で、片山大臣は



この選択制夫婦別姓制度についてどうお考えかを、最後、お聞かせください。

○片山国土大臣 御指摘のように、社会における活動や個人の生き方が非常に多様化している中で、働きたい女性が不便さを感じたり働く意欲を阻害することがないようにするということは非常に重要でございますので、女性活躍の視点にのっとった制度を整備していくことは重要でございます。いまして、今般、マイナンバーカード等への旧姓併記の推進ということで、そのほか、旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討、口座等の実施、働きかけ等もやっております上に、規制改革推進会議におきましては、第三期後期の重点テーマの一つとして、各種の国家資格における旧姓使用の範囲拡大というのが盛り込まれております。

ただ、選択的夫婦別姓制度の問題は、家族のあり方に深くかかわるということもあり、国民の間にもさまざまな御意見があることから、平成二十七年十二月の最高裁判決における御指摘、それから国民的な議論の動向を踏まえながら、法務省において御検討が続けられていると承知をしております。

○今井委員 時間が来ましたので終わりますけれども、野田聖子さんなんかは、こういうところにも踏み込んでいて、女性活躍に一生懸命やっていらっしゃるけれども、聞いている限り、もう私は、担当大臣、かわった方がいいんじゃないかなというふうに思いましたので、それぐらい踏み込んで、ぜひやってください。

以上です。

○牧原委員長 次に、太田昌孝君。

○太田昌孝委員 公明党の太田昌孝でございます。内閣委員会の質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。きょうは、一般質疑ということで、ちょっと日ごろの問題意識につきまして何点か質問をさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、今、政府としましては、本通常国会

においてデジタル手続法案を提出して、行政手続のデジタル化、デジタルファーストを進めようとしておられますが、このいわゆるIT化、デジタル化のスピードの中において、一般国民、とりわけ高齢者や障害者等の権利擁護も、重要かつ不可欠な問題であるというふうに認識をしております。

そのような中で、このデジタル手続法案を始め、こうしたデジタルファーストの目的というのは、デジタル化すること自体ではなくて、あくまでも利用者の利便性向上であるべきであって、万一にも、デジタル化によって行政の業務の安全性あるいは信頼性が損なわれるようなことがあつてはならないと考えております。

利便性の向上と安全性、信頼性は表裏一体でありまして、同時に特段の配慮があるべきと考えますが、この点をまず確認させていただきたいというふうに思います。

○時澤政府参考人 お答えいたします。今議員御指摘のありましたデジタル手続法案につきましては、行政手続の原則を画面からオンラインに転換するというものでございますが、これは、行政手続のオンライン化自体を目的とするものではございませんで、オンライン化による行政手続の利便性の向上ということを目的としております。

御指摘になりましたように、この行政手続のオンライン化の推進に当たりましては、業務の安全性や信頼性を確保しつつ、利便性の向上を図るということが大事で、重要でございますことから、こうした点も十分に踏まえながらオンライン化を進めていきたいと考えております。

○太田昌孝委員 ありがとうございます。しっかりと答えもいただきましたけれども、そうした安全性それから利便性の向上、双方しっかりと担保していただきたい、このように思います。

その上で、そうした基本的な考え方を踏まえた上で、何点か確認をさせていただきたいと思

まず、法務省が所管しております不動産登記事務、特に、不動産権利登記手続についてであります。

既に平成十六年に、不動産登記法改正によりまして、このたびのデジタル手続法案の求めるオンライン化の法整備はなされてお

国民の権利擁護のための登記の真実性確保とそれの利便性の向上が図られてきていると承知をしておりますが、政府としての御認識についてお尋ねをしておきたいと思

○時澤政府参考人 お答えいたします。手続の利便性を向上させるとともに、行政手続の簡素化、効率化を図るためには、オンライン化ということだけでは

今後もしも引き続き、利用率の向上に向けて取り組むことが重要と考えておりますが、その際には、手続の有する性質を踏まえ

○太田昌孝委員 今の答弁を前提としながら、今後一層オンライン申請率を上げるため、さらに、登記申請の添付書類について、PDFなどによる電子データ化も視野に入れた、資格者代理人の権限と責任に基づいてオンライン化を検討中というふうに承

そこで、これは内閣官房情報通信技術総合戦略室と法務省の民事局双方にお聞きをしたいと思

不動産権利登記手続については、既に平成十六

年の不動産登記法改正によってこのたびのデジタル手続法案の求めるオンライン化の法整備がなされているということの確認をさせていただきます。が、今後、さらに、登記申請の添付書類についてPDFなどによる電子データ化を検討する場合には、どのような点に留意すべきかについて伺いをしたいと思います。

特に、不動産の権利登記については、昭和二十四年まで裁判所所管の司法事務であったわけでありまして、一旦なされた登記は、それがたとえ不実の登記であったとしても、行政の許可のように公権力によって取消処分等を行うことはできない、原則として、不実登記による被害者は裁判手続によらなければ権利の回復ができないということになっております。不動産権利登記が準司法事務であると言われる理由は、このような一般行政事務とは異なる特殊性にあると思

ちなみに、IT化、デジタル化の最先進国と言われるババルト三国の一つ、エストニア共和国においても、不動産登記は、結婚届、離婚届とともに他の一般の行政手続の例外となっておりまして、公証人の権限と責任に基づく厳格な手続によって申請をして、裁判所が所管し、手続を行っていることのようにあります。

また、不動産登記は、不動産の権利関係を公示し、土地取引及び不動産担保金融等、経済取引にとつての必要不可欠な基盤でありまして、不動産の権利関係を公示する登記の真実性、信頼性に基づいて経済取引が行われてきたのであり、不動産登記手続の重要性はここにあると思

近年、マスコミでも大々的に報道されましたとおり、積水ハウスの詐欺被害事件、これは被害額六十三億円、あるいはアパホテル詐欺被害事件、これは十二億六千万の被害があった。こうしたものが発生しております。高齢化社会にあつて、地面師グループが暗躍し、世間を騒がせているわけであり

認知症高齢者が四百八十万人とも言われておりまして、地面師やオレオレ詐欺が後を絶たない時

代背景も鑑みたときに、特に不動産権利登記において、今後さらに、登記申請の添付書類について、PDFなどによる電子データ化を検討する場合には、所有権者等の権利擁護の観点から、添付書面等が偽造、変造されていないか等、資格者代理人、司法書士において原本をしっかりと確認すること及び成り済まし等にだまされることのないよう、一層厳格な本人確認手続が業務上不可欠となっている。

資格者代理人の権限と責任を法律上しっかりと位置づけ、もって登記の信頼性と取引の安全性の確保、オンライン申請による利便性の向上の両立を図られるように慎重に考慮しなければならぬと考えますが、所管する内閣府としてどのようにお考えか、確認をしたいと存じます。

また、その際には、利用者の利便性の向上という観点から、この手続の主な担い手である資格者代理人である司法書士会等の意見も十分に聞いて、理解を得た上で、デジタル化やオンライン化のさらなる推進を検討する必要があると思います。これについてもあわせて確認をさせていただきたいと思えます。

○時澤政府参考人 行政手続のオンライン化の目的は、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも利用者の利便性の向上でございまして、仮に、オンライン化によって業務の安全性や信頼性が損なわれるようなことがあつてはならないというふうに考えます。

今、先生御指摘のありましたような取組を進めるに当たりましては、手続の結果が及ぼす影響、そして、添付書類の性質等を十分に踏まえまして、添付書類の原本を確認することが必要不可欠でないかなど、手続の安全性、信頼性を確保しつつ、利便性の向上が図られるように考慮して、適切に判断する必要があるというふうに考えております。

あわせまして、利便性の向上を図る観点から、手続の利用者の意見を十分に聞いて、理解を得て進める必要があると考えております。

○簡井政府参考人 法務省から引き続きお答えいたします。

御指摘がありました方式は、司法書士などの資格者代理人が申請人を代理して権利に関する登記のオンライン申請を行う場合において、資格者代理人が添付情報である書面のPDFファイルを作成し、これに電子署名を行って送信することで、そのもととなった書面を法務局に提供することによって、オンライン申請の利便性の観点から、法務省において検討を進めていたものでございます。

もともと、このような申請方式の導入の可否やその具体的な内容を検討するに当たりましては、御指摘がありましたとおり、登記の真实性を確保する必要性が大変高いと考えており、登記の真实性が損なわれることのないように、担保措置の要否についても検討を深める必要があると考えております。

また、資格者代理人方式は、その主たる担い手としては、権利に関する登記の専門家である司法書士が想定されております。このため、その導入に当たりましては、司法書士が、担保措置の要否を含めて、このような方式の導入に理解を示し、積極的に利用していただけるような環境整備が必要であると考えております。

このような観点から、法務省におきましては、全国各地の司法書士会の方々の意見を聴取する取組も行っているところでありまして、引き続き、これらの観点到意しつつ、丁寧な検討を行ってまいりたいと考えております。

○太田(昌)委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただきましたとおり、この手続、主な担い手でありまして資格者代理人でもある司法書士会等、そういう皆様方の意見もしっかりと聞き取っていただきまして、冒頭申し上げましたとおり、利便性の向上と安全性、信頼性、これは表裏一体で、ともにしっかりと確保をして、国民生活の安心、安全に資するものになっていただきたい、このことをお願い申し上げます。次の

質問に移らせていただきます。

次に、ソサエティー五・〇に関連をしまして、以下、ちよつと質問をさせていただきます。

国民生活の多くの部分に、情報通信分野の発展、欠くことができない大きなウェイトを占めております。現在、政府としまして、ICTは、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献をして、国民生活を便利にするものであり、ICTの活用が経済成長のために重要な鍵であるとなつております。

そこで、数ある課題の中で、私の地元でも大変にこれは期待をし、求めております。医師不足や医師の偏在への対応の一つとして、遠隔医療の実現ということがございます。現段階での遠隔医療に対する政府の取組について御説明をお願いいたします。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

遠隔医療は、ICT機器、ネットワークの利用が不可欠でございまして、総務省といたしまして、さまざまな実証等に取り組んでまいっております。

近年は、5G等の高速ブロードバンド環境の整備、それからスマートフォン、タブレットの飛躍的な普及等を背景に、これを活用した遠隔医療に対する関心、期待が非常に高まっていると考えているところでございます。

平成三十年度、総務省の取組でございますが、厚生労働省において、オンライン診療の適切な実施に関する指針が作成されましたことを受けまして、総務省では、主に技術的な観点から、安全かつ効果的なオンライン診療を実施するための優良モデルの構築に向けた実証に取り組んできたところでございます。

総務省といたしましては、平成三十一年度も、厚生労働省と連携しながら、質の高い遠隔医療が展開されていくよう、引き続き、安全かつ効果的な遠隔医療を実施するための優良モデルの構築に向けた実証に取り組んでいく等々考えているところでございます。

○太田(昌)委員 5Gがいよいよ視野に入つてまいりました。超高速、多接続、そして超低遅延というような形の中で、とりわけ、なかなか二次医療圏で医療が十分でない地域も、中山間地、結構あるわけございまして、そういう意味においても、こうした医療分野における遠隔医療の推進というのを特段お願いをしておきたいというふうに思います。

さて、そのような中で、さまざまな医療関係、膨大なデータの解析を瞬時にを行い、答えを導き出す人工知能、AIの活用があらゆる分野で取り上げられております。私ども公明党におきましても、三月に、ICT社会推進本部、がん対策推進本部で、がん研の有明病院の視察をさせていただきました。AIの調査もさせていただきました。

また、今、さまざまこれは新聞の報道にもありますが、医療現場でもAIの活用が進んでいるということ、ちよつと若干紹介させていただきます。と、大腸にできた病変は、早期がん、がんになるおそれのある悪性ポリープ、切除の必要がない良性のポリープがある。内視鏡で映し出した病変の形状などから、医師が悪性か良性かを判断し、必要と判断すれば、電気メスなどで切除する。熟練の医師ならば、九割以上の正確さで見分けられるが、経験が浅い医師だと七割程度である。また、AIに読み込ませた内視鏡画像は、実績のある専門医が診断した約六万枚。内視鏡が病変に接触すると、悪性か良性かを瞬時に判断するものになっておつて、正答率は九八％に達する。熟練医師と同様の能力がある。

また、タブレットで、症状に関する質問に、これは選択肢から答えを選んでいくだけで、症状が文章となつて電子カルテに記載されるという問診支援システム、このようなものもございまして、これは、内科の病気を中心に約五万件の論文を学ばせて、患者の回答内容と照らし合わせて、医療用語で症状をカルテに反映させる。医師にしてみると、症状を聞き取ってパソコンに入力する手間が省ける上で、また、これまで時間が十分以上か

かった問診が四分程度になったとも言われておりますし、患者からも、待ち時間の間で入力でき、診察時には、そのまますぐに診療に入ることができるなど、大変に好評であるというふうにも聞いております。

また、別に、今度は外国人も大変ふえておりまして、外国人患者が、これは、日本人医療者との会話、タブレット型端末で自動翻訳をされて、音声で流れる。さまざまな言語に対応をし、あるいは電話で本物の通訳を呼び出すこともできる。

ふえ続ける訪日外国人に加えて、外国人労働者の受入れ拡大もこれが始まったわけでございますので、そういう意味では、こうした外国人労働者、大変に、そうした方々の患者の受入れで、医療機関が意思疎通あるいは言語の疎通に不安があるというふうにも言われております。そのような意味で、医療現場、AIの活用が広がれば、医師の負担が軽くなり、患者と向き合う時間をしっかりと確保できるのではないかと、こんなようなことを言われているところでございます。

今、ちょっと幾つか紹介をさせていただきましただけども、医療現場の働き方改革、医療の質の向上に向けても大変に有効であるし、重要である、このように思います。

そこで、政府としても、医療分野でのAIの活用の取組についての現状の御説明等をお聞かせいただければと思います。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

医療サービスの質の向上と医療従事者の負担軽減に向けまして、医療分野でのAIの利活用が期待されているという認識でございます。

このため、総務省では、高精細な内視鏡の映像データを解析することによりまして、先ほど先生がおっしゃいましたのは、恐らく、主に診断の部分の紹介だと思えますが、私どもの方では、診断の前の検出の部分につきまして、大腸ポリープについて自動的検出するとか、それによって医師の見落としを防ぐ等の仕組みを備えた医療用AIシステムの開発に取り組んでいるところでございます。

ます。

総務省といたしましては、引き続き、厚生労働省を始めとした関係省庁とも連携しながら、医療用AIシステムの実用化など、医療分野でのAI利活用の推進につきまして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○太田(昌)委員 これからの分野ではありますが、どうか、今紹介されたおりの動きもいくつか出ておりますので、これは後押しをよろしくお願いしたいと思っております。

次に、政府の未来投資戦略にも掲げられていますが、二〇二〇年度には全国的な保健医療情報ネットワークの本格稼働が想定をされております。現段階の課題認識と全国ネットワークの利活用に向けた取組についてお尋ねをいたします。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

総務省では、地域医療の確保といった社会的課題をICTを活用して解決していくため、医療分野の情報化の利活用それからネットワーク化の推進に取り組んでおるところでございます。

平成三十年度におきましては、御指摘の全国的な保健医療情報ネットワークを見据えまして、当該ネットワークを活用したサービスモデルの検討のため、医療機関と介護施設間、それから、医療機関と、医療保険者でございますが、保険薬局の間のそれぞれでの情報連携についての実証を実施したということでございます。

また、医療機関等とそれから個人のネットワーク化という観点で申し上げます、個人の医療、介護、健康データの管理、活用を御本人の同意のもとで実現するPDR、パーソナル・ヘルス・レコードの利活用に向けた研究開発を行ってきているところでございます。

総務省といたしましては、引き続き、厚生労働省を始めとした関係省庁と十分連携いたしまして、医療分野の情報利活用それからネットワーク化の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○太田(昌)委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたとおり、たしか群馬県で実証実験なんかもやられていたかと思えますが、パーソナル・ヘルス・レコードですか、PDR、さまざまな個人の情報をしっかりと、これは大切な個人情報でありますから、それと同時に、医師の理解あるいは協力も不可欠であろうというふうに思います。

そういう意味ではさまざまな課題があるのかと思えますけれども、冒頭申し上げましたとおり、なかなか今、医療が充足していない地域というのがやはり地域には存在をしております。そのような中で、今ちょっとさまざまな事例として申し上げたこと、一方で医師の働き方改革にもなるかもしれないですが、患者の側からすれば、そうしたところで安心して医療が受けられる、あるいはそういう中で診断も、大変に熟練した医師のそうした力量の中で診断が受けられる、さまざまなメリットがあることだと思えますので、どうかこの推進を、二〇二〇年度にはさまざまな進めたいいただきますように、これは御期待を申し上げておきたいというふうに思います。

さて、この三月議会で、私も、長野県議会でございしますが、私の地元でございますけれども、長野県の自転車の安全で快適な利用に関する条例というものが制定をされました。長野県は、健康長寿県であること、あるいは美しい山岳高原など豊かな自然に恵まれている、多様な自然環境、地域資源を生かした観光が重要な産業であることなどから、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識のもとで制定をされました。

国におきましても、二〇一七年に自転車活用推進法が施行されました、自転車は、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、あるいは、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時においても機動的であること、また、自転車の利用を増進して交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び

交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものである、こんな基本認識が示されております。

そういう中で、更に自転車の活用を推進してまいりたいと思えますし、それを応援していきたいと思うわけですが、一方で、安心、安全の確保も重要な問題でございます。

二〇一五年六月に施行されました改正道路交通法では、信号無視や酒酔い運転など十四項目が危険行為と定められまして、三年以内に二回以上赤切符を切られるなどした十四歳以上の運転者は、刑事処分とは別に、安全講習を義務づけられております。現状の処分状況をお伺いしたいと思います。

また、この赤切符、二〇一八年の交付件数は全国で一万六千六百十八件に上って、平成としては最多となったと承っております。これは、交付件数は都道府県によって大きな差が生じているとも聞いております。二〇一八年に全国最多の交付となったのは兵庫県で六千五百九十七件、大阪、愛知、東京、神奈川県などでも千件を超えた一方で、私の地元、長野県など十一県警はゼロであったというふうにも聞いております。偏在の理由について、これについても伺いたいと思えます。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

まず初めに、お尋ねのございました自転車運転者の講習でございますが、その受講者数は、昨年は二百九十六人ございまして、前年の百二十二人と比べまして倍以上に増加している状況にはございます。また、平成三十一年中におけます自転車利用者の検挙件数につきましては一万七千六百件ほどございまして、都道府県別等につきましては、委員御指摘のとおりでございます。また、検挙に至らない違反行為に対しましては、全国で約百六十万件の指導警告票を交付したところでございます。

この検挙件数、また、指導警告票の交付数につきましては、委員御指摘のとおり、都道府県間で偏在が見られるところでございますが、その要因

といたしまして、一つには、自転車の事故が多い都道府県で検挙件数や指導警告票の交付数も多いという傾向がございます。

また、冬場、冬期間に雪が降る、降雪があるような気象条件でありますとか、坂道が多いかどうかというような地形の状況によりましては、自転車の利用状況は大きく異なっております。これも一因であると認識いたしております。

さらに、先ほど御質問の中でございましたような条例、自転車の安全利用、また、保険加入を促進する条例が制定されている自治体がございます。こうしたことが法令違反に対する住民の意識に影響を与える面もあるものと考えております。

○太田(昌)委員 ありがとうございます。

これも私の地元の例で申しわけないのですが、自転車に関係する事故が交通事故全体の二割を占めているんですけれども、そのような中で、亡くなった方の七割というのが、例えば右側通行とか、横並び通行とか、一時停止を無視するというような、交通ルールを守らなかった、言ってしまえばそういうことなんですけれども、そういう意味では、交通安全に係る教育及び啓発なども、この自転車活用推進法では基本方針として定められています。

さまざま、子供から年寄りまでライフステージに応じた自転車運転者への安全教育を充実するために、自転車利用に関する教育指針を示すとともに、自動車のドライバーに対しては、シェア・ザ・ロードの視点に立つて通行空間を共有する自転車の安全な通行に配慮するような、こうした教育、啓発を行うべきと考えますが、取組について伺いいたします。

○北村政府参考人 お答えを申し上げます。

自転車に関連する死亡、重傷事故を見ますと、その約七割では自転車側に法令違反がございますので、まずは、自転車利用者の法令遵守をしつかりと求めていくことが重要であると考えてございます。一方で、自転車の死亡、重傷事故の八割弱は自動車との衝突でございますので、その半数以上

が出会い頭衝突事故となっておりますので、自動車運転者の側にもこうした事故の実態、形態というものを示しながら注意を促す必要があると考えてございます。

警察といたしましても、五月には自転車月間がございます。五月十一日から春の全国交通安全運動が始まりますので、こうした機会を利用いたしまして、関係行政機関等とも連携しながら、街頭活動、また交通安全関連のイベントの企画、参加、あるいは、ポスター、チラシ等を使用しての広報啓発活動に一層努めてまいりたいと考えてございます。

○太田(昌)委員 一方で、今度は自転車加害者になる場合もございます。そんな中で、冒頭紹介しました私の地元、長野県の条例であれ、全国で制定しているのが二十二都道府県あるようでございますが、自転車の保険の加入について、これは義務化が進んでいるというふうにも承っております。

こうした各県の条例制定の動き、自転車活用推進法にも、自転車損害賠償保険の加入促進を進めることが必要となっております。これについて、国民にわかりやすく提示すべきと考えますが、御所見を伺いたいと思います。また、これについては、なかなか保険加入状況が調査されていないという点もあります。国として、調査を実施して、効果的な加入促進の方策を検討すべきと考えますが、この点についても御所見をお伺いしたいと思います。

○田尻政府参考人 お答え申し上げます。

自転車の事故に関しましては、今委員御指摘のように、自転車関連事故件数が減少する中で、自転車対歩行者の事故件数は横ばいが続いている。また、自転車対自転車の事故が近年増加傾向にあるといったことに加えて、自転車加害者となる高額の賠償事故が発生しているという状況でございます。

こうした状況の中で、自転車の活用推進を図る

中で、安全に安心して自転車を利用する環境を確保する観点から、御指摘の自転車損害賠償責任保険などに加入することは大変重要というふうに認識しております。

今委員からお話いただきましたように、こういった自転車損害賠償責任保険への加入促進を図るための方策として、長野県を始めとして、一部の都道府県それから政令市においては、条例による加入の義務化が進んでおります。その結果、条例が設置された地域においては、保険の加入率が高まっているということも確認がされております。

このため、国におきましては、全国の都道府県及び政令市に対しまして、自転車損害賠償責任保険などへの加入義務化につきまして条例を制定いただくために、標準条例を作成し、本年二月に周知をしたところであります。

また、加入促進を図るためには、国民の方に対して、さまざまなルート、媒体を活用して、わかりやすく情報提供を図ることが重要であります。ことから、国におきましては、地方公共団体や保険会社などと連携して、保険などへの加入の必要性のほか、保険などの種類あるいは概要などににつきまして、国民に情報提供をまいりたいと考えております。

いずれにしましても、保険などへの加入状況も踏まえまして、引き続き、地方公共団体あるいは保険会社と連携しまして、継続的に加入促進に努めてまいります。

○太田(昌)委員 ありがとうございます。

時間でございます。現在、自転車の促進については、ナショナルサイクルルート制度も今創設に向けて御尽力をいただいているところというふうな承っております。こうした制度も相まって、自転車の促進、また安心、安全が確保されることを願って、質問を終わります。

○牧原委員長 次に、山岡達丸君。

○山岡委員 山岡達丸と申します。

本日は、質疑の時間をいただきまして、委員

長、理事の皆様、そして委員の皆様、心から感謝を申し上げます。また、菅官房長官におかれましては、日々の公務御多端の大変お忙しい中、また、国会対応ということで、きょうは質問をさせていただきます。本当に敬意を表しながら、きょうの質疑に入らせていただければと思うんです。

きょうは、ちょっと、お配りさせていただいた資料、皆様にもお手元にあるかと思いますが、昨年の九月六日、時間にして三時七分五十九秒というところで、深夜、朝の早い時間といえますが、夜の時間ではありますが、北海道胆振東部地震、厚真町を中心とした震度七、厚真、安平、むかわ、いわゆる被災三町と言われましたけれども、その震災の状況、今の現状のことを少しお伝えする、そのために私がまた撮影させていただいてきた写真であります。撮影日時は、四月十三日、先週の土曜日であります。

一枚目の右上でありますけれども、これは、むかわ町というところのお寺であります。法城寺というお寺であります。これは今も、震災後も半年以上たつわけでありまして、入り口から入ってくるとこのままになっているところがあります。その左側は、裏側に回ってきた写真でありますけれども、これは左下にありますとおり、大きな鐘がここに設置されていて、御存じのとおり、お寺でありますので、除夜の鐘とかそういったことに毎年使われていたりした、そういう状況が、ここはそのままになっているということでありまして。

次のページでありますけれども、これは神社であります。むかわ町の神社であります。これはもう見た目からもわかるとおり、左上でありますけれども、ブルーシートがかかって、今も、これはリアルタイムの状況でありますけれども、今まだ機能として果たしていないという状況であります。特別に、御神体は別の場所に保管されているということで、中に上がらせていただいていた様子もいろいろ拝見させていただきましたが、本当

に、写真にあるとおり、非常にひどい。右上にある私が撮影しているのは、ちよっと上の方もひびが相当入っていたりずれていたたりして、なかなか、本当に立ち行かない状況である。

三つ目の写真は、これは厚真町の神社でありますけれども、こちらはいわゆる石塔とかそうしたところが被害のあったままになっているところであります。

こうしたいわゆるお寺とか神社の被害額を伺いますと、一枚目の写真に一回戻りますが、この一枚目のお寺に関しては、自己資金と義援金で本堂の方は一千五百万円ぐらいかかっているところの左側をしたりして、これは倒れているところの左側にある建物の本堂のところになろうかと思えますが、それは何とか維持しても、この鐘の部分を見て直すとしたら、やはり四千万ぐらい見積りとしてはかかるのではないかとされています。

神社等も、この写真以外の場所も、直接お訪ねして写真を撮られたところと、あるいは、お電話で状況を改めて伺ったところもあるんですが、やはり、四千万であったり七千万であったり、少し、見積りを何とかとって、いろいろとても三千万円台ぐらいまでしか下がらないとか、いろいろな状況が今、神社としてお寺の状況ではありまして、あるいは、見積りすらとれないまま、立ち行かないまま、今この状況、資金的なめども立たず、放置されたままとなっているのがお寺とか神社の状況であります。

実は、このお寺とか神社、いろいろ、震災以降、もう政府の皆様にも本主に多数の方に厚真町、安平町、むかわ町に入っていたり、また議員の皆様にも本主に多数入っていたり、私は、被災地で活動させていただいている議員として、この厚真町の隣の苫小牧というところに居住地があるんですけれども、当時、苫小牧も震度六であったんですけれども、本主に、初日から現場に入らせていただいて、いろいろお話を伺っていく中で、本主に大きな政府の力と、そして議員の皆様の本主に御理解の中で、今いろいろな事業が動

いていて、住宅とか、道路とか、あるいは森林とか、さまざまなものが、今、復旧復興のために動いているわけでありまして、この神社仏閣というのは、一切公的な資金、支援が入っていません。

もちろん、皆様御存じのとおりでありますがいわゆる地方でありますから、大都市とはまた違って、地域の住民が集まる場所というのにも限られていて、お寺とか神社というのは、駐車場もあり、緑もあり、広場もあり、皆様が本主に地域の中で集まるということにはすごく適しているわけでもありまして、当然ながら毎年いわゆるお祭りも開かれる。そしてまた、お祭り以外にも、この一枚目のお寺さんではマージャン大会を開いたり、子供の集いを開いて昔遊びをしたりとか、いろいろな本主に工夫の中で、地域の住民の方のまさにコミュニティの場所としての機能も、役割と、そして心のよりどころの役割も果たしているんだらうということを私は感じさせていたいただきました。

鐘がこんな状況でありますから、昨年末は平成最後の大みそかというときでありましたけれども、何とか除夜の鐘ということをやりたいのかというところで、住民の方でちよっとミニチュアサイズの鐘をお持ちだった方がいたということで、その方の鐘をレンタルして、十四時に子供たちも集めて、直した本堂で除夜の鐘のかわりに少し行事をやって、そしてまた、いろいろ皆様の御希望もあつて、やはり夜の時間、鐘だけは鳴らそうというところで、ミニチュアサイズの、胸元におさまるぐらいのサイズの鐘でありましたけれども、それを鳴らして年を越したという状況であるというのが、この状況でありました。

令和の時代を迎えるという中で、被災地は復興元年だという思いで今非常に動いているわけでありまして、こうしたお寺とか神社とは全くそのままだなってしまうという、公的支援が入っていない。これはなぜ公的支援をしていないのか、まず、そのことを政府にお伺いしたいと思

ます。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの、被災した宗教法人に対する支援についてでございますが、憲法第二十条第一項では、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と定められており、また、憲法第八十九条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定められており、政教分離が規定されているところでございます。

このため、お尋ねの事案につきましても、これらの憲法の規定によりまして、宗教法人に対し、特別の財政援助を与えることはできないものと解されております。

○山岡委員 今、憲法上の観点からそうした支援を行っていないということ、被災を受けたお寺とか神社の関係者の方は本主に途方に暮れているという状況があるということでもあります。

そういうお話なんですけれども、過去のいろいろな事例を確認していくに当たって、やはり大きな震災があったときは同様の課題もあったのであろうと思いますが、二〇一六年に熊本の地震がございました。

資料の四番目。熊本の地震のときには、実は、神社、お堂、ほこら、これは資料に今、黄色い線を引かせていただいておりますが、支援するという事業を行っているんです。しかも、この四番目の資料は、熊本から実際に寄せた資料であります。一番下を見ますと、「復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする」と。恐らくは、当初からつくっていかなくて、その後、課題となつて、事業としてつくって、そして支援するという枠組みをつくったからこそ、「遡及して交付の対象とする」という震災ならではの対応をされたんだと思います。

熊本震災はしている、これはなぜされたんですか、なぜしているという状況なんですか、そのこ

とを伺います。

○多田政府参考人 お答えをいたします。熊本県におきましては、被災した集落、地域におけます地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援されているというふうに承知してございます。

具体的に申し上げますと、専ら地域住民が利用をし、また、専ら維持管理するものであつて、地域、集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等について、それに係る建てかえ、修繕に要する経費、これを二分の一以内、上限百万円という額で、当該施設を管理する集落あるいは自治会に対して補助をしているということでございます。

なお、この事業につきましては、特別交付税措置により造成をいたしました復興基金、これはあくまで一般財源でございますので、その活用はその自治体の判断に委ねられますけれども、これを財源として行つておられると承知してございます。

○山岡委員 済みません、ちよっと確認なんですけれども、私が今、熊本から取り寄せた資料では一千万円が上限だと。今、百万円とおっしゃいましたが。

○多田政府参考人 失礼をいたしました。一千万円でございます。

○山岡委員 これは、県でやっていて、なぜ国ではやらないんですか。もう一度伺います、多田さんに。

○多田政府参考人 お答えをいたします。

これは先ほどお答えをいたしましたとおりでございますが、熊本県において、災害復旧の一環として、被災した地域、集落における地域コミュニティの場の確保ということ、特別交付税措置により造成をされた復興基金を財源として、独自の御判断で実施をされたということでございます。自治体の判断によって行われたものでございます。

以上でございます。



○山岡委員 自治体の判断で行われたからやったのだというお話でございました。

そして、今お話にもありましたけれども、特別交付税措置で復興基金を、まあ、復興基金をつくるための特別交付税措置と。その後の使い道は独自の判断だから、都道府県がやったことで、こういう資料、わざわざ明示的に、神社、お堂、ほくらというところまで明示して、具体例ということをやったのは、まあ、それはやったのだということが御見解でありましたけれども。

そうしましたら、この北海道胆振東部地震の対応について、総務省の対応について伺いますが、今、熊本でお話があったような、いわゆる復興基金造成のための特別交付税措置というのはいしていただいているんでしょうか、伺います。

○多田政府参考人 お答えをいたします。

基金造成に対する財政措置につきましては、巨大な災害が発生をし、毎年度の措置では対応が難しいような場合の極めて例外的な措置として実施してございます。近年では、東日本大震災あるいは熊本地震において実施をしているところでございます。

一方で、北海道胆振東部地震につきましては、過去の災害におけます対応を踏まえ、復興基金への財政措置につきましては慎重に考える必要があるというふうに考えてございまして、毎年度、被災団体の実情をよく伺いして、適切に対応するというようにしてございます。

昨年度におきましては、昨年度は多くの災害が発生をいたしましたので、特別交付税全体を七百亿円増額いたしました。その上で、胆振東部地震で被災した地方団体に對しまして、災害復旧事業等に係る地方負担の地方債を充当いたしまして、後年度、その元利償還金に普通交付税を行いますが。

また、三十年度の特別交付税につきましては、北海道については前年度比五十七・七億円の増、札幌市、厚真町、安平町、むかわ町の四市町につきましては合わせて前年度比九十三・二億円の増

とするなど、前年度の額を大きく上回る額を交付したところでございます。

今後とも、被災団体の実情をよく伺いしながら、適切に地方財政措置を講じ、財政運営に支障が生じないように対応してまいりたいと考えてございます。

○山岡委員 今、長く御答弁をいただきまして、後段は、いろいろな措置を、予算措置をしているんだというお話、これは大変ありがたい話であります。

しかし、前段にお話がありました、北海道胆振東部地震は、過去の震災に比べて、その規模等を勘案したときに、いわゆる復興基金を造成するための特別交付税の措置は慎重に考えていると。つまり、対応していないんです。

地震は同じように起こって、確かに北海道は人口密度も低いですが、大阪とかあるいは熊本、あるいはさまざまなかの震災に比べて、確かに、人的被害とか、お亡くなりになった方はいるんですよ。とはいえ、比べたときに、行政、政府は、そういう枠組みの中で、今回は過去の震災と同じ復興基金をつくらないという判断をされている、私はこのことに全く納得できません。

そして、その結果として、幾ら、今、後段にお話をいただいた、いろいろな措置をしている、いろいろな措置をしているといっても、きめ細やかに、自治体が重要だと思った、その宗教施設というよりは、まさに地域のコミュニティの場所として、祭りを開き、子供たちが集まり、地域のためにやっているエリアには、独自の判断でした方がいいんじゃないかという、自治体が判断して行ってきた過去の事例が、北海道ではできていないんです。

私は、復興基金がつけられない、その結果としてこういうことが起こっていることが、制度上の問題が問題だと思っています。つまり、金額の多寡については、北海道胆振東部地震に見合った措置があるかと思えますので、その大小まで、例えば熊本の皆様とかあるいは東日本大震災の被災

者の皆様とか、それと同じになるとは思っていません。しかし、その状況だけ見て制度までも縛ってしまった結果、過去の震災で何とかしてきた、こられたことが、北海道で今浮いてしまっているというのが状況であります。

このことを私、熊本県にも電話をして確認をさせていただいたんですけれども、当時、やはり熊本でも同じ問題が起こって、そしていろいろな声が上がって、過去には新潟中越地震でも同じ事業があることを熊本として確認した、だからこういう事業ができるということを確認した上で、いろいろなアドバイスもあったことでしよう、まさに地方のコミュニティの場所としての機能ということの役割に対して、そこを復興、再建すること支援するということで対応しましたということを確認させていただいて、平成二十八年以降、八百六十件採択で六億四千万円が支給されているというのが、今、熊本の現状のお話でありました。

では、政府にまた伺いますが、地方都市は、都市というよりも地方は、まさに、こうしたお寺にしても神社にしても、コミュニティの中核ですよ。もう言わずもがな。ことしの秋には、この復興からめどが立たないばかりに、複数の神社ではお祭りが開けません。こうしたコミュニティの場所というのは国としては重要じゃないとお考えなんでしょうか、伺います。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。古来から、寺社仏閣におきましては、例えば、日常生活では地域住民の交流の場となったり、また災害時には避難場所となったりするなど、宗教的機能以外にも多くの社会的機能を果たしていたにしております。

こうした意味におきまして、被災地などでも寺社仏閣がコミュニティの場としての役割を果たすことはあり得るもの、このように考えております。

○山岡委員 コミュニティの役割を果たしているんだと。まさに都道府県とか各地が判断したところと同じ考えも、国も持てるわけです。

私は別に、この質問を通じて、憲法の政教分離を乗り越えて支援してほしいとかそういうことを申し上げたいわけではなく、そして、例えば、もらえるものだったらもらっていただくとか、補助金でもらえるものももらっていただくとか、そういうことを促したいとも思っていない。本場に現場、地域で途方に暮れている、まさにこの方々たちに、なぜ、住宅やさまざま、いろいろな、森林、道路も含めて生活の再建がどんどん進んでいく中で私たちは手つかずなのかというこの素朴な思いに、しかも過去には各県でされていた事例について、これを何とかしてあげてほしい、その思いであります。

そして、私は、この復興基金、もちろん、つくってくださった一番ありがたいと思っておりますが、しかし、今ここで問題にしたいと思っているのは、過去にはそういう柔軟な対応をできたことが、省庁と省庁のはざまの中でこうして震災復興の中で抜け落ちてしまっている場所があって、それが地域にとって非常に重要な役割を果たしている。

この場所は、これは菅官房長官に今までのお話を伺った中でぜひ伺いたいと思うんですけれども、震災復興について所信表明でもお触れいただいて、まさにいろいろな人の助けの中で頑張ろうとしている中で、どうか、こういう抜け落ちたところなく、この問題についてもきめ細やかな対応をお願いしたいんです。

省庁の枠組みでは解決できない、その課題だと思つて、私は、きょう、菅官房長官に質疑をさせていただきたいということをお願いさせていただきました。官房長官としての御見解とお考えをお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 北海道では、ことしに入ってから強い地震が発生しており、被災地の方々は大変な不安の中で生活をしていらっしゃいます。心からお見舞いを申し上げます。政府としては、でき



ることは全て行う、その姿勢で取り組み、予備費を活用して、発災直後、直ちにプッシュ型支援を実施するとともに、生活やなりわいの再建に向けた支援策の実施、激甚災害の指定などの対策を迅速に講じてまいりました。加えて、被災地の復旧復興を更に加速するため、平成三十年度第一次補正予算及び今回の国会で成立した平成三十年度第二次補正予算や平成三十一年度当初予算においても、インフラの復旧や生活、なりわいの再建に必要な措置を講じてきております。

お尋ねの寺社仏閣等についてでありますけれども、地域住民の交流の場や災害時の避難場所となるなどの社会的機能を果たしているものもあり、専ら住民によって維持管理されているようなものについては、自治体が、今委員から御指摘ありましたように、支援を行った例もあると承知をいたしております。

政教分離の観点から、この寺社仏閣等について直接公的支援を行うことは難しい面もあると認識をしておりますが、自治体と連携をして適切に対応していきたい、こういうふうに思います。

いずれにしろ、被災者の皆さんが希望を持って前を向いて再建に取り組むことができるよう、一日も早い被災地の復旧復興に引き続き全力で取り組みたい、このように思います。

○山岡委員 自治体と連携してというお話もいただきました。

今、復興基金が財源的な問題が、なくてできないという状況の中で、もちろん、寺社仏閣も自治体に相談して、義援金も入っているので義援金の方で何とかならないかという話もあるわけでありますが。

自治体の方も、やはりこうした大きな枠組みとしての判断が政府としてない中で、どうしてもその今の政府の考え方を準用して、厳しいという言い方を彼らにしているようであります。過去に、ほかの県でやったという事例も十分に多分自治体の方でも、まあ、研究し切れていない部分もあるでしょうし、あるいは、地域住民と直接向き合っ

ておりますから、地域住民から何か違う視点からいろいろな意見を言われることもやはり考えなければならぬという思いもあられると思っております。この寺社仏閣等の対応については非常に慎重な対応を今されているようであります。

どうか、財源的な措置もそうですし、そして、ほかの地域でやっているということも踏まえた中で、自治体にも、これは国から進んで推薦するということはできないかもしれませんが、知識、知恵として十分にそういう状況をお伝えしながら、今、ちょうどはざまの中になつてしまっているという環境を整えていただきたいという思いであります。

残りの時間で最後にお伺いしますが、今、官房長官から、やれることはあらゆることをやっていくというお話がありました。こうして今、神社や寺などで困っておられる方の思いを、少なくとも官房長官として、菅官房長官として受けとめていただける、そのことを、もし思っていたらいいのであれば、ぜひお答えいただければと思います。

○菅国務大臣 委員の問題意識というものを、私、先ほど来、質問を聞いておまして、そうしたものに、ある意味では、被災地の皆さんは、当然、そういう思いの中で毎日生活をしているんだらうというふうに認識をいたしております。

そういう中で、政府としては、地方自治体としっかり連携をして適切に対応していきたい、そう思います。

○山岡委員 引き続き、私も、地域の中で何とか対応できないかということは図っていききたいと思っておりますが、強い思いを持って、このことは考えていただきたいということをお伝えさせていただきます。

○牧原委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時開議

○牧原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょう、最初に、山本国家公安委員長にお尋ねいたします。

以前の当委員会、三月八日に、警察官と出版社の癒着にかかわる問題について質問いたしました。警察庁と十七都道府県の警察官が、昇任試験の対策問題集を出版する民間企業の依頼を受けて、問題や解答を執筆して現金を受け取っていた問題を取り上げ、真相究明を求めました。

その際に山本国家公安委員長は、現在事実を確認中、早期に確認した上で適切な対処がされるよう警察を指導していきたいとお答えになりましたが、その後はどうなりましたでしょうか。

○山本国務大臣 お答えをいたします。

お尋ねの件につきましては、今ほどのお話のとおり、三月八日の日にお尋ねいただいたところでございますけれども、現在におきましても、引き続き、関係警察において事実関係の確認を行っているものと承知をいたしております。

公務員が、出版社から依頼を受けて、執務時間外に原稿の執筆を行い、その原稿料を受領することとは、これは間々あることでございます。ただし、必要な職務申告が行われているとともに公務員関係法令に抵触するものでない限りにおいては、特段の問題は生じないというふうに認識をしております。

事実確認につきましては、いまだ全体としては継続中ではございますけれども、取材や報道のあった者、約四百六十名を超えますけれども、その四百六十余名のうち四百名を超えるかなりの部分につきましては、これまでの確認によると、何らの措置を要しないと認められるなど、問題のないケースであるというふうに承知をいたしております。

他方、少なくとも三十名程度の者につきましては

は、兼業に当たるか否かなどについて、なお事実確認が必要であり、引き続き、関係警察において事実関係の確認や関係機関との協議等を進めていくものというふうに認識をしているところでございます。

○塩川委員 そうしますと、必要な職務申告ですとか公務員法令に当たるかどうかといった点での確認をされておられるということで、大半の方は問題なしということだけれども、三十名程度については、兼業に当たるかどうかといったことを含めて、さきで指摘した点について事実関係の確認を進めているということでしょうか。

これは、そうはいっても、警察庁及び十七の都道府県警、ここで、もうおおよそ結論が出ているところもある、県警ごとに見たら終わっているところもあるというのとは前回も答弁がありましたけれども、そういうところから明らかにするとか、そういうのはできないんですか。

○山本国務大臣 全体像を我々把握する必要がありますがございまして、それをベースにして処分等々のことも考えていかなければならないということでございますので、いまだ少し時間をいただいで、全体の状況がどうであるかということについての確認作業をしていきたいというふうに思っております。

○塩川委員 極めて重要な問題であります。しっかりと確認をしていただきたいと思いますけれども、同時に、やはり、明らかになつてから、マスコミ報道からも三カ月以上もたちますので、これはしっかりと明らかにするということは必要だと思っております。いつまでに全体像を明らかにするお考えか、この点、お聞かせいただけませんか。

○山本国務大臣 先ほども申し上げたとおりでございまして、取材や報道のあった者、四百六十余名のうち四百名を超えるかなりの部分については、これまでの確認によると、何らの措置を要しないと認められるなど、問題がないものと承知をいたしております。

他方で、残りの者については、兼業等について

事実確認が必要であり、さらに、関係事業者の協力も得なければならない点があるなど、現時点で関係警察における事実確認終了の確たる時期を申し上げる段階にはないものと認識いたしております。

いずれにしても、可能な限り早期に事実確認を行った上で、必要に応じて適切な対処がなされるように警察を指導してまいりたいと思っております。

○塩川委員 そういふ点では、四百名以上の人は問題ないと言っているんですけども、そうはいっても、明らかにしていただかないと我々としても判断のしようがありませんので、その点をしっかりと明らかにした上で、しかるべく早期に明らかにしていただいて、警察への信頼が問われる問題だと考えています。

そういう重要な案件について、国家公安委員会ですら議論する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういう議論の場というのはあるんでしょうか。

○山本国務大臣 国家公安委員会の各委員に對しましては、警察庁におきまして、個別に、当該報道があった旨と、それから、必要な事実確認を関係警察において行いう旨の報告を行っているというふうに承知をいたしております。

現在、関係警察において事実確認中であり、確認の結果、問題があるものがあれば、国家公安委員会として、報告を受けた上で、必要に応じて議論がなされているものというふうにご答えておりますが、現時点で予断を持ってお答えするということはできないところでございます。

○塩川委員 警察庁が調査しているから、それがまとまったところで議論するというのではなくて、そもそもこの国家公安委員会が警察のあり方についてきちっと議論する、やはり、委員からそれぞれ問題意識を聞いたり意見を聞いたり、そういうのを調査に反映することが必要じゃないんですか。そういうことをぜひやってもらわなければならぬと思うんですが、いかがですか。

○山本国務大臣 国家公安委員会におきましては、確たる事実をベースにしての議論というものをしていく必要があるのかというふうにご答えておまして、今の委員のお話も参考にはしながらでございますけれども、あくまでも、問題があるというところについての議論をしっかりさせていただきたいと思っておりますので、その議論の材料が出るまでは、我々としては、予断を持って対応するわけにはいかないところでございます。

○塩川委員 納得のいくお答えではないんですが、問題があるという段階でやはり議論するということが重要なわけですから、まさに国家公安委員会の役割がそこにあるんだと思いますので、全部お膳立てが済んだからやりましょうという話ではないという点でも、国家公安委員会として本来求められる役割をどう果たすのかというのが問われているというところは申し上げ、警察への信頼が問われている問題ですので、直ちに全面的に明らかにしていただいて、やはり国民の目線で、国民の立場でしっかりと検証していくことが求められていると思っておりますので、その点、重ねて要望しておくものであります。

続いて、前回議論したドローン飛行禁止法案の関係で、若干質疑を足りないところがありましたので、お尋ねしたいと思っております。

防衛省にお聞きしますが、ドローン飛行禁止法案にある、米軍に係る、日米地位協定第二条第一項の米軍の施設又は区域においては、陸域、水域とともに空域があるという説明がありました。その空域とはどういうものなのかについて、まず説明をいただけますか。

○原田副大臣 お答えをいたします。我が国の領域内の訓練空域につきましては、日米地位協定、委員お示しのように、第二条第一項の規定によりまして米軍に提供している陸域ないし水域の上空を、合理的な範囲で地上ないし水面の施設・区域と一体のものとして米軍の使用が認められているものでございます。

これらの空域につきましては、地上ないし水面

の施設・区域と一体のものとして、保安上、対象防衛関係施設に指定することは排除されませんが、個別具体的にどの在日米軍施設・区域を対象防衛関係施設に指定するかという点につきましては、米側と協議をしつつ、法案成立後に、これらの指定の必要性を精査して、真に必要な範囲を指定することになるものでございます。

○塩川委員 ドローン飛行禁止法案の話ではなくて、そもそも日米地位協定に基づく米軍の施設又は区域の話で、日米地位協定の二(1)などで示している米軍の施設又は区域で、空域があると言ったものですか、その空域というのはどういうものですか。例えば高さ、どういうものを明らかにしているのか、その点が聞きたいんです。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま副大臣の方から、地位協定第二条の1に基づきまして提供しているというお話はさせていただきます。

具体的に空域と申しますのは、例えば三沢対地訓練区域ですとか、あるいは沖縄であれば久米島射撃場ですとか、そういった、特に空軍関係の訓練を行う場所として空域が指定されているというところでございます。

○塩川委員 空軍関係というお話なんですが、例えば、でも、日米地位協定により米軍が使用している空域についてということで、沖縄では、例えばキャンプ・シュワブなんかもあるんですけどね、空軍ではなくて海兵隊ですけれども、キャンプ・シュワブはあるけれども、海兵隊の航空基地たる普天間には入らない、あるいは空軍の嘉手納はこの空域というもののリストに出てこないんですけれども、空域を指定されているところと指定されていないところの違いは何なんですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘の、例えば普天間ですとか嘉手納といったものは飛行場でございますし、まさに航空機のベースでございますし、そこから航空機が離発着するという場所でございます。

一方、空域に関して言えば、先ほど、済みませ

ん、代表例として空軍と申し上げましたが、もちろん海軍ですとか海兵隊、さらには陸軍の航空機も使用することは可能でございますが、いずれにせよ、主たる目的は訓練を行うという意味において空域が指定されているというところでございます。

○塩川委員 訓練を行うところと言っているんですけども、それは全部じゃないですよ。例えば、キャンプ・マクトリアスとかというのも空域指定しているんですけども、ここは住宅地ですよね、学校とかスポーツ施設とか。それは、訓練をそこでするんですか。米軍の軍人軍属がいる、そういうところも訓練場所なんですか。ちよつとまとめてもらえますか。

○牧原委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○牧原委員長 速記を起こしてください。

防衛省田中地方協力局長。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

キャンプ・マクトリアス区域につきましては、有視界飛行による航空機の運用という使用目的がございまして。

○塩川委員 だから、有視界飛行による航空機の運用ということであれば、ヘリですとかセスナですとか、基本は計器飛行でないものは全部入るわけですよ。だったら、ほかのところも同じじゃないですか。嘉手納だってそうでしょう。普天間だって同じなんですよ。訓練と言うから、普通に、米軍の住宅地の上が訓練場になっているのかという、その説明にはなっていないんですけれども。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

空域に関しては、訓練という目的がほぼメインだということに考えておりますが、先ほども申し上げたような航空機の運用という言葉に示されるようなものというのも含まれるというふうにご答えております。

○塩川委員 航空機の運用というのであれば、日本の航空法、米軍は適用除外ですけども、尊重

すると書いていますから、それを当てはめるのであれば、航空法でいえば、地上面の一番高い部分から百五十メートル以上飛びなさいと最低安全高度規定がある、人口稠密地域だったら三百メートル以上とありますよね。

この空域、地位協定に基づく空域は、高さはどこまでなんですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

これは空域ごとによって高度についてはそれぞれ定められているところでございます、一律に定められているものではございません。

○塩川委員 例えばキャンプ・マクトリアスという米軍の住宅地のところ、有視界飛行の航空機の運用という話をしましたが、それは基本三百メートル以上は、航空法に準じれば飛ばないわけですよ。この空域というのは三百メートルの更に上まで広がっているから指定しているということですか。

○田中政府参考人 委員、申しわけございません。御質問の趣旨は、三百メートル以上についても空域というふうになっているのかという……（塩川委員）いや、キャンプ・マクトリアスは高さはどこまでなんですか、三百メートル以上なんですかと聞いているんです（と呼ぶ）

キャンプ・マクトリアスに関しては、上空二千フィートまでというふうになっております。（塩川委員）七百メートルぐらい（と呼ぶ）さようでございます。六百から七百メートルぐらいでございます。

○塩川委員 そうですか。これは初めて知りました。そういった格好で、一応上限設定がある。その理屈はもうちょっと確認しようと思うんですが。

そこで、ドローン飛行禁止法案について聞きたいんですけれども、ドローン飛行禁止法案の場合について、対象施設の上空は、ドローンの飛行は、規制について高さ制限というのがあるんですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

これは、防衛関係施設に限らず、御指摘の法案の対象あるいは現行法の対象で上空の高さ制限といったものはございません。

○塩川委員 飛ぶかどうかは別にしろ、三千メートルとか四千メートルでもかかっているということですよ。だけれども、航空機の場合だったら、ドローンじゃないから飛べるわけですよ。ドローンはずっと上まで規制されるけれども、航空機は規制されないということになりますね。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。いわゆるドローン規制法のほかに、いわゆる航空法というのがございまして、こちらでは、ドローンにつきましては高度は原則五百メートル以下しか飛ばないということになっております。

○塩川委員 いや、航空法で言う航空機、ドローンじゃなくて、の場合は、別に上の方は制限されないですよ。航空法のドローンじゃなくて、航空法の航空機。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。ちよつと防衛省の所管ではございませんけれども、航空法上の航空機の高度の規制というのはございません。

それから、済みません、もう一点。先ほど、私、答弁でドローンの航空法上の制限が五百メートルと申し上げましたが、百五十メートルの誤りでございます。

○塩川委員 要するに、ドローンの場合には上限規制がないんですよ。だから、そういう意味では、ドローンであればどこまでも規制の対象になつていくというのが実態であります。

それで、広大な空域が米軍に既に提供されているわけですが、ドローン飛行禁止の対象エリアも大きく広がる懸念があるわけですか。

防衛省に聞きますが、もともとこれは米軍の要請じゃないのかということなんですけれども、二〇一七年十一月十六日に小野寺防衛大臣とハリス米太平洋軍司令官が会談を行いました。その際にドローン飛行規制を要請したと報道されています。防衛省、日本政府は、米軍から直接ドローン

飛行規制の要請を受けているわけではありませんか。

○原田副大臣 お答え申し上げます。

日米間では平素より必要な意見交換等を行っております。これまで米側から、在日米軍施設・区域上空において小型無人機、いわゆるドローンの飛行が確認された事例について情報提供を受けてきたところがございますけれども、御指摘のハリス司令官の件も含め、具体的なやりとりの内容につきましては、相手国との関係もありますことから、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○塩川委員 納得のいく答えではありません。否定しなかったということでもありますので、米側が名護市辺野古のキャンプ・シユワブを飛ばすドローンの規制を要請してきた、その経緯は明らかであります。

山本大臣にお尋ねします。

やはり、このドローン飛行禁止法案について、日本新聞協会や民放連からも反対の意見表明がなされてきたところです。米軍基地が集中する沖縄のメディアからも、厳しい声、懸念の声が上がっております。

琉球新報は、社説で、

名護市の辺野古新基地建設現場は米軍キャンプ・シユワブと周辺の提供水域に囲まれ、報道機関のドローンは近寄れなくなる。建設現場では県条例に反して赤土が流出している疑いがある。「K4」護岸付近から汚水が漏れ出している様子を市民団体がドローン撮影で確認している。

東村高江での米軍ヘリ炎上事故ではドローン撮影によって事故直後の状況が明らかにされた。ドローン撮影を封じれば工事の進捗や基地建设による環境破壊などの実態を隠すことになる。

と厳しい指摘があり、また、沖縄タイムスも、土砂投入が進む辺野古新基地のドローン撮影ができなくなれば、埋め立て承認時の留意事項

が守られているかなどの監視は難しくなる。米軍機の事故現場では、取材活動が不当に制限されることになりかねない。基地からの油漏れなど、ただでさえ困難な米軍への取材はますます制約を受けることになる。

大臣、米軍基地が集中する沖縄では、取材の自由が大幅に制限をされ、国民の知る権利が一層侵害されることになるんじゃないでしょうか。

○山本國務大臣 今回の法改正では、近年におけるドローンの脅威の高まりを受けて、我が国を防御するための基盤である防衛関係施設に対する危険を未然に防止すること、また、ラグビーワールドカップ及びオリパラ競技大会の安全な、かつ円滑な実施を確保するためのものであつて、私も再三申し上げてまいりましたけれども、報道機関の取材活動を制限する意図はございません。

その上で、報道機関による取材目的の飛行など正当な理由のあるドローンの飛行については、施設管理者の同意等の手続を通じて飛行を認めることにより、法の規制目的と国民の権利との調和を図ることとしていただいております。

防衛省におきましても、報道の自由の重要性を十分認識した上で、対象防衛関係施設に関する法の運用について各種検討を行っているというふうな報告を受けておりまして、取材活動やあるいは国民の知る権利に配慮した適切な運用が確保されるものというふうな認識をいたしております。

○塩川委員 米軍はやめてくれと言っているんですから、そこでどうして同意が得られるのかということになるわけですか。

沖縄には米軍基地が集中しております。沖縄の本島においても面積の一四・七％を米軍専用施設が占めるということで、この米軍の要請によるドローン飛行禁止措置では米軍の配慮があるはずもない、ドローン飛行禁止法案はやはり撤回すべきだということを申し上げておくものであります。

それでは、山本大臣、御退席いただいて結構です。

○牧原委員長 山本大臣は御退室ください。

○塩川委員 次に、防衛省に、米軍所沢通信基地への横田基地残土搬入問題についてお尋ねします。

所沢市議会は、残土搬入反対の意見書を全会一致で採択をしました。所沢市基地対策協議会も、二度にわたって反対を意見表明しています。所沢市民の反対の立場は明確であります。

防衛省にお尋ねしますが、横田基地の土砂堆積場所について、その土地の取得の経緯、その後、米側に提供した経緯、これらについて説明をいただきたい。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの横田飛行場滑走路北側の土地につきましては、昭和四十年ごろから当時の防衛施設庁が順次取得をいたし、昭和四十七年から航空機の離着陸安全確保のための区域として米軍が使用してきております。

その後、当該土地は、平成二十八年十二月の日米合同委員会におきまして、外周道路の切りかえ工事を行うために米軍に提供することが合意され、平成二十九年三月に提供されているという状況でございます。

○塩川委員 昭和四十年ごろに農地だった土地を取得を開始し、四十七年、一九七二年に離着陸の安全確保のために使用することによって米側に土地を提供したということですが、これはもともと、一九五〇年代に滑走路の延長を行った、それに対応して取得された土地とかかわる部分ということではないですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

滑走路の北側の端にかかる部分でございます。その部分につきましては、もともとは農地でございます。ただ、滑走路のまさに北端の部分の周辺に当たるものですから、やはり航空機の運用上、そこに例えば障害物などが設置されると航空機の運用に支障があるものですから、その意味において、昭和四十年ごろから、順次、防衛施設庁

が取得し、先ほど申し上げたような経緯に至っているところがございます。

○塩川委員 その辺の経緯をもう少しききとたどっていただきたいんですけども、そもそものは農地だったところで、航空機の離着陸の障害とならないように、無障害地帯としてその農地部分を買収した、取得をしたということで、要するに建造物が建たないスペースにしようということなんです。

そうしますと、もともと農地だったところに、盛土になっているんですよ。だから、それが不思議でならないんですけれども、何でそんな盛土になっているんですか。

○田中政府参考人 お答えいたします。

当省といたしまして、盛土の由来を確認できる資料というのを可能な限りさかのぼって今調査しているところでございますけれども、現時点においては見つかっておりません。

用地取得から既に五十年以上が経過しているということもございまして、盛土の由来を確認することが非常に困難であるという可能性はあるものの、引き続き調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 ですから、もともと農地だったところだから別に高いところでもないのを、わざわざ盛土するような状況になっているわけですね。それをどこから持ってきたという話になって、ですから、所沢市あるいは所沢市民が懸念をするのが、それが汚染されている土壌ではないのかという話なんです。

前も聞きましたけれども、米軍としては調べているというんだけれども、所沢市も、過去、所沢通信基地の汚染の問題もあって、やはり国として独自で調査してくれとずっと要求しているんですよ。それはやはり汚染土壌への懸念があるからで、基地内からもし持つてくるとしたら、過去、いろいろな、重金属ですとか油類で汚染をされている、そういった土砂が積み上げられている場所じゃないのかといった懸念が当然出てくるわけ

で、その由来を明らかにするというのはぜひしっかり調べていただきたいということ、こういう所沢市から求められている、国として汚染土壌の調査をやれといったことについて、やはりきつちり少なくとも応えるというのが国の責任じゃないですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

米軍からは、当該土砂につきまして、土壌汚染調査の結果、汚染されていないことが確認できたこと、あるいは、これまで汚染を引き起こす可能性のある産業用の施設として利用したことがないことから、使用形態等を踏まえて、汚染があるとは考えられない旨の説明がございました。

防衛省におきましても、米軍の行った土壌汚染調査は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関において実施されたものということ、また、その結果についても、土壌汚染対策法の特定有害物質が全てにおいて基準値内であることを確認いたしております。

いずれにいたしましても、防衛省といたしましては、必要に応じまして、関係自治体に対し更に情報提供を行ってまいりたいと思っております。

○塩川委員 全ての土壌を調べているわけじゃない、サンプリングですから。つまり、由来がわからないんですよ。由来がわからないんだから、どんな汚染がされているかわからないんですよ。そういうときに、幾つかのサンプリングで、ありませんでしたという話にならないわけで、その由来をはっきりさせることも踏まえて、しっかりと調査を国として行ってほしいという所沢市の要望というのは、これは最低限の要望だろうということを申し上げておきたい。

そもそも、こういった土地、外周道路をつくるために、二一(a)で米側に日本政府が土地を提供したわけですね。その時点で、残土が出ることはわかっていたわけですよ。国は残土が出ることはわかっていた。そういうときに、何でわざわざ、住宅団地があり、学校があり、病院があるという所沢通信基地、目の前を残土置場にする、こういう

ことを容認するようなことをやったんですか。それ自身、国が容認したということになるんですけども、それはおかしいんじゃないですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

米軍からは、横田飛行場における外周道路の切りかえ工事により発生する土砂につきまして、横田飛行場の滑走路周辺の盛土の部分は運用上の理由から土砂を積み上げることができないというふうに説明を受けております。また、住宅地区も含め、その他の地域においても、既存建物などが過密であることから土砂を堆積する場所が確保できないことから、施設の運用上問題のない所沢通信施設へ搬入する計画にしたという説明を受けております。

防衛省といたしましては、土砂搬入に伴いまして、周辺の環境への影響や、あるいは安全等にも十分配慮がなされるよう米軍に要請を行うとともに、関係自治体に対しては適切に情報提供を行ってまいり所存でございます。

○塩川委員 それも納得できる話ではないわけですが、既に盛土になっているところなんです。そういったところについての今の説明では納得しがたい。

あわせて、少なくとも、民間業者に引き取らせるという話はあるわけですよ。そういう選択肢をそもそも考えるように米側に言わなかったんですか。何で住宅団地の目の前を残土置場にするんだ、どう考えてもおかしいじゃないかと、そういったことはきつちと言わなかったんですか。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、米軍からは、横田飛行場内では工事に伴い発生した土砂を堆積する場所が確保できないことから、施設の運用上問題のない所沢通信施設へ搬入する計画にしたという説明を受けております。

一方、米軍は、地位協定第三条に基づきまして、施設及び区域の管理のために必要な全ての措置をとる権利が認められており、その範囲内において所沢通信施設へ搬入する計画にしたというふ

うに承知しております。

○塩川委員 日米地位協定が米軍の特権を認めているという大もとの問題になるわけで、これは、全国知事会が去年七月に国に意見を出した、その中にも、日米地位協定の抜本改定と要求しているんですよ。日本の国内法令を米軍も守ってほしいと。これこそ、やはり国民の声であり、住民の声だ。

そういう点でも、改めて日米地位協定の抜本改定を強く求めると同時に、土砂搬入も直ちにやめろということをしつかりと政府がアメリカ側に言うべきだということを申し上げておきます。

今、一日百二十台のダンプカーが往復する計画になって、沿線の道路環境の悪化も懸念され、生活環境の悪化を招く、こういった横田基地工事における残土の搬出、搬入はやめよということを申し上げておきます。

ここでドローン関係と防衛省の方は結構です。

○牧原委員長 原田副大臣は御退室ください。

○塩川委員 残りの時間で平井大臣にお尋ねいたします。

健康・医療戦略やIT総合戦略を担当しております。これまで当委員会でも健康・医療戦略について質問してきたところですが、きょうは関連して、IT総合戦略本部、IT総合戦略室の体制問題について、まずお尋ねをしたいと思います。

IT総合戦略、法案も出るものですから勉強しようと思ってIT総合戦略本部からサイトに入っただけなんです。IT総合戦略室の詳しい説明が出てこなかったんですよ。IT総合戦略室で検索すると、政府CIOポータルが出てきたものから、そこでIT総合戦略室のところにいったわけなんです。

ただ、この政府CIOポータルは、政策のページを見ると、政策分野の記載の多いというのが二〇一五年三月で更新がとまっているんですよ。そういうのは大臣は御存じでしょうか。何でこ

なことになるんでしょうか。

○平井国務大臣 御指摘があるまで私も知りませんで、ありがとうございます。至急修正をせよというところで、指示を出させていただきました。

○塩川委員 IT総合戦略室ですから、それが四年前のままで置き放しというのは、本当に大丈夫なのかと思うんですが、大臣として感想はどうですか。

○平井国務大臣 これは、政府CIOポータルの、最近やった新しい仕事については全部更新しているんですよ。大もとのところを更新し忘れたと私は見ました。

ですから、すぐにそこは修正して、それと、やはりわかりやすくすべきだろうというふうに思っています。例えば、官邸が運営するIT総合戦略本部のウェブサイトとIT総合戦略室が運営する政府CIOポータル、それぞれの関連情報が掲載されているんですが、相互リンクがなかったりするので、さね。だから、そういうことも至急改善させていただきます。

○塩川委員 ですから、IT総合戦略本部をあげて、その記載の責任はIT総合戦略室になっ

ているんですよ。そこをクリックできるようにするだけなんです。五行ぐらいの説明で終わっちゃって、そこから政府CIOポータルとかに飛ばばいいわけで、それは最低限の話だと思うんです。その上で、政府CIOポータルについても、今言ったような政策のページが古いということですか、あるいはIT総合戦略室の各部署の業務も、やはり四年前でとまっているのも多いんですよ。

例えばということで紹介したのは、配付資料にある、これは配付資料一という方ですけれども、左上に「政府CIOポータル サイトより」と書いてあるものですが、そもそも、政府のIT総合戦略本部が、全体、どういう機構になっているのか、どういう構成になっているのかを確認しよう

か、どういった構成になっているのかを確認しようと思っただけなんですけれども、この上段の方、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（I

T総合戦略本部）」というのがあって、組織図が出てくるんですけども、例えば、一番下、水色で、パーソナルデータに関する検討会とあるじゃないですか。これは今でもあるんですか。

○平井国務大臣 これを見ますと、例えばこの「eガバメント」といったものが「デジタル・ガバメント」というふうに変わったり、言葉を置きかえなきゃいけないところを置きかえていないというものを今チェックしているところでございます。最新のものは、最新の状況はちゃんと書いてあるんですけども、やはり、過去にさかのぼって、いろいろな説明しているものを全部そのように直していないうところがあるのかもわかりません。

○塩川委員 ですから、新しいのを順次更新しているのは確かなんですけれども、古いものが新しいものに置きかわったときに、古いまま残っているという状況なんです。

ですから、この組織図もその一つで、この前、説明を聞こうと思ってIT総合戦略室の方にお話を聞いたときに、この下段の方の「IT総合戦略本部等の構成」というのが、この右上にあるように、去年の十一月の二日現在というので、直近のものなんです。これは非常に、ある意味、現段階という点ではわかりやすい図だろうなと思っ

ている。でも、これは、ウェブサイト上、ポータルにはどこにも出てこないんですよ。それも困るんですけども、その辺は、ぜひ、すぐ改善していただきたいと思います。

○平井国務大臣 大変重要な御指摘をいただきましたので、すぐに修正をさせていただきますと思います。

○塩川委員 それで、IT戦略、これも名称が長い、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、いわゆるIT戦略と言っているものについてお尋ねをいたします。

今、この組織図にもあるように、IT総合戦略本部と官民データ活用推進戦略会議は一体で運用されて、そのもとにいろいろな専門部会などが置

かれて、有識者の意見も聞くということになっていくわけなんですけれども、このIT戦略の文章で、「抜本改革推進のための体制拡充と機能強化」の項目というのがあります。

ここでは、IT総合戦略本部を支える事務局であるIT総合戦略室の規模が不十分であり、外部人材登用に当たっての処遇にも課題があるとの指摘がされており、IT総合戦略室の機能と体制の強化に向け、平成三十年度から順次、関係省庁からの人的資源の貢献などの一層の協力を得るとともに、外部のすぐれた人材の活用のための必要の処遇改善などの環境整備について検討を行うとあります。

このIT戦略で言うところのIT総合戦略室の規模が不十分というのは、どういう現状であって、それに対してのどういう認識から出ているものなんでしょうか。

○平井国務大臣 IT総合戦略室の仕事の、まず内容が大きく変わってきたというのがあります。過去のITの技術の延長線上に今取り組まなきゃいけないものがなくて、要するに、デジタルトランスフォーメーションの中で、技術者とかそういうものの知見も相当最先端のものが必要になるというのは間違いありません。

一方で、官民データ活用推進基本法によって、データをこれから扱っていくという意味での専門家もこれから必要になってきますし、また同時に、その中でもやはりセキュリティの問題がわ

かっている人たちがいなくなったら困るとか、そういう意味で、要するに、ここまで、IT総合戦略室というのは、つまり、社会のデジタル化に対応するありとあらゆる知見が必要になってきたがために、人が足りないということでもあります。

そういう状況ですので、ここで外部人材の登用というのには、はつきり言って、政府内とい

うか役所側にはそういう知見を持っていないというのが正直なところなんです。ですから、最先端の知見に関しては外部の方々に来ていただくかなきゃい

けないんですが、そのあたりの人材は引く手あま

たで、なかなか政府に協力をしていただけるような状況にはならない。それも困るわけですね。そこで、はっきり言って給料が安いので、そこを何とかせよというような御指示をいただいたというふうに聞いています。

ですから、政府、関係府省から人的資源の貢献など一層の協力がまず必要であるということと、民間からの専門人材の活用に向けた環境整備、ここをこれから関係機関と連携してどのように進めていくかということだと思っています。

今度御審議していただく法案の中に、さらに、要するに、予算調達の一元的な検討というものを内閣官房ＩＴ室でやれというふうになっておりますので、そうなりますと、ますます人が要るなというふうに思います。

○塩川委員 専門的な知見、役所内には知見がない、そういった人材を外に求める場合には引く手あまたということで、確保しようと思っても給料が安い、何とかせよというのがこの文書に出ているといことで、資料の裏側の方に、総合戦略室の概要、下に、室員構成ということで、この「室員」とあるように、下から二つ目に、民間企業からの出向者、一番下に、高度ＩＴ専門家の政府ＣＩＯ補佐官とか、そういう外部の人材の方がいらっしゃると思います。

その辺の給与の実態とかはまた次回ということ、時間が参りましたので終わります。

○牧原委員長 次は、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願いたします。

きょうは、四つほど質問をさせていただきたいんですけれども、まず最初に、ＷＴＯの紛争解決手続、この間、上級委員ですかね、話が出て、ニュースでも取り上げられていました。

この日本の八県の水産物輸入をめぐる韓国とのＷＴＯの紛争解決手続についての経緯とてんまつを一度おさらいしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○塚田政府参考人 お答えいたします。

我が国がＷＴＯの紛争解決手続に申し立てておりました本件、韓国による日本産の水産物等の輸入規制措置につきましては、昨年二月に、第一審のパネルで、日本の立場を、日本の主張を全面的に認める報告書が出されていたわけでございますけれども、今般、四月十一日に、その上訴審に当たりますＷＴＯの上級委員会が最終的な報告書を公表いたしました。

この報告書におきましては、上級委員会は、韓国側の輸入規制措置がＷＴＯ協定に違反するとしてパネルの判断につきまして、その分析が不十分である、すなわち、本来考慮すべき全ての事項を十分考慮していなかったということと理由として、パネルの判断を取消しをいたしました。

関係者の方々の期待に応えられず、まことに遺憾、かつ、じくじたる思いではございますが、同時に、どこに問題があったかということにつきましては、真摯に精査、検証したいというふうに思っております。

一方で、日本産の食品の安全性、科学的にこれは安全であるということにつきましては、韓国が定める安全性の数値基準を十分クリアできるものとしたパネルの事実認定、この点につきましては上級委員会でも変わらなかったということでございます。この点は非常に重要だということに私も私どもとしても考えております。

今後、こうした点をしっかりと発信しつつ、同時に、戦略を再検討の上、韓国を始め輸入規制をとっている関係国、地域、これらの国々に対しては、日本の食品の安全性について丁寧に説明をし、規制を早期に撤廃するよう引き続き粘り強く働きかけを行っていききたいというふうに思っております。同時に、今回のように、主要争点となった措置自体についての協定違反があったのかどうかについては、この点の判断を行わなかったということについては、私どもとしては非常に問題であると考えておまして、紛争解決に資するような判断を行うように、適切な形、あるいは適切な

場を通じてＷＴＯに対して求めていきたいというふうに考えております。

○浦野委員 ＷＴＯは、これでもう幕引きという言い方が正しいのかどうかかわらないですけれども、もうこれ以上はやらないということになるということで、結局、解決するための手続が解決にも至っていないというのは、非常に、何やったんやろなというふうに私は思っています。

ここで、本日は、宮腰大臣が食品安全の担当をされている大臣ということで、宮腰大臣に答弁を聞こうかなと思つたら、私が聞きたいと思つている、この八県の今回のＷＴＯの関係で対象になっている食品の安全性についての見解をいただきたいという質問をしようとしたら、それは宮腰さんは答弁できない、その基準をつくっているだけで、それが安全かどうかは厚生労働省じゃないと答弁できないということなので、きょうは厚生労働省に来ていただいておりますので、答弁をよろしくお願いたします。

○宮寄政府参考人 お答え申し上げます。

放射性物質に係る日本産食品の安全性につきましては、科学的知見に基づき設定された食品中の放射性物質の基準、都道府県等が実施するモニタリング検査、基準値を超えた食品の出荷制限措置等の取組により確保しているところでございます。

具体的には、厚生労働省において、食品の国際規格を策定している機関でございますコーデックス委員会が指標としている年間被曝線量の一ミリシーベルトを超えないように、国際的に見ても厳しい条件のもとで基準値を設定しています。

また、都道府県等が放射性物質のモニタリング検査を実施しており、福島県を含む八県の海産物では、平成二十七年以降、基準値超過がなく、平成三十一年一月に三年十カ月ぶりに基準値超過が一件あったのみでございます。

さらに、モニタリング検査で基準値を超過した魚種については、原子力災害対策本部長、総理でございますが、による出荷制限指示等により当該

魚種が流通しないように措置されており、検査結果が安定的に基準値を下回るまで出荷制限が継続されます。

これらの措置により、市場に流通する八県産の水産物等の安全性は確保されております。

○浦野委員 食品自体の安全性は間違いなく確保されていると思つていらっしゃるんですけれども、韓国にこの八県から輸出できないことによってこうむっているその経済的な影響というのは実際どれくらいあるのかというのは、御答弁をお願いできますか。

○森政府参考人 お答えいたします。

我が国から韓国への水産物の輸出額につきましては、暦年と比較いたしますと、二〇一〇年の百七十五億円が、震災後、約百億円に落ち込みまして、その後、輸出が禁止されている八県以外の水産物輸出により回復傾向にはあるものの、二〇一八年でも約百六十億円にとどまっているところでございます。

この間、世界全体への水産物輸出額が二〇一〇年の約二千億円から二〇一八年には約三千億円と大きく増加しております。これを踏まえと、韓国への輸出は相当程度抑制されているというふうに考えております。

また、個別品目で見ましても、例えば三陸のホヤにつきましては、震災前は十数億円程度が韓国に輸出をされておりましたが、この輸入規制強化によりまして輸出がとまってしまったという事例もあるところでございます。

○浦野委員 経済的にやはりその影響が少なからずあるということですので、これは、今後、韓国側がどういうふうにしていくのかということにもう尽きてしまふとは思ふんですけれども、実際、ほかの、この八県以外のところからのものが韓国に輸入されていますから、今おっしゃっていただいたように、金額的にはそんなに大きな数字ではないけれども、でも、全体的に伸びている中で、やはり少ない。百七十五億から百六十億に下がっているということは、本来ならもっと伸びていな



いといけない数字だと思いますので。これは、本当に、あの報道を見て、何か一般的には、安全性を認めてもらえなかった、日本の食品の安全性をWTOが認めなかったみたいな感じの受けとめをする人が結構多いんじゃないかな、そういう誤解を与えるような報道だったんじゃないかなと思っています。

そうではなくて、ただ、WTOのパネル、一番で出たパネルの結果が、もうちょっといろいろな複合的なものを勘案して判断すべきだったんじゃないかという、ただの技術的な、そういう部分の不備を指摘して、だから認められないという話になったというのは、余り皆さんに伝わっていないところがありますので、日本の食の安全、もともと日本はそういう食品の安全の基準も非常に高い国ですから、そういったところはもう全く、韓国が言っているような、言っているのは韓国だけじゃないですね、ほかにもそういうことを言っている国がありますよね。そういう国に対して、日本の食品が安全だというふうに、海外に向けてしっかりとやっていただけたらと思います。

それと同時に、国内でもいまだに、この八県、まあ八県という範囲かどうかかわらないですけれども、放射線による影響で食品が安全じゃないという風評をまだまだ散らしている人も、実際まだまだたくさんいらっしゃると思います。それは、個人がどう思うかは勝手だとは思いますが、事実でないことをやはりそうやって言っているというの、なかなか、なかなかと思っています。

国内での風評被害、これについても、この際、どのような対策を講じているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○小山政府参考人 お答えいたします。

風評の払拭は、福島、東北被災地域の復興再生において非常に重要な課題であると認識しております。各省庁が連携して対応することとしております。そのため、一昨年十二月、二十九年十二月に復興庁が中心となり策定いたしました風評払

拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づきまして、関係府省庁とともに情報発信に取り組んでいるところであります。

具体的には、まず、福島県を始めとした被災地域の復興の状況、農水産物の安全確保の取組、さらには、放射線そのものについて正しく理解していただくことが重要と考え、各種パンフレットの作成、配布に加えまして、広く国民に向けて、さまざまな媒体を活用した情報発信に力を入れております。

例を挙げますと、この二月には、復興庁として初めての取組であります、福島の今を紹介するためのテレビCMを全国で放送させていただきました。また、福島の魅力や未来に向けた取組を紹介するとともに、放射線に関する基礎的な知識を知ってもらうための動画やクイズを掲載したウェブサイトを開設するなどを行っております。

さらに、具体的に販売促進対策をとることが重要というふうにご考えておまして、そのための農水産物等の流通実態調査というのを行っております。これは、福島県産の米、牛肉、野菜の取引価格、イメージなどを調査しているものですが、その結果を踏まえまして、小売業者や仲卸業者の皆様への働きかけ、さらに、復興大臣より、経済三団体に被災地産品の利用等を直接要請しております。

このような取組は、当然ながら、復興庁だけではなく、農林水産省、観光庁、経済産業省等、各省庁と連携して各取組を実施しているところでございます。

引き続き、関係府省庁の連携を密にしながら、風評の払拭に全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員 ありがとうございます。

この間も、議員会館の方で福島県産と宮城県産の物産展をやっていただきましたけれども、本当に、全国でそういうしっかりと支えるということをやろうというふうに進めていただけたらと思います。きょうは、内閣委員会の所管の質疑は一切ない

という、非常に、そうなんです、実は私。宮腰大臣に答弁していただくと思っていたことすら厚労省の答弁になっちゃいましたので、聞けないということだったので。いつも内閣委員会の質問は聞いて答えられない質問が多いので、これから一生懸命考えて質問したいと思っています。これで質問を終わります。

○牧原委員長 次に、内閣提出、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。平井国務大臣。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○平井国務大臣 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

情報通信技術が急速に進展し、国民の生活が大きく変化する中、社会課題の迅速かつ柔軟な解決や持続的な経済成長を実現するためには、社会全体のデジタル化を早急に進めなければなりません。行政においても、手続や業務に用いる情報を紙からデータへと転換し、デジタル化を推進していくことが喫緊の課題となっています。

また、少子高齢化などの社会構造の変化により、社会の多様性が増していく中、情報通信技術

の活用にあつても、活用のための能力や利用の機会の格差、いわゆるデジタルデバイドに配慮し、高齢者等も含め、全ての者が情報通信技術の便益を享受できる社会を実現することが重要であります。

本法案は、こうした状況を踏まえ、情報通信技術を活用した行政の推進に関する各種施策を講じ、もって国民生活の向上や国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるとともに、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることとしております。

第二に、市町村長は住民票の除票及び戸籍の付票の除票を保存することとともに、戸籍の付票の記載事項を追加するほか、地方公共団体情報システム機構は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったときに、付票本人確認情報を提供することとしております。

第三に、国外転出者による個人番号カード及び電子証明書の利用を可能とするともに、利用者証明用電子証明書の利用方法を拡大するほか、個人番号の通知を通知カードによらず行うこととしております。

第四に、罹災証明書の交付に関する事務等の個人番号利用事務の範囲の拡充や、乳幼児に対する健康診査に関する事務等の情報連携の範囲の拡充を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○牧原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十四日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三分散会

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等(第四

条・第五条)

第二節 手続等における情報通信技術の利

用(第六条―第十条)

第三節 添付書面等の省略(第十一条)

第四節 その他の施策(第十二条・第十三

条)

第三章 民間手続における情報通信技術の活

用の促進に関する施策(第十四条・第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第十九条)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)第十三条及び官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十八条とする。

第十一条中「地方公共団体等は、当該地方公共団体等が」を「国の行政機関等以外の行政機関等は」に、「使用して行わせ又は」を「使用する」に、「申請等」を「当該行政機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の前の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

表するものとする。

第十条第二項中「総務大臣は、少なくとも毎年度一回」を「内閣総理大臣は」に改め、「方法により」の下に「随時」を加え、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表」を付する。

第九条の見出しを「(条例又は規則に基づく手続における情報通信技術の利用)」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう努めなければならない。

第九条第二項中「実施する」を「講ずる」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章 民間手続における情報通信技術の活用促進に関する施策

第十四条 手続等密接関連業務(手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。)が必要となる業務をいう。

業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織(民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る行政機関等との連携を確保するよう努めなければならない。

なければならない。

2 国は、前項の連携のため、同項の民間事業者に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

(民間手続における情報通信技術の活用の促進のための環境整備等)

第十五条 国は、民間手続における情報通信技術の活用を促進するため、契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続(当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限り)が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

第七条及び第八条を削る。

第六条第一項中「行政機関等は」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定を」を「前項の電磁的記録に」、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして」の下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、行政機関等は」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「として」を「が規定されているもの」を第一

項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等に「当該署名等」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び一条を加える。

(適用除外)

第十條 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項又は前條第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第三節 添付書面等の省略

第十一條 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

第四節 その他の施策

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第十二條 国は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第五條第一項中「行政機関等は」を削り、「規定により」を「規定において」に、「とされている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等」に代えて「縦覧等」を「を」により「を」に改め、同条第二項中「前項の規定を」前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類に、「を書面等により行うもの」として規定した縦覧等に関する「を」に関する他の「に」、「規定する」を「より」に改め、「みなして」、「の下に」当該法令その他の「を」を加え、同条を第八條とする。

第四條第一項を次のように改める。

他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する

る方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

第四條第二項中「前項の規定を」前項の電子情報処理組織を使用する方法に、「を書面等により行うもの」として規定した処分通知等に関する「を」に関する他の「に」、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして」、「の下に」当該法令その他の「を」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、行政機関等は」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「とされているもの」を「が規定されているもの」を第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に「当該署名等」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等」第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。」とする。

第四條を第七條とする。

第三條第一項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電

子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。を使用する方法により行うことができる。

第三條第二項中前項の規定を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うもの」として規定した申請等に関する「を」に関する他の「に」、「規定する書面等」を規定する方法に改め、「みなして」、「の下に」当該法令その他の「を」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、行政機関等は」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「とされているもの」を「が規定されているもの」を第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等に「当該署名等」に改め、「かわらず」、「の下に」電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。の利用その他の「を」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち

に第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。

第三条を第六条とする。

第二条第二号二及びホ中「をいう」の下に「へにおいて同じ」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「作成し」を「作成し、」に改め、同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び經由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

第二条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「次号から第九号まで」を「以下この条及び第十四条第一項」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由

機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとくに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 前号イ及びロに掲げるもの

ロ 前号二及びヘからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。

第二条を第三号とし、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等（情報システム整備計画）

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

（国の行政機関等による情報システムの整備等）

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従つて情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

第一条の次に次の一条を加える。

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用

した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。)の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用等の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報等の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報提供を要しないものとする。

三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等(これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。)について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

本則に次の一条を加える。  
(政令への委任)  
第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

別表を削る。  
(住民基本台帳法の一部改正)  
第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十條」を「第二十一条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第三十条の四十四」を「第三十条の四十一」に、「第四章の三」を「第四章の四」に、「外国人住民に関する特例」を「外国人住民に関する特例」に改める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理  
第四章の四 外国人住民に関する特例  
第三十条の四十一 第三十条の四十四の十二に改める。

民に関する特例(第三十条の四十五―第三十条の五十一)を「第三十条の四十五―第三十条の五十一」に改める。

第二条中「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「又は」の下に「第十二条第一項に規定する」を加え、「住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し」を、若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明

書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写しに改める。  
第八条中「第十八条を除き」を削り、「記載等」を「住民票の記載等」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改める。  
第九条第二項中「当該記載等」を「当該住民票の記載等」に改め、同条第三項中「第一項」を「前

二項」に改め、「は、総務省令」の下に「(前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)」を加える。  
第十条の次に次の一条を加える。

(住民票の改製)  
第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

第十二条第一項中「住民基本台帳」を「市町村が備える住民基本台帳」に、「は、その者が記録されている住民基本台帳を備える」を「(当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯単位とする住民票を作成している場合にあつては、当該住民票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次条第一項において同じ。)」は、当該に改め、同条第五項中「写し」を「同項に規定する住民票の写し」に改める。

第十二条の二 第四項及び第十二条の四第四項後段中「写し」を「同項に規定する住民票の写し」に改める。  
第十三条中「いう」の下に「。第二十條の三において同じ」を加える。  
第十五条第二項中「記載等」を「住民票の記載等」に改める。  
第二章中第十五条の次に次の三条を加える。

(除票簿)  
第十五条の二 市町村長は、住民票(世帯を単位とする住民票にあつては、その全部を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」と総称する。))を住民基本台帳から除いて別にづつり、除票簿として保存しなければならない。  
2 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)  
第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。))の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。))をす

2 第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記載をする。  
(除票の写し等の交付)  
第十五条の四 市町村が保存する除票に記載されている者は、当該市町村の市町村長に対し、その者に係る除票の写し(第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて除票を調製している市町村にあつては、当該除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六條第二号において同じ。又は除票に記載をした事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という。))の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七條第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明

第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除した事由(転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。))の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所及びその事由の生じた年月日(第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以下同じ。))をす

事項(第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。)のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者

から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|              |        |                                                  |
|--------------|--------|--------------------------------------------------|
| 第十二条第二項第三号   | 氏名     | 氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項                     |
| 第十二条第五項      | 第一項    | 第十五条の四第一項                                        |
| 第十二条第七項      | 同項     | 第十五条の四第一項                                        |
| 第十二条の二第二項第三号 | 住所     | 住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な事項                     |
| 第十二条の二第四項    | 第一項    | 第十五条の四第二項                                        |
| 第十二条の二第五項    | 同項     | 第十五条の四第二項                                        |
| 第十二条の三第四項第三号 | 住所     | 住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な事項                     |
| 第十二条の三第四項第四号 | 第一項    | 第十五条の四第三項                                        |
| 第十二条の三第七項    | 基礎証明事項 | 除票基礎証明事項(第十五条の四第三項に規定する除票基礎証明事項をいう。以下この項において同じ。) |

|                |               |                               |
|----------------|---------------|-------------------------------|
| 第十二条の三第八項及び第九項 | 基礎証明事項以外表示された | 除票基礎証明事項以外表示された第十五条の四第一項に規定する |
|                | 又は基礎証明事項第一項に  | 又は除票基礎証明事項第十五条の四第三項に          |

第十七条第三号中「住所」の下に「(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。))にあつては、国外転出者である旨」を加え、同条第四号中「年月日」の下に「(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定年月日)」を加え、同条に次の三号を加える。

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

第十八条中「修正」の下に「(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)を加える。

第十九条第四項中「第一項」を「前三項」に改め、「は、総務省令」の下に「(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)」を加え、「住所地の」を削り、「本籍地の」を「他の」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

第二十条第一項中「戸籍の附票に記録されている者」を「市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。))を含む。次項において同じ。)」に、「これらの者が記録されている戸籍の附票」を「当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」に、「以下この条及び第四十六条」を「次項及び第三項並びに第四十六条第二号」に改め、「を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」を削り、同条第二項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの)」を加え、同条第三項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第七号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの)」を加え、同条第四項中「として」の下に「同項に規定する」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

第二十条第一項中「戸籍の附票に記録されている者」を「市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。))を含む。次項において同じ。)」に、「これらの者が記録されている戸籍の附票」を「当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」に、「以下この条及び第四十六条」を「次項及び第三項並びに第四十六条第二号」に改め、「を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し」を削り、同条第二項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの)」を加え、同条第三項中「戸籍の附票の写し」の下に「(で第十七条第七号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの)」を加え、同条第四項中「として」の下に「同項に規定する」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明



書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第十二条第五項                                                                                                                       |  | 第一項                                                                                         | 第十二条第一項  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 住民票の写し                                                                                                                        |  | 戸籍の附票の写し                                                                                    |          |
| 第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる                                                                                                 |  | 第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された                                                   |          |
| 同項                                                                                                                            |  | 第二十條第一項                                                                                     |          |
| 同項                                                                                                                            |  | 第二十條第一項                                                                                     |          |
| 第十二条第七項                                                                                                                       |  | 同項                                                                                          | 第二十條第一項  |
| 第十二条の二第四項                                                                                                                     |  | 第一項                                                                                         | 第二十條第二項  |
| 住民票の写し                                                                                                                        |  | 戸籍の附票の写し                                                                                    |          |
| 第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる                                                                                              |  | 第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された                                                         |          |
| 同項                                                                                                                            |  | 第二十條第二項                                                                                     |          |
| 第十二条の二第五項                                                                                                                     |  | 同項                                                                                          | 第二十條第二項  |
| 第十二条の三第四項第四号                                                                                                                  |  | 第一項                                                                                         | 第二十條第三項  |
| 基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書 |  | 第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十條第一項に規定する戸籍の附票の写し |          |
| 第十二条の三第八項及び第九項                                                                                                                |  | 第一項に                                                                                        | 第二十條第三項に |

第二十條の次に次の三條を加える。  
(戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報)

第二十條の二 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱

漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(戸籍の附票の脱漏等に関する委員会の通報)

第二十條の三 市町村の委員会は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。  
(戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置)

第二十條の四 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十七條の二第二項若しくは前二條の規定による通知若しくは通報によつて、戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、住所地の市町村長への確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。

2 戸籍の附票に記録されている者は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に係る戸籍の附票に誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。  
第二十一條中「すべて」を「全て」に、「第四章の三を」第四章の四に改め、同條を第二十一條の四とする。

第三章に次の三條を加える。

(戸籍の附票の除票簿)  
第二十一條 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票(以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。

2 第十六條第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した戸

籍の附票の除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第二十一條の二 戸籍の附票の除票には、当該戸籍の附票の除票に係る戸籍の附票に記載をしていた事項のほか、当該戸籍の附票を消除した旨及びその年月日又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票の除票にあつては、記録。以下同じ。)をする。  
(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一條の三 市町村が保存する戸籍の附票の除票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の除票の写し(第二十一條第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票の除票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記載されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六條第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第十七條第七号に掲げる事項の記載を省略したもの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七條第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の除票の記載事

項を確認する必要がある者  
二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者  
三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な理由がある者  
4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、  
5 当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。  
第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第十二条第二項第三号   |                                  | 氏名                                        |                                    |
|--------------|----------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|
| 第十二条第五項      | 第一項                              | 第十二条の三第一項                                 | 氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項 |
|              | 住民票の写し                           | 戸籍の附票の除票の写し                               |                                    |
|              | 第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる    | 第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の二第一項の規定により記載された |                                    |
|              | 同項                               | 第二十一条の三第一項                                |                                    |
| 第十二条第七項      | 同項                               | 第二十一条の三第一項                                |                                    |
| 第十二条の二第二項第三号 | 住所                               | 住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項        |                                    |
| 第十二条の二第四項    | 第一項                              | 第二十一条の三第二項                                |                                    |
|              | 住民票の写し                           | 戸籍の附票の除票の写し                               |                                    |
|              | 第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる | 第十七条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された       |                                    |
|              | 同項                               | 第二十一条の三第二項                                |                                    |

第二十四条中「(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)」を削る。  
第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの規定中「第四章の三」を「第四章の四」に改める。  
第三十条の六に次の一項を加える。  
4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。  
第三十条の七に次の一項を加える。  
4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。  
復に必要な措置を講じなければならない。  
第三十条の八中「第三十条の六第三項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「及び」という。)」を削り、同条ただし書中「別表第一」を「同表」に改める。  
第三十条の九の二第二項中「第二十一条を「第二十一条第一項又は第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「前項」の下に「又は第三十条の四十四の二」を加える。  
第三十条の十第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。  
三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村

| 第十二条の二第五項      | 同項                                                                                                                            | 第二十一条の三第二項                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十二条の三第四項第三号   | 住所                                                                                                                            | 住所その他の当該申出に係る戸籍の附票の除票を特定するために必要な事項                                                                |
| 第十二条の三第四項第四号   | 第一項                                                                                                                           | 第二十一条の三第三項                                                                                        |
| 第十二条の三第七項      | 基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書 | 第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し |
| 第十二条の三第八項及び第九項 | 第一項                                                                                                                           | 第二十一条の三第三項に                                                                                       |

長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十二第二項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条

第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十条の十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、機構保存本人確認情報を、第三十条の四十二第四項又は第三十条の四十四の十第三項の規定による事務に利用することがで

きる。

第三十条の十七第一項中「この法律」を「この章及び第三十七条第二項」に改める。

第三十条の二十五第二項中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に改める。

第三十条の三十六中規定の下に「第三章及び次章を除く。」を加え、「機構が行う」を削る。

第三十条の三十七第三項中「本人確認情報処理事務」を「この法律の規定により機構が処理することとされている事務」に改める。

第三十条の四十第二項中「法律の規定」の下に「（次章を除く。）」を加える。

第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る。

第三十条の五十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第五項の項中「第十二条第五項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十二条の二第四項の項中「第十二条の二第四項」の下に「（第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表に次のように加える。

|           |                         |                                                                                |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 第十五条の四第二項 | 第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号 | 第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄 |
| 第十五条の四第三項 | 及び第六号から第八号までに掲げる事項      | 、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日                                    |

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）  
第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び

第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の削除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等）  
第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行ふものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

て行ふものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報）  
第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

（国の機関等への附票本人確認情報の提供）  
第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

（総務省への住民票コードの提供）  
第三十条の四十四の二 機構は、総務省から番号利用法第二十一条第一項又は第二項番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機

構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から戸籍の附票に関する事務の処理に関する求めがあつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票通知都道府県以外の都道府県の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の四 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十第二項の規定による事務の処理に関する求めがあつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報

(第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関する求めがあつたとき。

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

(附票本人確認情報の利用)

第三十条の四十四の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードを除く。次項において同じ。)を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

二 条例で定める事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき(国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。)

四 統計資料(国外転出者に係るものに限る。)の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関する求めがあつたとき。

3 都道府県知事は、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を、第三十条の十五第一項又は第二項の規定による事務(これらの規定により、前二項の規定により利用し、又は提供する都道府県知事保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を利用し、又は提供する場合に限る。)に利用することができる。

4 機構は、都道府県知事から第三十条の六第四項の規定による事務の処理に関する求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該都道府県知事に対し、機構保存附票本人確認情報を提供するものとする。

5 機構は、機構保存附票本人確認情報を、第三十条の七第四項又は第三十条の二十二第三項の規定による事務に利用することができる。

6 機構は、機構保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）を、第三十条の九又は第三十条の十から第三十条の十二までの規定による事務（これらの規定により提供される機構保存附票本人確認情報に係る者の個人番号を提供する場合に限る。）に利用することができる。

7 機構は、機構保存附票本人確認情報を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

8 機構は、機構保存附票本人確認情報を、番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものの処理であつて国外転出者に係るものに利用することができる。

（報告書の公表）

第三十条の四十四の七 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の四十四及び第三十条の四十四の二の規定による機構保存附票本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（本人確認情報処理事務に関する規定の準用）  
第三十条の四十四の八 第三十条の十七から第三十条の二十までの規定は、この章の規定により機構が処理することとされている事務について準用する。  
（都道府県知事に対する技術的な助言等）

第三十条の四十四の九 機構は、都道府県知事に対し、第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理に關し必要な技術的な助言及び情報の提供を行うものとする。

（市町村間の連絡調整等）

第三十条の四十四の十 都道府県知事は、第三十条の四十一第二項の規定による電気通信回線を通じた附票本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をするものとする。

3 機構は、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に正確な記録が行われるよう、必要な協力をしなければならない。

（附票本人確認情報の提供に関する手数料）

第三十条の四十四の十一 機構は、第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数を徴収することができる。

（附票本人確認情報の保護）

第三十条の四十四の十二 前章第四節第三十条の三十七から第三十条の三十九までを除く。の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                   |                                               |                                              |
|-------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 第三十条の二十四第一項       | 第三十条の六第一項                                     | 第三十条の四十二第一項                                  |
| 第三十条の二十四第二項       | 第三十条の七第一項                                     | 第三十条の四十二第二項                                  |
| 第三十条の二十四第三項       | 第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項                          | 第三十条の四十一第一項又は第三十条の四十二第一項                     |
| 第三十条の二十五第一項       | 第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項           | 第三十条の四十四の六第一項から第三項まで                         |
| 第三十条の二十五第二項       | 都道府県知事保存本人確認情報                                | 都道府県知事保存附票本人確認情報                             |
| 第三十条の二十六第一項       | 第三十条の六第一項                                     | 第三十条の四十一第一項                                  |
| 第三十条の二十六第二項       | 第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項から第五項まで又は第三十七条第二項 | 第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第四項から第八項まで |
| 第三十条の二十六第三項       | 機構保存本人確認情報                                    | 機構保存附票本人確認情報                                 |
| 第三十条の二十六第四項       | 第三十条の七第一項                                     | 第三十条の四十二第一項                                  |
| 第三十条の二十六第五項       | 本人確認情報処理事務                                    | 次章の規定により機構が処理することとされている事務                    |
| 第三十条の二十七第一項       | 第三十条の七第一項                                     | 第三十条の四十二第二項                                  |
| 第三十条の二十七第二項       | 第三十条の六第一項                                     | 第三十条の四十二第一項                                  |
| 第三十条の二十八第一項       | 第三十条の七第一項                                     | 第三十条の四十二第二項                                  |
| 第三十条の二十九（見出しを含む。） | 第三十条の九の二                                      | 第三十条の四十四の二                                   |
| 本人確認情報等の利用        | 本人確認情報等の利用                                    | 附票本人確認情報等の利用                                 |
| 本人確認情報等（本人確認情報    | 本人確認情報等（本人確認情報                                | 附票本人確認情報等（附票本人                               |
| しを含む。）            | 確認情報                                          | 確認情報                                         |

|             |                                  |                                                |
|-------------|----------------------------------|------------------------------------------------|
| 第三十条の三十第一項  | 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項    | 第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項 |
| 第三十条の三十第二項  | 第三十条の九又は第三十条の九の二                 | 第三十条の四十四又は第三十条の四十四の二                           |
| 第三十条の三十第三項  | 本人確認情報等<br>本人確認情報等に<br>又は本人確認情報等 | 附票本人確認情報等<br>附票本人確認情報等に                        |
| 第三十条の三十二第一項 | 第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項             | 第三十条の四十一第三項又は第三十条の四十二第三項                       |
| 第三十条の三十六    | この法律の規定(第三章及び次章を除く。)             | 第三章及び次章の規定                                     |
| 第三十条の四十第一項  | 本人確認情報処理事務                       | 同章の規定により機構が処理することとされている事務                      |
| 第三十条の四十第二項  | この法律の規定(次章を除く。)                  | 第三十条の四十一第一項                                    |
| 第三十条の六第一項   | 第三十条の六第一項                        | 次章の規定                                          |
| 第三十条の六第二項   | 第三十条の六第二項                        | 第三十条の四十一第一項                                    |

第三十二条を削り、第三十一条の二を第三十二条とする。

第三十六条の二第一項中「住民票又は戸籍の附票を」住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に改める。

第三十七条第一項中「事項」の下に「又は除票に記載されている事項」を加える。

第四十二条中「第三十条の三十」の下に「これらの規定を第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。」を加える。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命

令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したものの

イ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

ロ 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

ハ 第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者

ニ 都道府県知事の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ヘ 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

チ 受領者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二

人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者

ニ 都道府県知事の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ホ 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ヘ 機構の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

ト 受領した本人確認情報等又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者の職員又は職員であつた者

チ 受領者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十二

において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

第四十六条第二号中「又は」を「第十五条の四(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、に改め、「戸籍の附票の写し」の下に「の交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写し」を加える。

第四十七条第一号中「第三十条の十八」の下に「第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第三十条の二十第一項」の下に「第三十条の四十四の八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加える。

第四十八条第一項中「第四十三条」を「第四十三条第一号」に改める。

第五十一条中「の規定」を「(第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。)」の規定に改める。

別表第一中「第三十条の三十」の下に「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える。

別表第一の三十一の項中「又は登記名義人を」登記名義人に、「に」を「又は」に改め、同表の四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四 国税庁

酒税法(昭和二十八年法律第六号)による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の三の項中「による」の下に「同法第三条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、同法第七条第一項の訴訟手当金」を加え、同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える。



五十七の四 厚生労働省

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二中「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える。

別表第二の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「又は附票通知都道府県」を加え、同表中一の七の項を一の八の項とし、一の二の項から一の六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に、「同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付」を加え、同項を同表の一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の四の項中「第六条第一項」の下に「(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法を」「予防接種法」に改め、同表の五の十の項中「又は同法」を、「同法に改め、「徴収」の下に「又は同法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施」を加える。

別表第三中「第三十条の十一」の下に、「第三十条の四十四の四」を加える。

別表第三の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県知事その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の四の項を一の五の項とし、一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 都道府県知事

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中「第三十条の十二」の下に、「第三十条の四十四の五」を加える。

別表第四の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村長その他の執行機関の欄中「通知都道府県」の下に「及び附票通知都道府県」を加え、同表中一の八の項を一の九の項とし、一の二の項から一の七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の一の項中「回答」の下に、「同法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付」を加え、同項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 市町村長

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の三の項中「第六条第一項」の下に「(新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十

六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法」を、「予防接種

法」に改め、同表の四の十の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施」を加える。

別表第五中「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える。

別表第五中第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第六中「第三十条の十五」の下に、「第三十条の四十四の六」を加える。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第三条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の三」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(署名用電子証明書の発行)」を付し、同条第二項中「住所とする」の下に「。以下同じ」を加え、同条第四項中「第二十二條第四項」の下に「及び第三十八條の二第一項」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ)は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長(以下「附票管理市町村長」という。)を経由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができる。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項

の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住民基本台帳を」とあるのは「戸籍の附票を」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)」とあるのは「第十七條第二号から第六号までに掲げる事項」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第七條第三号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七條第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国外転出届(住民基本台帳法第十七條第三号に規定する国外転出届をいう。以下同じ)をした者が当該国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受ける場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「及び第七号に掲げる事項(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七條第二号から第六号までに掲げる事項)」とあるのは、「に掲げる事項、国外転出者である旨及びその国外転出届(同法第十七條第三号に規定する国外転出届をいう。)に記載された転出の予定年月日」とする。

第八條中「住民票」を「住民票(国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票)」に改める。

第九條第二項中「の申請」の下に「(国外転出者

である署名利用者による申請を除く。を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第三条の二第二項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である署名利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十条第一項中「第三条第四項」の下に「第三条の二第二項において準用する場合を含む。」を、「住所地市町村長」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長）」を加え、同条第二項中「の届出」の下に「（国外転出者である署名利用者による届出を除く。）」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と」及び「で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出（国外転出者である署名利用者による届出に限る。）について準用する。この場合において、同条第二項及び

第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び署名利用者検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二条中「第三十条の九を」第三十条の七第四項に、「第三十一条において」機構保存本人確認情報」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第一号中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を「国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票に記載されている事項のうち同法第十七条第二号から第六号までに掲げる事項」に改め、同条第二号中「が消除された」を「の消除（国外転出の予定年月日までの間に第三条の規定により署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票にあつては、当該国外転出届をしたことによる消除を除く。）があつた」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該署名利用者（国外転出者である者に限る。）に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記録されていない者となつたこと。

第十三条中「住民票」の下に「（国外転出者である署名利用者にあつては、当該署名利用者に係る戸籍の附票）」を加える。

第十七条第一項第一号中「行政手続等における

情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第二号」に改め、同条第三項第三号中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同項第十号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務の下に（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を加え、同項第十一号中「認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務の下に（認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加え、「第五十七条」を「第五十七条第一項」に改める。

第十八条第四項第五号中「署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務の下に（署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加え、同条第五項第五号中「署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「事務の下に（署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）」を加える。

第十九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 署名検証者は、前項の規定による確認を行ったこと、署名利用者本人が電子署名を行ったことの確認を当該電子署名に用いられた署名利用者符号が当該署名利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該署名利用者に求める方法により行わなければならない。

第二十二条の見出しを削り、同条の前面に見出しとして「（利用者証明用電子証明書の発行）」を付し、同条第二項中「同号に掲げる事項については、住所とする。」を削る。

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二条の二 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、附票管理市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書の発行の申請をすることができ。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と、「第七号第一号から第三号まで及び第七号」とあるのは「第十七条第二号から第六号まで」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、同条第四項から第八項までの規定中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

第二十七条中「住民票」を「住民票（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、当該利用者証明利用者に係る戸籍の附票）」に改める。

第二十八条第二項中「の申請の下に」を「（国外転出者である利用者証明利用者による申請を除く。）」を加え、「で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「前項を」第二項に改め、「第八項」の下に「又は前項において準用する第二十二条の二第二項において準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の申請（国外転出者である利用者証明利用者による申請に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用

者検証符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、「附票管理市町村長又は機構」とあるのは「附票管理市町村長」と、「機構又は附票管理市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「第二十二條第四項」の下に「(第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。)」を、「住所市町村長」の下に「(国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長)を加え、同条第二項中「の届出」の下に「(国外転出者である利用者証明利用者による届出を除く。)」を、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と及び「で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、第一項の届出(国外転出者である利用者証明利用者による届出に限る。))について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令」とあるのは「総務省令」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

第三十一條中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改め、同条第二号中「が転出届」の下に「(国外転出届をしてから当該

国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に第二十二條の規定により利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者にあつては、当該国外転出届を除く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 当該利用者証明利用者(国外転出者である者に限る。))に係る戸籍の附票の全部又は一部が消除され、いずれの市町村においても戸籍の附票に記載されていない者となつたこと。

第三十七條第三項第一号中「第五十三條」を「第五十三條第一項」に改め、同項第五号中「利用者証明検証者の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行う」を削り、「事務の下に「(利用者証明検証者の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。)」を加え、「第五十七條」を「第五十七條第一項」に改める。

第三十八條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該電子利用者証明に用いられた利用者証明利用者符号が当該利用者証明利用者のものであることを示すための措置として総務省令で定めるものを当該利用者証明利用者に求める方法により行わなければならない。

第二章第二節第二款第三十八條の次に次の二条を加える。

(特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認)

第三十八條の二 利用者証明検証者は、前条第二項の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けて、利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認を当該利用者証明利用者の個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を用い

る方法であつて総務省令で定めるものにより行うことができる。

2 利用者証明検証者は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る確認の実施に関する計画

三 申請に係る確認の業務の用に供する設備の概要

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請に係る確認の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、第一項の認可の申請を行う者が当該計画を確実に遂行することができること。

二 申請に係る確認の業務の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の認可を受けた者(以下「特定利用者証明検証者」という。))は、第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。))をするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

5 特定利用者証明検証者は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 特定利用者証明検証者が第三項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 特定利用者証明検証者が第四項の規定に違反したとき。

三 電子署名及び認証業務に関する法律第七条第一項又は第十四条第一項の規定により特定利用者証明検証者に係る同法第四条第一項の認定がその効力を失ひ、又は取り消されたとき。

四 第四十七條第二項又は第三項の規定により特定利用者証明検証者に係る同条第一項第五号又は第六号の認定がその効力を失ひ、又は取り消されたとき。

五 特定利用者証明検証者が第五十一條第三項又は第五十三條第二項の規定に違反したとき。

六 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者が第五十一條第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

七 特定利用者証明検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五條第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

八 特定利用者証明検証者から次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第五十五條第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

九 次条第一項に規定する特定利用者証明検証者証明符号の電子計算機処理等に関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。))に従事している者又は従事していた者が第五十七條第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証明検証者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))

を受けて行うものを含む。に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。

(特定利用者証明検査者証明符号)

第三十八条の三 特定利用者証明検査者は、機構に対し、特定利用者証明検査者であることを示す符号(以下「特定利用者証明検査者証明符号」という。)の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検査者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検査者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めに締結しなければならない。

第四十一条及び第四十四条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に並びに特定利用者証明検査者証明符号」を加える。

第四十五条に次の一号を加える。  
九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検査者証明符号を提供する場合第五十一条の見出し中「利用者証明検査者」を「利用者証明検査者等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 特定利用者証明検査者が特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該特定利用者証明検査者は、当該特定利用者証明検査者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検査者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、特定利用者証明検査者から特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合

について準用する。  
第五十三条の見出し中「制限を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定利用者証明検査者は、第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検査者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検査者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第五十五条の見出し中「秘密保持義務等」を「秘密保持義務」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替えるものとする。

第五十六条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「署名検査者等」に改め、同条第一項中「署名検査者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。）」を受けて行うを削り、「関する事務」の下に「署名検査者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。）」を受けて行うものを含む。」を加える。

第五十七条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検査者等」に、「義務」を「義務等」に改め、同条中「利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。）」を受けて行うを削り、「関する事務」の下に「(利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替えるものとする。

3 第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務(特定利用者証

明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて行うものを含む。に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第六十六条第一項中「受けた者」の下に「及び特定利用者証明検査者」を加え、同条第二項中「(行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同じ。)」及び「(行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。))」を削る。

第六十七条第一項第一号中「第三十六条」の下に「(第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同項第五号中「第二十二項」の下に「(第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同項に次の一号を加える。

八 第三十八条の三第二項の規定による特定利用者証明検査者証明符号の提供に係る事務  
第六十七条第三項中「住所都市町村長」の下に「又は附票管理市町村長」を加える。

第七十四条中「第五十五条」を「第五十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

第七十八條第一項中「又は第六号」を「若しくは第六号」に改め、「受けた者」の下に「又は特定利用者証明検査者」を加える。

第七十九条に次の一項を加える。  
2 前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正」  
第四条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。))」を削り、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に、「通知カードの様式その他通知カード」を「第一項又は第二項の規定による通知」に改め、同項を同条第四項とする。

第十四条第二項中「[まで]」の下に「又は第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで」を加え、「機構保存本人確認情報」を削り、「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「をいう。」を「又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報(に、「同じ。))」を「機構保存本人確認情報等」という。))」に改める。

第十六条中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」を削り、「又はこれらに代わるべき」を「その他」に改める。

第十七条第一項中「[対し]」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記載されている者(国外転出者である者に限る。))」に「[その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定

る」に、「その他の」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 氏名  
二 住所(国外転出者(住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。))にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届(同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第二項において同じ。))に記載された転出の予定年月日

三 生年月日  
四 性別  
五 個人番号  
六 その他政令で定める事項  
第七条第一項中「通知カード(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。))」を削り、同条第二項中「通知カードにより、同条第八項中「前各項」を「前三項」に、「通知カードの様式その他通知カード」を「第一項又は第二項の規定による通知」に改め、同項を同条第四項とする。

める書類の提示を受け、又は同条を「前条」に改め、同条第二項中「第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届」を「第二十一条第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは

は「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

第十九条第四号及び第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

第五十五条中「通知カード又は」を削る。

附則第三条第二項及び第三項中「通知カードにより」を削る。

別表第一の三十六の二の項中「による」の下に「雇災証明書の交付又は」を加え、同表の四十九の項中「又は費用の徴収」を「費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同表の九十三の項の次に次のように加える。

九十三の二、厚生労働大臣、  
都道府県知事又は市町村長  
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第二の一の項中  
厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等  
国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるものを

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等  
厚生労働大臣

国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報（以下「特別障害給付金関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等  
厚生労働大臣  
年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの  
失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

表の五の項中  
厚生労働大臣  
労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣  
労働者災害補償関係情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの  
厚生労働大臣又は日本年金機構  
特別障害給付関係情報

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等

に改め、同

者災害補償関係  
う。又は失業等給  
であつて主務省令  
の

付金関係情報で  
省令で定めるもの

に改め、同表の二十五の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報、」  
に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支  
給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の二十六の項  
中「雇用保険法による給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。）を「失業等給付  
関係情報」に、「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報、」に、「若しくは特定障害者に対する  
特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する  
情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の三十三の項中

市町村長 介護保険給  
あつて主務

付等関係情報で  
省令で定めるもの

市町村長 介護保険給付等関係情報で  
あつて主務省令で定めるもの  
厚生労働大臣又  
は日本年金機構  
あつて主務省令で定めるもの

の項中「年金給付関係情報」の下に「又は特別障害給付金関係情報」を加え、同表の四十二の項中

医療保険者又は  
後期高齢者医療  
広域連合  
医療保険給付関係情報であつ  
て主務省令で定めるもの

医療保険者又は  
後期高齢者医療  
広域連合  
都道府県知事等  
生活保護関係情報又は中  
留邦人等支援給付等関係  
であつて主務省令で定め  
の

あつ  
国残  
情報  
るも

に改め、同表の五十八の項中「年金給付関係情報」の下に「又は特別障害給付金関係情報」を加

え、同表の六十六の項中

市町村長 地方税関係情報又は住民票関  
係情報であつて主務省令で定  
めるもの  
厚生労働大臣若  
しくは日本年金  
機構又は共済組  
合等  
年金給付関係情報であつて主  
務省令で定めるもの

厚生労働大臣  
市町村長  
厚生労働大臣若  
しくは日本年金  
機構又は共済組  
合等  
地方公務員災害  
補償基金

労働者災害補償関係情報で  
あつて主務省令で定めるもの  
地方税関係情報又は住民票関  
係情報であつて主務省令で定  
めるもの  
年金給付関係情報であつて主  
務省令で定めるもの

に改め、同表の六十八の項中

厚生労働大臣若  
しくは日本年金  
機構又は共済組  
合等  
年金給付関係情  
務省令で定める

地方公務員災害補償関係情報  
であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣  
労働者災害補償関係情報で  
あつて主務省令で定めるもの  
厚生労働大臣若  
しくは日本年金  
機構又は共済組  
合等  
地方公務員災害  
補償基金  
地方公務員災害補償関係情報  
であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の六十九の項



の次に次のように加える。

|                |                                                                                      |      |                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------|
| 六十九の二 市<br>町村長 | 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 市町村長 | 母子保健法による健康診査に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------|

別表第二の八十七の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の九十四の項中「生活保護関係情報」の下に「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を加え、同表の九十七の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加え、同表の百六の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報」に改め、「生活保護関係情報」の下に「又は児童扶養手当関係情報」を加え、「又は住民票関係情報」を「住民票関係情報」と改め、

は児童手当関係情報に、

|                                                 |                                                 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定められている者 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定められている者 |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|

を  
国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者

厚生労働大臣又は都道府県知事

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

に改め、同表の百十四の項中

|                                      |                                              |
|--------------------------------------|----------------------------------------------|
| 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者 | 国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
|--------------------------------------|----------------------------------------------|

特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

他の法令による付の支給に関する主務省令で

国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定められているもの

に改め、同表の百十五の項

の次に次のように加える。

|                |                                                 |                     |                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------|
| 百十五の二 市<br>町村長 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの |
|----------------|-------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------|

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「年金給付関係情報」という。又は「を」を「年金給付関係情報」という。に改め、「特別障害給付金関係情報」という。の下に「又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下「年金生活者支援給付金関係情報」という。）を加え、同表の二の項から四の項までの規定中「又は特別障害給付金関係情報」を「特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」に改め、同表の五の項及び三十三の項中「特別障害給付金関係情報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加え、同表の三十九の項及び五十八の項中「又は特別障害給付金関係情報」を「特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報」と改め、

係情報」に改め、同表の百六の項中

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 厚生労働大臣 | 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの |
|--------|-------------------------|

を  
厚生労働大臣又は日本

|          |                              |
|----------|------------------------------|
| 働大臣      | 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの      |
| 働大臣又年金機構 | 年金生活者支援給付金関係情報であつて主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百十四の項中「特別障害給付金関係情報

報」の下に「又は年金生活者支援給付金関係情報」を加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第六条 中小企業退職金共済法昭和三十四年法律第六十号の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項中「つど」を「都度」に、「はりつけ」を「貼り付け」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織(機構)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(母子保健法の一部改正)

第七条 母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(健康診査に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があるとき、当該他の市町村に対し、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に對する第十三条第一項又は第十三条第一項の健康診査に

関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより行うよう努めなければならない。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付(再交付を含む。以下この項において同じ。)に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

第二十八条に次の一項を加える。

2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規

定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七條)を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(第五十七條)を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第五十六條(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という。))別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第二條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定 公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(「第十五條」を「第十五條の四」に、「第二十條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二條及び第三條の改正規定、同法第十二條の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の二第四項並びに第十二條の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五條の次に三條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、

同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。))並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第五條の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二號)の施行の日

四 附則第三十九條(租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六號)第二十五條の二第四項第二号の改正規定に限る。の規定 平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

五 附則第三十條(地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)第七十二條の二十五第十五項及び第十六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九條の五の改正規定に限る。)、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

六 第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三條第四項の改正規定、

同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。))並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第五條の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二號)の施行の日

四 附則第三十九條(租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六號)第二十五條の二第四項第二号の改正規定に限る。の規定 平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

五 附則第三十條(地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)第七十二條の二十五第十五項及び第十六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九條の五の改正規定に限る。)、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

六 第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三條第四項の改正規定、

同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。))並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。))を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七條)を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第十八条の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(第五十七條)を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第五十六條(見出しを含む。))の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者等」を利用者証明検証者等」に改める部分に限る。))及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四條中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六條までにおいて「番号利用法」という。))別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第二條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定 公布の日

同法第二十條第一項の改正規定、同法第二十一條の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。))並びに同法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第一項、第三十七條第一項、第四十三條、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

同法第十七条第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第十九条の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八條の改正規定、同法第二章第二節第二款同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条、第四十四条第一項、第四十五条、第五十一条(見出しを含む。)、第五十三条(見出しを含む。)、及び第五十五条(見出しを含む。の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。))並びに同法第七十四條及び第七十八條第一項の改正規定並びに第四條中番号利用法第七條及び第十六條の改正規定、番号利用法第七條の改正規定(同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。))並びに番号利用法第五十五條及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定  
平成三十三年一月一日

八 第六條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九 第二条中住民基本台帳法第十七條の改正規定(同条に三号を加える部分(第五号及び第六号に係る部分に限る。))、同法第二十条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三條を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。))並びに附則第四條第四項及び第八項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第八

条、第九條、第十三條及び第十五條第二項の改正規定、同法第十七條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。)、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七條及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定(第三十条の三十の下に、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二を加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第三十条の十の下に「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第三の改正規定(第三十条の十一の下に「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第四の改正規定(第三十条の十二の下に「第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。)、同法別表第五の改正規定(第三十条の十五の下に「第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。))並びに同法別表第六の改正

規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第七條及び第八條の改正規定、同法第九條の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十條、第十二條及び第十三條の改正規定、同法第二十二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十八條の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九條及び第三十一條の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。))並びに同条第三項の改正規定並びに第四條中番号利用法第二條第七項及び第十四條第二項の改正規定、番号利用法第十七條の改正規定(同号に掲げる部分を除く。))並びに番号利用法第十九條第四号及び第四十八條の改正規定並びに附則第四條第三項、第九項及び第十項、第五條、第六十五條、第六十九條並びに第七十條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「新情報通信技術活用法」という。第六條及び第七條の規定は、施行日以後に行われる申請等(新情報通信技術活用法第三條第八号に規定する申請等をいう。))又は処分通知等(新情報通信技術活用法第三條第九号に規定する処分通知等をいう。))について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等(第一条の規定による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下この条において「旧情報通信技術利用法」という。))第二条第六号

に規定する申請等をいう。))又は処分通知等(旧情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。))については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧情報通信技術利用法第五條又は第六條の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新情報通信技術活用法第八條又は第九條の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為)

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日(次条において「第九号施行日」という。))前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法(次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。))第十七條(第五号及び第六号に係る部分に限る。))に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができ。

2 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五條において「第十号施行日」という。))前においても、新住民基本台帳法第十七條(第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。))及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができ。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 新住民基本台帳法第十五條の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。))前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。  
2 市町村長がその除票(新住民基本台帳法第十五條の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。))に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している

除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定は、適用しない。

3 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村(特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。)が備える戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者に係るものについては、新住民基本台帳法第七七条の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第七七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

4 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

5 新住民基本台帳法第二十一条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票(新住民基本台帳法第二十一条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。)に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している戸籍の附票の除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間

は、新住民基本台帳法第二十一条の三の規定は、適用しない。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十一条の三第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第四項中「として」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは「第六項まで及び第九項」と、同項の表第十二条の三第八項及び第九項の項中「第十二条の三第八項及び第九項」とあるのは「第十二条の三第九項」とする。

8 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第二十一条の三第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

9 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかわらず、その者に係る同項に規定する附票本人確認情報(新住民基本台帳法第七七条第七号に掲げる事項を除く。)を都道府県知事に通知するものとする。

10 前項の規定による通知は、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知とみなす。

11 第二号施行日から施行日の前日までの間における住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは、「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。

12 第二号施行日から第十号施行日の前日までの間における新住民基本台帳法第四十三条第二号(ハ)からチまでに係る部分に限る。の規定の適用については、同号ハ及びニ中「本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあり、同号ホ中「本人確認情報又は附票本人確認情報」とあり、並びに同号ヘ中「本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあるのは「本人確認情報」と、同号ト中「又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「の電子計算機処理等」と、「受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者」とあるのは「受領者」と、同号チ中「又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「の電子計算機処理等」とする。

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(次項において「新公的個人認証法」という。第七條第二項の規定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下この条において「公的個人認証法」という。))第三条第六項の規定により第十号施行日以後に発行される署名用電子証明書(同条第一項に規定する署名用電子証明書を

いう。以下この条において同じ。)について適用し、公的個人認証法第三条第六項の規定により第十号施行日前に発行される署名用電子証明書については、なお従前の例による。

2 新公的個人認証法第十二条第二号に係る部分に限る。の規定は、新公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日以後に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者(公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この項において同じ。)に係る住民票の消除があつた場合について適用し、第三条の規定による改正前の公的個人認証法第三条の規定により第十号施行日前に署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票の消除があつた場合については、なお従前の例による。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日(次項において「第六号施行日」という。)において現に第四条の規定による改正前の番号利用法(以下この項及び第三項において「旧番号利用法」という。第七條第一項若しくは第二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第三項までの規定による通知カード(旧番号利用法第七條第一項に規定する通知カードをいう。以下この条において同じ。))の交付を受けている者(次項及び第三項において「通知カード所持者」という。))についての旧番号利用法第七條第六項の規定による当該通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による当該通知カードの返納については、なお従前の例による。

2 番号利用法第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者(第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があつた者を除く。)である本人(番号利用法第二条第六項に規定する本人をい

う。以下この項において同じ。から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。）に対しその者に係る個人番号カード（新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

（罰則に関する経過措置）  
第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
第九条 政府は、この法律の公布後速やかに、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新情報通信技術活用法第三条第二号に規定する行政機関等のうち同号イに掲げるもの（会計検査院を除く。以下この項において単に「行政機関等」という。）による情報通信技術に係る物品及び役務の調達並びに情報システムを整備及び運用（以下この項において「情報通信技術に係る政府調達等」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、内閣官房におい

て、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、情報通信技術に係る政府調達等に必要なる予算を一括して要求し、確保するとともに、当該予算を関係する行政機関等に配分することとする。

二 行政機関等が情報通信技術に係る政府調達等を行うに際し、情報通信技術に関する専門的な知識経験を有する職員を有効に活用することができるよう、当該行政機関等の所掌するそれぞれの事務の特性を勘案して、関係する行政機関等の相互の連携協力体制を整備すること。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（調整規定）  
第十条 施行日が道路交通法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日である場合には、同法附則第八条の規定は、適用しない。

（財政法の一部改正）  
第十一条 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二を削る。  
第四十六条の三を削る。  
第四十六条の四中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項に改め、同条を第四十六条の二とし、第四十六条の四を第四十六条の三とする。

（会計法の一部改正）  
第十二条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二を削る。  
第四十九条の三第一項中「図形等」を「図形その他の」に、「次項及び次条第一項」を「同項及び同条第一項に改め、同条第二項中「執らなければ」とらなければ」に改め、同条を第四十九

条の二とし、第四十九条の四を第四十九条の三とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）  
第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十条の九第二項中「前項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととして行っているものを」、「事務を」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項」の下に「当該」を加え、同条第一項を削る。

（地方自治法の一部改正）  
第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項中から第三項まで、「を」及び第二項、「に」改め、同表東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）の項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改める。

（戸籍法の一部改正）  
第十五条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「以下この条において「情報通信技術利用法」という。第三条第一項を（「第六条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法」に改め、同条第三項を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

（金融商品取引法の一部改正）  
第十六条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三十の三第五項を削る。  
第二十七条の三十の七第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第百八十五条の十二第二項を削り、同条第二項中「前項」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして行っているものを」、「事務を」の下に「同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する」を、「当該事項」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

（国有財産法の一部改正）  
第十七条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条」を「第四十条」に改める。  
第三十九条を削る。  
第四十条中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、第五章中同条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とする。

（公認会計士法の一部改正）  
第十八条 公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五十七第七項を削り、同条第二項中「前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において」を削り、「同項の処分通知等」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして行っているものを、同法第七条第一項

の規定により同法第六条第一項に規定する」に改め、「内容を」の下に「当該」を加え、同項を同条とする。

(政治資金規正法の一部改正)

第十九条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の十五の見出し中「使用した報告書」を「使用する方法により行う報告書等」に改め、同条中「会計責任者は」の下に「第十九条の十において読み替えて適用する」を加え、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項の規定により同項」に、「(第三十二条の二において単に「電子情報処理組織」という。)を使用して」を「使用する」により「」に改める。

第三十二条の二中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、「第二十九条の規定」の下に「(以下この条において「届出等関係規定」という。を、」のものは、」の下に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する」を加え、「使用して」を「使用する」により「」に、「これらの規定」を「届出等関係規定」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第二十条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第十九条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項若しくは」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は第四項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条

に次の一項を加える。

5 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同法第七條第三項の規定は、適用しない。

第三十三條第一号中「第十九條第四項から第六項まで」を「第十九條第三項若しくは第四項」に改める。

第三十七條中「第十九條第五項又は第六項」を「第十九條第三項又は第四項」に改める。

(外国為替及び外国貿易法等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第百二十八号)第五十五條第二項ただし書

二 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九條第五項第一号

三 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十四号)第四十一条の二第二項第一号

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十八條の四第一項第一号

五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十条の六第一項第一号

六 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十条の二

七 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第二項第一号(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一

部改正)

第二十二條 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条の二とする。

(公職選挙法の一部改正)

第二十三條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九條第五項を削る。

第三十條の二第六項を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正) 第二十四條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第十三條第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

(電波法の一部改正)

第二十五條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第二項を削る。

(質屋営業法の一部改正)

第二十六條 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「(質屋営業法の一部改正に伴う調整規定)

第二十七條 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十一年法律第百号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「第二十条第二項ただし書」とあるのは、「第二十一条第二項ただし書」とする。

限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十一年法律第百号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条中「第二十条第二項ただし書」とあるのは、「第二十一条第二項ただし書」とする。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正) 第二十八條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條を削る。

第十三條中「第八條第一項」の下に「(これらの規定を第九條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)」を加え、同条を第十二條とし、第十四條を第十三條とする。

(港灣法の一部改正) 第二十九條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の二の二十第二項ただし書を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十條 地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十八條の二」を「第三百五十八條」に改める。

第七十二條の二十五第十五項及び第十六項、第七十七條の二十六第十項及び第十一項並びに第七十七條の十二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三條第一項」を「第六條第一項」に改める。

第七百四十七條の二第二項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「図形等」を「図形その他の」に、「として」を「その他のその方法が規定されているもの」に、「(次に掲げるものを除く。)」に改め、「ついで

るもの」を「その他のその方法が規定されているもの」に、「(次に掲げるものを除く。)」に改め、「ついで



ては「の下に」、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条を「地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条に」、「次条」を「(以下この条に)」、「經由して行わせる」を經由する方法により行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供

二 第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供

三 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

第七百四十七条の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項を」情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第二項に改め、「ま」で「の下に」及び第六項を加え、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

|     |                   |                                                                   |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第二項 | 当該申請等に関する他の法令     | 地方税関係法令(地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)        |
|     | 法令その他の当該申請等       | 地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係申告等(同条第一項に規定する特定書面等地方税関係申告等をいう。)           |
| 第三項 | 当該申請等を受ける行政機関等    | 地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構(第六項において「機構」という。)                           |
|     | 当該行政機関等           | 同号イに規定する地方団体の長                                                    |
| 第四項 | 当該申請等に関する他の法令     | 地方税関係法令                                                           |
|     | 当該法令              | 当該地方税関係法令                                                         |
| 第六項 | 主務省令              | 総務省令                                                              |
|     | 第一項の電子情報処理組織を使用する | 地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する |
|     | 主務省令              | 総務省令                                                              |

|     |                  |
|-----|------------------|
| 前各項 | 同項及び第二項から第四項まで   |
| 前項  | 地方税法第七百四十七条の二第一項 |
| 第五項 | 第四項              |

第七百四十七条の三第一項中「地方団体の長は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「(次に掲げるものを除く。)」を削り、「ついでにはの下に」、地方税関係法令の規定にかかわらず」を加え、「經由して行わせる」を「經由する方法により行う」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「の規定」を「の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する方法」に、「前項に」を「同号イに」に改める。

第七百四十七条の四第一項中「行政機関の長」を「他の行政機関の長」に改め、「以下この項及び及び」は、他の行政機関の長」を削り、「。次条第一項」を「。同項」に、「規定により」を「規定において」に改める。

定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ついでにはの下に」、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き」を加え、「經由して」を「經由する方法により」に改め、同条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四條第二項から第四項まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第二項から第五項まで」に、「規定により」を「地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由する方法により」に改め、同項の表を次のように改める。

|     |                 |                                                                         |
|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 第二項 | 当該処分通知等に関する他の法令 | 地方税関係法令(地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。)              |
|     | 法令その他の当該処分通知等   | 地方税関係法令その他の当該特定書面等地方税関係通知(同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。次項において同じ。) |
| 第三項 | 、当該             | 、地方税法第七百六十二条第一号の                                                        |
|     | 当該処分通知等に関する他の法令 | 地方税関係法令                                                                 |
| 第四項 | 当該法令            | 当該地方税関係法令                                                               |
|     | 主務省令            | 総務省令                                                                    |



第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等」を「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第三十六條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第二十六條の二とし、第二十六條の四を第二十六條の三とする。

(物品管理法の一部改正)

第三十七條 物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二を削る。

第四十條の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十條の二とし、第四十條の四を第四十條の三とする。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第三十八條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二を削る。

第四十條の三中「図形等」を「図形その他の」に、「次条第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第四十條の二とし、第四十條の四を第四十條の三とする。

(租税特別措置法の一部改正)

第三十九條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十五條の二第四項第二号、第三十七條の十四第九項、第四十二條の二の二第一項第一号及び第六十六條の四の四第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」

を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第九十七條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第三条第一項に規定する」を「国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、同項の規定により、「第二条第六号」を「第三条第八号」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第四十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第一百一條第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「ことが」を「ものとする」に改める。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第四十一條 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項を削り、同条第二項中「前項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)第三條第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして」を、「事務を」の下に、「同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該事項を加え、同項を同条とする」。

(商業登記法の一部改正)

第四十二條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第十項を削る。

第十三條第二項ただし書を削る。

第二十一條第二項中「情報通信技術利用法第三條第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)第六條第一項」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第四十三條 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五十三條中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「国土交通大臣が」を削り、「第二十条第一項」を「第二十条第一項第一号」に改め、「ことができるものとした」を削る。

(法人税法の一部改正)

第四十四條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十五條の三第六項を削り、同条第七項中「及び前項」を削り、同項を同条第六項とする。

第八十一條の二第四の二第六項を削る。

第八十一條の二第五第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「平成十四年法律第五百一十一号」第六條第一項に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」第三條第一項を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第六條第一項に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十五條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合には」に改める。

第三十五條の見出し中「登記等」を「登記」に改め、同条第一項中「登記等」を「登記」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律」第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定又は「を」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」第二條第三号(定義)に規定する書面等を「書面」に改める。

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第四十六條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の三第二項ただし書を削る。

(特定商取引に関する法律の一部改正)

第四十七條 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六條の六第一項を削り、同条第二項中「前項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百一十一号)第三條第九号」に改め、「処分通知等」の下に「であつてこの章の規定により書類の送達により行うこととして」を、「事務を」の下に「同法第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する」を、「当該事項を」の下に「当該事項を加え、同項を同条とする」。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第四十八條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「港湾管理者を含む」の下に「次条第二項において同じ」を加え、同条第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。第二條第六号を「情報通信技術利用法」という。第三條第八号に、「情報通信技術利用法第二條第七号」を「情報通信技術利用法第三條第九号」に改める。

第三條の見出しを「(情報通信技術活用法の適

用」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術活用法第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)に規定する電子情報処理組織とみなして、同条又は情報通信技術活用法第七条(電子情報処理組織による処分通知等)の規定を適用する。この場合において、情報通信技術活用法第六条第三項中「当該申請等を受ける行政機関等」とあるのは「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「当該申請等を受ける行政機関等」とする。

第三条第二項中「情報通信技術利用法第四条」を「情報通信技術活用法第七条」に、「同条第一項の行政機関等」を「税関その他の関係行政機関」に改める。

第四条第一項及び第五条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第四十九条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項ただし書を削る。

(消費税法の一部改正)

第五十条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第六項を削る。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第五十一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三條」第四十六条を「第四十二条」第

四十五条」に改める。

第二十四条第一項中「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第四十二条を削る。

第六章中第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同条を第四十四条とし、第四十六条を第四十五条とする。

(政党助成法の一部改正)

第五十二条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二第一項中「場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「支部報告書」を「第十八条第二項の支部報告書、監査意見書」に、「又は第三十条第二項の規定により」を「の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に」に改め、「監査意見書の下に」(第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。)」を、「第三十五条の文書の下に」(第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。)」を加え、同条第二項中「政党の会計責任者又ははを」を「第十八条第一項、第二十條第二項若しくは第二十九条第一項第二号に規定する政党の会計責任者又は同項第一号若しくは第三十条第二項に規定する」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第五十三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七十四条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)」に改め、同条中「の規定による申請及び同条第二項」を「第三十四条第五項において準用する場合を含む。」の規定による提出及び第十條第二項に、「第二十五条第三項の規定による申請を」第二十五条第四項の規定による提出に、「第

三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請を」第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出に、「第四十四条第一項の規定による申請を」第四十四条第二項(第五十一条第五項、第五十八條第二項第六十三條第五項において準用する場合を含む。及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。の規定による提出)に改め、「第五十一条第三項の規定による申請を削り、「第五十六条」を並びに第五十六條に改め、「第五十八條第一項の規定による申請並びに第六十三條第三項の規定による申請を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「同法中」を「同法第六條第一項及び第四項から第六項まで、第七條第一項、第四項及び第五項、第八條第一項並びに第九條第一項及び第三項中」に、「とし、同法第十二條の規定は、適用しない」とする」に改める。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十四条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二の見出しを「(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)」に改め、同条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條(行政機関等の電磁的記録による作成等)並びに」を削る。

(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第五十五条 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項ただし書を削る。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第五十六条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項ただし書を削る。

(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第五十七条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五條の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書(以下この号において「除票の写し等」という。の交付)を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同条第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る。」の下に「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し(以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。の交付(当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。))」を加え、「の引渡し」を「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五十八条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「作成」の下に「並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」を加える。

(不動産登記法の一部改正)

第五十九条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五百五十四條を次のように改める。

第五百五十四條 削除

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成

十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第二条第二号二」を「第三条第二号二」に改め、同条第九号ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第二条第六号」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第三条第八号」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第六十一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は同法第十五条の四第一項の規定に基づく同項の除票の写し若しくは除票記載事項証明書(以下この号において「除票の写し等」という。)の交付」を加え、「の引渡し」を「又は除票の写し等の引渡し」に改め、同項第四号中「記載されている」を「記録されている」に改め、「限る」の下に「又は同法第二十一条の三第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の除票の写し(以下この号において「戸籍の附票の除票の写し」という。)の交付」当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。」を加え、「の引渡し」を「又は戸籍の附票の除票の写しの引渡し」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項第一号ロを次のように改める。

ロ 道路運送車両法第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び同条第二項の手数料並びに同条第三

項に規定する者の同項の手数料(独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。)のうち、同条第四項ただし書及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第五項の規定による手数料

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第六十三条 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十三条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十六条第二項中「第二十四条」を「第十五条の三第一項」に改める。

(カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特別に関する法律の一部改正)

第六十四条 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特別に関する法律(平成十九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十五条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中「新法第四章の三」を「住民基本台帳法第四章の四」に改める。

(東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の一部改正)

第六十六条 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第六十七条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項の表行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第十二条」を「第十八条」に改める。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第六十八条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十一条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十六の項及び八十七の項の改正規定中「若しくは特定障害者」を「又は特別障害給付金関係情報に、特定障害者を、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金を加え」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(次条において「住民基本台帳法」という。第三十條の九)を「住民基本台帳法第三十條の七第四項」に改める。

第十八條第一項中「新住民基本台帳法」を「第十六條の規定による改正後の住民基本台帳法

(この条において「新住民基本台帳法」という。)に改める。

第二十二條第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。))」を「住民基本台帳法」に、「における第四号新住民基本台帳法を「における同法」に、「(以下「機構保存本人確認情報」という。))」を「機構保存本人確認情報」に、「と、第四号新住民基本台帳法を」と、同法に改め、同条第二項中「第四号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「から第四号新住民基本台帳法を」を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第二号」を「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法を」と、同法に改め、同条第三項中「第四号新住民基本台帳法別表第三」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。別表第三」に改め、同条第四項中「第四号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「から第四号新住民基本台帳法を」を「から住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法の規定を「同法の規定」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第二号」を「第二号及び第三号」に、「と、第四号新住民基本台帳法を」と、同法に改める。

(地方公共団体情報システム機構法の一部改正)

第七十條 地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「の保護」を「及び同法第三十條の四十二第一項の規定による通知に係る同法第三十條の四十二第一項に規定する附票本人確認情報の保護」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改める。

(地方法人税法の一部改正)

第一類第一号 内閣委員会議録第十三号 平成三十一年四月十七日





[参照] (委員大河原雅子君から提示された参考資料)

**『Cooperation with the United Nations, its representatives and mechanisms in the field of human rights』** Report of the Secretary-General (P46,47)より抜粋

32. In May 2018 it was reported that Ms. Ito and Human Rights Now continue to be targeted due to their cooperation with the United Nations. On 9 March 2018, during a videotaped session of the House of Representatives Committee on Cabinet, a member of the Diet and Liberal Democratic Party addressed government representatives where she characterized Human Rights Now as “(a)n organization that makes use of the United Nations and other [international forums] to spread around the world the fabricated information that the “comfort women” of the Japanese army were sex slaves, and does that with lots of enthusiasm; that’s what Human Rights Now is.” Human Rights Now had organised a side event on “comfort women” at the Commission on the Status of Women. The Diet member also reportedly requested the Diet to “control NGOs’ international forms of speech” in their collaborative activities with the United Nations and said, “it is obvious that there are people trying to use propaganda to discredit Japan,” which was reiterated on social media. Human Rights Now sent two letters to the Chairman of the House of Representatives Committee on Cabinet and to the Liberal Democratic Party on 27 March 2018 regarding these allegations. The Government of Japan responded on 15 August 2018 that “it asked both the Liberal Democratic Party and the Secretariat of the House of Representatives about the letters mentioned. The Liberal Democratic Party replied that it cannot confirm if it received the letter because it has no information on which department of the Party the letter was addressed to. The Secretariat of the House of Representatives replied that the chairman has not responded to the letter from that organization.”

出典：国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）HP掲載の上記報告書

[http://ap.ohchr.org/documents/dpage\\_e.aspx?si=A/HRC/39/41](http://ap.ohchr.org/documents/dpage_e.aspx?si=A/HRC/39/41)

平成31年4月17日 内閣委員会 大河原雅子（立憲）配付資料





令和元年五月八日印刷

令和元年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C